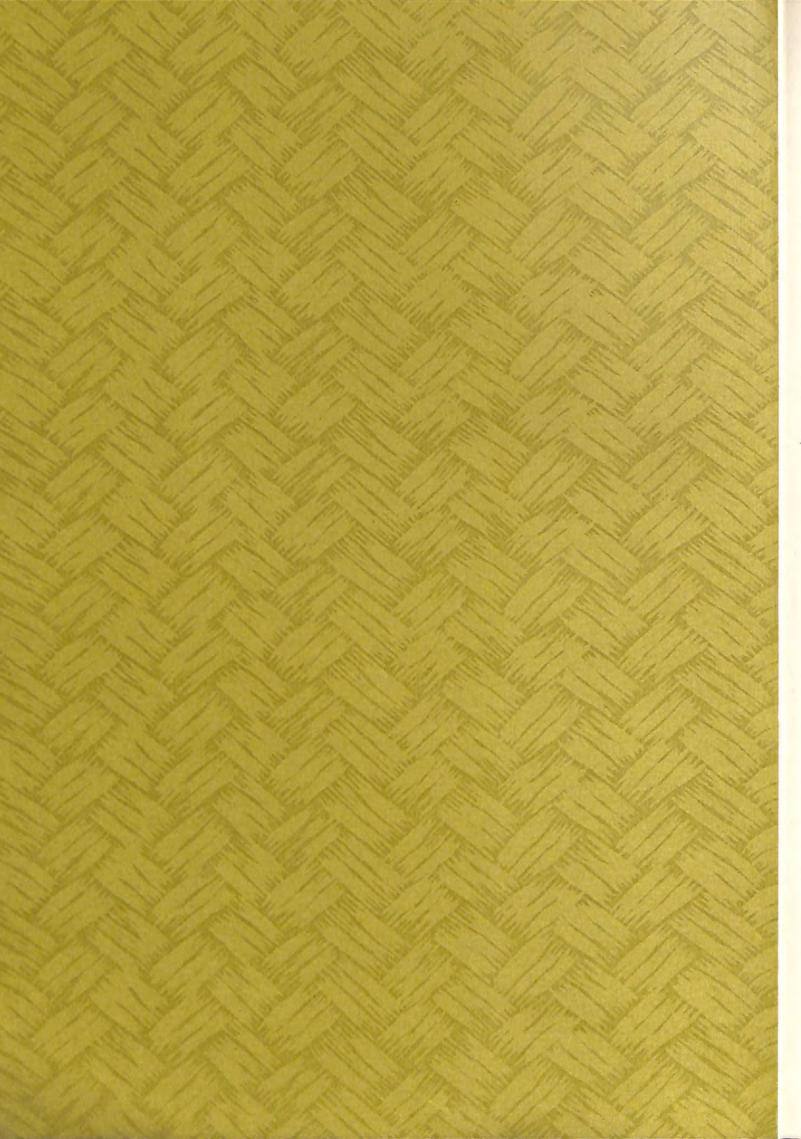
## BULLETIN

第 14 号

# 〈EC1992年市場統合と日仏関係〉

1 9 9 1

日仏経済学会



## 日仏経済学会BULLETIN 第14号

## 目 次

卷頭言	·····西川	潤	(1)
(エッセー)	河野	η <del>»</del> —	(2)
2 1 世紀の世界 - フォサールの近著によせて - · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		<b>声声</b>	(5)
モスクワの夏・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		生以	(6)
フランスの長期展望と日本の問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		剪一	(8)
いわゆる「フランス初期社会主義」研究の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·····································	。 自去·····	(10)
遅刻は文化なり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		一郎	(12)
建刻は文化なり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	平田:		(13)
社会形成とレキュラシオン様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			, ,
(EC 1992年市場統合と日仏関係)			
F C 内における国際公券レフランフ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	······清水	貞俊・・・・・・・・・・	(18)
アジア新国際△米	•••••奥村	和久	(29)
ョーロッパ統一市場と統一貨幣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	パス	カル・サラン・・	(36)
	(清	水和巳訳)	
民主主義の欠如とは何であるのか?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	シャ	ルル・レィシュ	(47)
	(佐	川和彦訳)	
新たな大望、新たな優先課題、新たな権力配分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		ール・マイエ・・	(55)
	(+	町慎浩訳)	
(1990年世大会報告)		<b>秦朗</b>	(70)
戦後日本における賃労働関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3K E/J	(10)
- 利潤主導型成長と賃金主導型成長に関連して- 21世紀初頭の資本-労働関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		ン・リピエ…ッ	(75)
21世紀初頭の資本 – 労働関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(#	上泰夫通訳)	(10)
《論文》	(//		
日本における政府助成研究と研究協力に関するフランス人の見方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	······································	・アンドルエ・・	(82)
1年にもける政府助成研究と研究協力に関するフランス人の兄の	(1)	木尚志訳)	
(書評)			
山田鋭夫著『レギュラシオン・アプローチー21世紀の経済学』藤原書店、1991年・・・・・・	我孫	子誠男	(87)
葉山滉著『現代フランス経済論』日本評論社、1991年・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••藤本	光夫 · · · · · · · ·	(89)
Jacquemot, P., La Firme Multinationale: Une Introduction Economique, Economica, 1990	長谷	川信次・・・・・・・	(90)
Mucchielli, J-L., Les Firmes Multinationales: mutations et nouvelles perspectives,			
Economica, 1985			
J.de Roux et al.(dir.), François Perroux, Les dossier H, Fondation Credit Lyonnais	, 1990 · · · · 清	水和巳・・・・・・	(92)
(学会活動)			( - 0 )
活動報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			(96)
日仏会館図書室情報サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			(98)
会計報告			(100)
会則····································			(100)
会員名簿······  役員名簿······			. (106)
役員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			(107)
投稿規疋・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			(101)

#### 巻頭言

日仏経済学会は1960年の創設以来、齢31歳を数える。 "BULLE-TIN"も14号を発行することになった。会員各位のご協力と日仏経済交流の活発化とともに、近年では毎年1回の定期刊行が常態となってきたことはご同慶のいたりである。ただ、本号は編集上の都合から発行が1992年にずれこむことになったことをお詫びしなければならない。

本号では、《エッセー》として理事の皆さんからの原稿をいただいた。それぞれ、日仏経済学界の交流のさまざまな局面を示しており、本学会の活動状況の幅を示すものとなっている。

こかりものとなっている。 論文では、二つの特集を組んだ。一つはECの1992年市場統合を控えて、 1989年4月にパリの国立科学研究センター(CNRS)で開かれた会議「E C1992年市場統合と日仏関係」での報告から、清水貞俊、奥村和久両会員の 論稿を収録するとともに、最近フランスでEC統合の諸側面について行われている特徴的な議論としてサラン、レイシュ、マイエ3氏の論文を訳して加えた。

第二は1990年度大会の特集で、平野泰朗、アラン・リピエッツ両氏のレギュラシオン学派の視点からする日本経済、フランス経済に関する報告を収録した。このほか、1989-91年の時期にCNRS駐日代表をつとめられたアン・このほか、1989-91年の時期にCNRS駐日代表をつとめられたアン・アンドルエ理事にお願いして、日仏の学術協力に関する見解を執筆していただいた。 諏訪貞夫理事のエッセーとあわせ読まれることを希望する。

た。 諏訪貝夫理事のエッセーとのわられるいることにはよう。 これらの論文はいずれも、1990年代における日仏・日欧関係の基礎を考え るために役立てていただけるものと考えている。

っために役立てていただけるものと考えている。 "BULLETIN"は会員共有の学術雑誌であるので、特集主題、論文、書評等についてご希望をお寄せいただき、また、積極的にご投稿をいただければ幸いである。

1991年12月

日仏経済学会事務局

### 《エッセー》

### 21世紀の世界

- フォサールの近著によせて-

河野 健二 (京都市立芸術大学)

私の数すくないフランスの友人のひとり Robert Fossaert 氏から" Le monde au 21° siecle" (Fayard, 1991) と題する大著が送られてきた。彼はパリ大学出身のエコノミストであり、今はもっぱら文筆家で、以前"L'avenir du capitalisme" (1961) を書いたことがある。その書物を私は服部春彦氏と共に訳出したことがあるので、記憶されている人もあるだろう(『資本主義の将来』岩波書店、1962年)。

フォサールの新著は「世界システムの理論」という副題が示すように、世界システムの展開を(1) 原始・古代から18世紀までの「前資本主義世界」、(2)18世紀から1990年までの「初期の資本主義 的三世界」として、第一次世界大戦までと、戦間期、戦後期の三つを扱う。(3)最後に来るのが、 本書のタイトルの「21世紀の世界」であり、ソ連・中国・インド・アメリカ・ヨーロッパ・日本を含む世界資本主義のシステムの今後のあり方を展望する。

規模雄大で、時には22世紀までの推移に目配りしたこの書物は、経済史や世界経済論にとって見逃すことのできないものとなると思われるが、何ぶん 500ページを超す大著で詳細なデータ分析と、それに基づく示唆的な見通しを満載した本書を簡単に紹介したり批評することは困難な仕事である。

ただ、私は最近、必要に迫られて、とくに本書の21世紀にかかわる部分を拾い読みした。そこで、そのときの印象を中心に若干の説明を加えることで、本書にたいする関心を多少とも高めることに努めたいと思う。本書の最も根本にある関心は、世界システムの主要な担い手として機能してきた「近代国家」あるいは「帝国主義国家」が21世紀を迎える世界のなかで、どのような変容をとげることになるか、またどういう在り方が望ましいかということであろう。「国家」論こそ本書の中心課題である。そういう関心に導かれてフォサールは古代いらいの世界システムを検討するわけだが、そのい彼が強調することの一つは、世界の一体性という点であり、いま一つは世界システムに含まれる階層性という点であると私は受け取った。まず、第一の世界の一体性という論点は、18世紀いらいの資本主義の展開がさまざまの国民を巻きこんで、国民国家の形成に向かわせ、それらを相互に対立させて、ナショナリズムや戦争を誘発するものの、しかしそのことを通じて逆に資本主義は世界を統合するシステムとして強力に形成されてゆくという関連の指摘である。例えば、20世紀における戦争と革命の勃発が戦後における世界の組織化を促進し、市場が支配する世界と多国籍企業やEECを生み出すにいたったことは、その明らかな証拠である。激しい競争や対立を内包しながら、さまざまの国民国家は、相互の関連性をますます深めざるをえない。

フォサールの強調する第二点は、私のまとめ方によれば「世界の階層性」という論点である。ますます数がふえて最近では 150を超える平等で均質な単位として存在するのではない。「南北問題」という言葉が示すように、地球上の陸地面積は先進的な工業国が占める北半球の大部分、太洋州、南米の一部を除いて、半分を越える地域が「第三世界」「発展途上国」と呼ばれる。これらの赤道を挟んだ地域に存在する中南米、アフリカ、中東、インド、中国、東南アジアの諸地域は、もっぱら先進地域への資源と労働力の供給地として機能し、人口圧力と貧困に苦しみ、先進国が独占する資本と技術による環境破壊の標的となっている。災害や政治的不安、難民の大量発生などが、この地域を特徴づける。資本主義の世界体制は一様で等質のものではなく「システム化」または「構造化」されて存在し、また機能しているのである。

世界の階層性を最もよく示すものは、21世紀の全体を展望して、フォサールが国民一人当りのGNPを推定して出している数字であろう。21世紀には人口の増加率(年平均)は20世紀の1.35%にたいして、4.25%に増大するものと推定されるから、人口一人当りのGNPは20世紀の 1.6%が約 2倍の 3.3%に増えるものと想定される。

しかし、問題は世界全体の平均値ではなく、地域ごとの中味にある。いま北アメリカの一人当り国民所得を 100として、20世紀末の1990年、2000年、2010年、2100年の4つの時点での各地域の国民所得を推定する。そのさい、日本は66、81、103、231となって、2010年にアメリカを凌駕して世界第一位となり、その勢いは世紀末になってさらに倍増する。これにたいして、ヨーロッパの数字は65、73、65、105で停滞気味ながら21世紀末にはようやくアメリカと肩を並べる。これらに比較すると、中国・インドなどの途上国の数字は驚くほどの低さである。中国は 3.5、 4、 6、24、インドは 3.5、 4、5、15であり、あと一世紀たってもなお日本の10分の1、あるいはそれ以下という状態である。

21世紀における日本の経済的優位、アメリカ・ヨーロッパ・ソ連の後退、それに途上国の依然たる 停滞、こうした動向は不可避的に経済摩擦や政治的緊張、戦争や革命、恐慌や不況を内包するものと ならざるをえない。しかし、幸いにも冷戦の終結は核戦争の可能性から世界を解放したが、他方その ことはソ連を初めとする連邦制の解体による諸国家の自立、ナショナリズムの強化、他国への侵略行 動などへの道を開く。湾岸戦争はその最初の現われである。

こうして本書の最終章は「国家の過剰」と題される。21世紀の直面する問題は、ますます増加する国家、しかもそれに満足しないで頻発する民族的、人種的紛争、人口爆発、経済難民の発生、人権侵害、環境破壊などの諸々の困難である。これらにたいして人間の叡知が何をなしうるかが問われねばならない。フォサールは日本経済の急速な発展を評価しながらも、日本が世界の文明にたいして「エレクトロニクスのがらくたとツーリストのチャーター便」以外の何をあたえたかを自らに問うべきだという皮肉の一句を挿入している。それは別として、21世紀に「満杯」になる諸国家をいかに統御し、組織化するか、ともすれば奔放になる経済をいかにしてエコロジーと「強制結婚」させるか、情報革命のなかで人民の権利の上におく手立ては何か、21世紀の「叡知」はこれらの課題を負うことになるというのが、本書の強調点である。

以上は本書を少し眺めた上で、とくにその後半部分について私がまとめた要約である。本書の示唆するところはまだまだ豊富であり、また深刻である。本書はウォーラーステンの世界システム論を参照しているが、私もかつて京大人文科学研究所の共同研究で「世界資本主義」を論じたことがあり(河野健二・飯沼二郎縄『世界資本主義の形成』1967年、同『世界資本主義の歴史構造』1970年、いずれも岩波書店)、この問題提起がフォサールによって継承され深められていることをうれしく思った。 読者諸氏がこれらの点にも想いを及ぼすことがあれば幸いである。

-4-

### モスクワの夏

長部 重康 (法政大学)

ソ連で保守派のクーデターが勃発する10日ほど前、モスクワで4日間を過ごした。 ウラジオストックでアジア・太平洋の学長・研究所長会議が開かれ、それに参加した何人かの知人がモスクワへ回る。 夏休みを過ごしにパリへ向かう途中、それに便乗して、半年ぶりにモスクワを訪れることにしたのである。

おかげで、「革命」前の貴重な体験ができた。

文部大臣の表敬訪問では、最近のイデオロギー教育の是正について質問が出た。大臣は、10月革命以来の社会主義の成果をとうとうとまくしたてたあと、ペレストロイカのおかげで多元主義が進み、民主主義やキリスト教や仏教などとならぶ人類の遺産の1つとして、社会主義をも教えるようになった、と説明した。一行のなかには、これに賞賛を寄せる声が多かったが、私はこの演説を鼻白む思いで聞いていた。

多感な若者が、これまでマルクス・レーニン主義のイデオロギー教育を強制されて、どれほど絶望的な思いに捕らわれ、権力への面従腹背という悪徳を受け入れてきただろうか。 旧勢力は生き残りを策し、未来の改革を語ることで、過去の責任を曖昧にしようとする。この改良派ノーメンクラツーラの、いわば「ゴルバチョフ主義」の、典型を見る思いがしたからである。

暇をぬって、一人でプーシキン美術館の裏手にあるマルクス・エンゲルス博物館に足を伸ばしてみた。 今年の冬に訪れたときには、閉鎖されて建物の痛みが激しかったが、その後どうなったか気掛かりであったからだ。 半年ぶりに博物館の屋敷に入ってみると、 雑草が生い茂り、 建物の崩壊も進んでいた。 その一角には共産党系の出版社が入っており、そこに向かう老婦人に博物館は、 と尋ねると、 腕をまげて別の手の甲でどんと叩いた。 もう終わりだ、というのであろう。

そういえば、先回、ゴーリキー通りの繁華街に面した中央革命博物館を訪れたとき、客はまばらで、 多数の監視のおばさんたちが暇を持て余していた。なかに小学校高学年の悪我鬼どもが何人か連れ立 ち、大声を発して展示をあげつらい、冷笑を浴びせかける。気の毒に、おばさんたちはこれを制止し ようと、悪戦苦闘していた。神聖なる革命の権威も、全く地に落ちてしまったものだ。

大臣訪問の翌日、ポポフ・モスクワ市長に会えた。地方行政の責任者として一番頭を悩ましているのは、経済の崩壊下でのゴミ処理場の建設だ、との話しには、おもわず同情させられた。ノーメンクラッーラの大臣とは違い、質問に対してはゆっくりと言葉を選び、正面から答えてくれた。歴史家出身らしく、過去の負の遺産をはっきりと指摘して、共産主義はすでに死滅している、と断定したのが印象的だった。

一行の泊まったホテルは、オクチャブリスカヤという。 観光案内には出ておらず、モスクワの市内 地図で探しても載っていない。 共産党の中央委員会が直営するノーメンクラッーラ用のホテルであり、 国資や共産党のお偉方が泊まるからであろう。 頑丈な鉄の塀で取り巻かれ、自動開閉の門を守衛が監視する。許可証のない車は構内には入れず、タクシーは棚の外の道路で待機して客を待つ。大理石にマホガニー、それにシャンデリアと内装は資を尽くしており、ロビーや廊下、食堂、室内は天井が高く、ゆったりとしている。それに馬鹿でかい会議場と宴会場とが付属しており、おまけに図書室まである。

部屋代はそれ相応に高いが、宿泊客はまばらであった。これでは経営も苦しかろう、といらぬ心配までさせられたが、ノーメンクラツーラに特権を提供するには金に糸目を掛けない事実が実感できた。食堂はルーブルで支払え、嘘のように安い。シャンパンとキャビアつきの豪華版フルコースをふんばつしても、5~6人で実勢数千円止まりである。最近はやりの町中のコーペラティブ(共同組合経営)のレストランへ行けば、この10倍以上はしよう。

この中央委員会の直営ホテルも、「革命」後の共産党資産の接収に伴い、閉鎖の憂き目にあったはずだ。パリで、クーデター騒ぎのテレビ報道を見ていたら、オクチャブリスカヤ・ホテルの前景が往時共産党の権威の象徴の1つとして写し出されていた。 ささやかながら得がたい体験をしたことを懐かしむ気持ちと、特権を味わったほろ苦い思い出とに、暫しとらわれたことであった。

社会主義の臨終が近いことは確信していたが、モスクワを離れてわずか10日後に、これが劇的に 実現するとは、思ってもみなかった。世界は急変する、をまさに実感させられたこの夏である。

# フランスの長期展望と日本の問題

小金 芳弘 (東洋女子短期大学

「1992年」を来年に控えるフランスが何を考え何を狙っているのかを知るために、ここでは「21世紀に向かって-フランスのアイデンティティの将来」- "Entrer dans le XXI® siècle: Essai sur l'avenir de l'identité française", Sécretariat d'Etat au Plan. Editions la découverte et la documentation française. Paris. 1990 - と題する文書を取り上げる。

これは、フランス計画省が1964年の「1985年」以来発表している長期展望で、今回のものは5回目に当たる。1988年秋に発足したトップクラスの社会科学者18人からなる「2000年展望グループ」のこの報告書は、現代フランスの知識人が彼らの社会の問題点と可能性について大体において合意した結論だということができよう。ここでは、彼らが最大の問題と考えていることが副題を見ても判る、「フランスのアイデンティティ問題」についての見方を紹介すると共に、日本の問題を考えてみることとしたい。

### 1. フランスの課題とアイデンティティ危機

「東側」体制の崩壊に伴ってフランスが当面する課題は、ECの一員として日米とならんで国際問題を取り仕切る一方で、長期的には、ECの東にある旧ソ連・東欧地域と南にある地中海のイスラム地域を政治的経済的に統合するという、「ECの野望」の実現に寄与することである。また国内的には、道徳、労働、教育という三つの分野で進行している大きな変化に対応する必要がある。

現在フランスが抱えている各種の困難は、他の民主主義先進工業国よりも深刻だとは思われないが、 多くのフランス人は、自国が果たしてそれに対応できるかどうか疑っているように見える。フランス 人は革命以来、フランスは民主主義的な進歩という点で世界の先頭に立っていると信じてきたが、今 やその神話を覆す数々の徴候があるからだ。

たとえば、フランス語は、科学の用語として余り使われなくなってきているし、文学の世界でも同じである。政治の世界では、フランスが作りだし解放者として伝説化した共和国が、東や南の国で革命の悲惨な後遺症に悩まされている。対外政策においては、自由貿易、人権保護、環境保全等の問題は、フランスの伝統的制度ではうまく処理できない。

このような問題が増えてくると、日本、ドイツ、アメリカ等の制度を真似しようとする誘惑に駆られるが、これらはすべてそれぞれの歴史に根ざすものであってフランスに移植することはできない。また、彼らにもそれぞれ固有の問題があり、それは国際化と脱産業化につれて同じように深刻化している。

#### 2. 変革を迫られる制度と価値

フランスには、攻撃的なエリートと受動的な一般大衆の不毛の対立という図式がある。 大きくしか も不安定な変化に当面しているフランスは、それに対処するために適応と創造の能力を強化する必要 があり、それには、三つの改革によってこの対立を克服しなければならない。

第一は、重要な地位の配分はほとんど学校を卒業するときに決まるようになっているエリート養成 方法を変えることである。第二は、過度の国家介入を止め、多くの問題を他の組織の自由な活動に委 せる体制を作ることである。第三は、国家と他の社会組織との間の序列を変えて、権威ではなく相互 依存関係によって問題を処理する体制を作ることである。

価値の面では、「フランス的世俗主義」と「個人の独立」が問題になる。

前者は、民主主義的普遍主義以外のすべての伝統や信念を徹底的に否定するものだが、地方的ないし家族的な価値を許容することなしにこれからの世界でフランスが指導的役割を果たすことはできないし、それを欠く普遍主義は成立し得ないことを、フランス人は理解する必要がある。後者は、フランス人が最も執着する価値だが、捨てなければならないというものではない。個人の独立は責任感の基礎となるべきものであって、それを集団内で責任を免れるための口実とすることが間違いなのである。

#### 3. 日本の問題

日本の現状をここで述べられたフランスのそれと比較すると、今までは欧米の後にくっついていたのが先頭に出てきたとか、日本語の人気が高まっているとか、「象徴天皇制」がうまく機能しているとか、およそ対照的なものばかりが目につく。しかしその一方、湾岸戦争以来日本に対する深い不信が同盟国の間に広がっており、証券不祥事は、政治経済体制への国民の不信を一段と強めている。

これでは、東も西も南も北も一緒になって行くような混沌たる世界の中で、日本のアイデンティテ

ィが保てるとは思えない。日本人がその危機を感じないのは、恐らく、物質的に恵まれたために精神 的に孤立しているからである。この観点から今の日本の制度と価値を検討すると、殆どフランスと同 じ事が言えそうである。

日本では、フランスにおけるようなエリートと大衆の対立はない代わりに横並び意識が強すぎ、大きな変化の中では皆が方向を見失ってしまう。これを克服するには、教えられたことをうまくこなす者だけがエリートになれる教育選抜システム、民間と国家の癒着、集団の歴史や過去の業績だけにもとづく序列秩序、等を改革する必要があろう。

価値においては、彼らの問題点をそっくり裏返しにしたものが、日本の問題点である。その第一は 「日本的世俗主義」で、普遍主義以外のすべての伝統や信念を無差別に「肯定」する。この結果日本 人の価値は極端に特殊主義的で状況主義的になり、世界の信頼を失うとともに派閥が跋扈することに なる。第二は「集団への忠誠」で、これ自体が悪いとは言えないが、集団の利益を建前にすると何で も正当化されるところに問題がある。

# いわゆる「フランス初期社会主義」研究の意義

坂本 慶一 (福井県立大学: 設立準備委員会)

ベルリンの壁の崩壊から息つく間もない速さで東欧諸国、そしてソビエト連邦の動揺・分裂・再編が進行しつつある。世界史は今大きく転換しようとしている。この歴史的転換は、ソ連共産党の解体に表徴されるように、マルクス主義の凋落をともなっている。

これまでわが国の経済学研究において、マルクス経済学は、マル経・近経という区分にも示されるように、世界の資本主義国において例を見ないほどの大きな勢力を占めてきた。経済学史学会などでも、「報告者がマルクスか、マルクスが報告者か」と思われるような報告をいくつも聞かされた記憶がある。まさに隔世の感がする。

このような状況のなかで、マルクス主義者はマルクス主義者であることの意味を問われると同様に、マルクス経済学の研究者もまた、その研究姿勢や問題意識を問われ、あるいは変えざるをえなくなってきている。たとえ変えないとしても、変える場合と同様に、何らかの動機づけ、または釈明が必要であろう。例えば『資本論』を古典として読むにしても、どのような読み方をするかが問題となるだろう。およそ古典というものは、その古典を生み出した時代を理解する手がかりを提供してくれるとともに、つねに新しい時代の問題意識のもとで読み返されるはずのものである。

マルクスやマルクス主義研究の姿勢が問われる場合、それとかかわりの深い「初期社会主義」に関

する研究においても、やはり同様の問題が問われることになりそうである。このような状況を念頭に 置いて、ここではいわゆる「フランス初期社会主義」研究の意義について少し感想を述べてみたいと 思う。

×.

上記のようなことを考えていたおりに、「週刊読書人」(1991年8月12日)で、石塚正英著 『社会思想の脱-構築』 (世界書院) の書評を担当した的場昭弘氏の次の文章に接した。

「マルクス思想の没落の被害を最も被っているのは、皮肉なことにマルクス研究家ではなく、"マルクスによって生き延びている"とされた初期社会主義の研究家ではないであろうか。マルクス研究家は、かつてそれなりの我が世の春を謳歌したこともあったが、初期社会主義の研究者はその時ですら不幸な境遇を強いられていた。ところが現在では、"マルクスとともに没落するもの"として、葬りさられようとしているのである。」

これは論理的にも不可解な文章であり、また「初期社会主義」について固定観念にとらわれた意見であるように思われる。

マルクス思想の没落による打撃は、マルクス研究者よりも初期社会主義研究者の方が大きい、といえるだろうか。この打撃がマルクス研究者、とくにマルクス主義者において大きいのは当然である。もし初期社会主義がマルクスによって吸収されてしまうのであれば、初期社会主義はマルクスの没落とともに意味を失い、その研究者もまたマルクス研究者と同様に研究の動機を失うことになるだろう。だが「皮肉」にもそうはならない。

「初期社会主義」の「初期」という表現は、マルクス主義に対して初期だ、という意味であろうが、 初期社会主義はけっしてマルクス主義に吸収されてしまうわけではない。吸収されてしまう、あるい はマルクスの方が初期社会主義者よりも偉大だと考えるのは、まさしくマルクス主義的偏見である。

×

実際に、いわゆる「フランス初期社会主義」がマルクスの思想形成に与えた影響はきわめて大きいが、しかしそれがマルクスによって吸収し尽くされ、あるいは乗り越えられたとは決して言えない( 拙著『マルクス主義とユートピア』紀伊国屋書店、1970年)。 また、いわゆる「フランス初期社会主義」は、生産手段の国有化をベースとするマルクス的な意味での社会主義ではない。 筆者がここで「フランス初期社会主義」の前にわざわざ「いわゆる」と書くのは、この思想を「社会主義」に 分類するのが適当かどうかに疑念を抱くからである。それは、歴史的現実としての資本主義を批判し、それと異なる思想を展開したことのゆえに、「社会主義」とされるにしても、その場合でも厳密には 「非マルクス的社会主義」 (non-marxian socialism ) と呼ばれるべきである。

一般に、この思想群の代表者としてサン=シモン、フーリエ、プルードンらがあげられる。私見によれば、サン=シモンはスミスやセーの延長線上にある産業主義者であり、サン=シモン派は社会主義的思想を展開したが、現実にはフランスの産業革命を推進する役割をはたした(抽書『フランス産業革命思想の形成』未来社、1961年)。フーリエは人間の諸情念を解放する協同社会の推進者であったし、プルードンは自らの思想を「科学的社会主義」と名づけたが、むしろ彼が主張したように「連合主義」、あるいは現代的観点からは、地域主義思想の先駆者に分類することも可能である(抽著『近代フランスの農業思想』世界書院、1987年)。

マルクスの思想形成にとって「フランス初期社会主義」が不可欠の前提をなしたことを疑うことはできない。しかし、サン=シモン、フーリエ、プルードンらはマルクスなしでもその思想的独自性を主張することが可能である。

人間がよりよく生きようと望むかぎり、よりよく生きようと願った過去の思想は、新たな時代精神の光りに照らされて、新たな装いをもって繰り返し復活するに違いない。いわゆる「フランス初期社会主義」は、「初期」とか「社会主義」といった規定ーマルクスの呪縛、あるいはマルクス主義的自己疎外ーに捕われず、新たな視点のもとに解釈される時を迎えている。研究者は、研究対象によって「我が世の春を謳歌」するとか、「不幸な境遇を強いられる」といった考え方を、断じて捨てるべきである。いわゆる「フランス初期社会主義」研究の意義は、流行に捕われた研究者によってではなくて、人類永遠の課題をその中から汲み取ろうと意欲する研究者によって、絶えず再発見されるに違いない。

### 日仏経済学会と日仏経済学交流について

(早稲田大学)

日仏経済学会事務局の桜美林大学非常勤講師、八木尚志氏より学会研究年報 (Bulletin)第14号に「エッセイ」を掲載するからとの執筆の依頼を受けた。内容は自由と云うことなので学会創立以来30年を経過しているので、この機会に日仏経済学会と日仏学術交流について改めて考えてみることも意味があると思い筆を執った次第である。

折しも本年(平成3年)8月16日に、日仏経済学会初代会長、早稲田大学名誉教授、故久保田明光教授の没後20年の墓参と夕食会が久保田教授の御参男、駒場東邦高等学校校長、久保田宏明氏の主催で関かれた。場所は早稲田大学大隈会館、完之荘であり、本学会ゆかりの日仏経済学会理事の岡山隆教授他、早大政経学部の数人の教授も出席され、初代会長、故久保田教授の思い出話に心温る会合を持った。その時私はこの文章を書こうと思ったのである。

日仏経済学会の成立については、初代会長の故久保田教授が「ビュルタン」第1号(1961年9月)の 冒頭に極めて簡潔に述べられているのでこれを参考にすると、「本学会は日仏会館学長ルネ・カピタ ンRene Capitant 博士 (後に文部大臣に就任された、筆者) の招ようにより1960年2月15日に発足した。 本会は「同一の目的を有するフランスの諸機関との協力のもとに、日仏間の経済学の交流を促進す ること」を目的とするものであって、当面の事業としては、

- (1) フランスの経済学者を日本に受け入れ、または日本の経済学者をフランスに派遣することに つき斡旋・協力し、並びに両国間における経済学研究者の交換を助成すること、
- (2) フランスの重要な経済学文献の日本訳を促進し必要に応じこれを援助すること、

- (3) 日本の重要な経済学文献のフランス訳を促進し、必要に応じこれを援助すること、
- (4) 刊行物とくに重要な経済学または経済雑誌を通じて、日仏両国の動向に関する相互の理解を 深めること、
- (5) 両国相互の経済並びに経済学文献の整備、 以下略。

と明記されている。

日仏経済学会31年の歴史を回顧すると、「研究報告会」、「ビュルタン」の出版を中心としており、 故久保田明光会長の掲げた項目を中心として学会活動が続けられて来たように思われる。基本的には 今後も大きな変化はないであろうし、又それは極めて妥当な原則であると考えることが出来よう。し かし、最近10乃至20年の期間の変化のため、必要と判断される2、3の点を挙げてみよう。

(1) 日仏の経済学に関する文献のみではなく、日仏経済の分析に必要な、「コンパクト・ディス ク」に入力された、日仏経済分析のためのプログラム、統計データ、日仏経済用語辞書、日仏経済学 文献目録、等の整備と、その情報の日仏経済学者間での交換、その情報収集を促進し助成すること。 これは、最近の経済雑誌、Revue Economique, Revue d'économie politique, Annals d'Economie et Statistique, Economie Appliquée, Economie et Société等を読んで居ると、非常に多くの論文でコン ピュータが使用され統計データが処理されている。これらの研究に使用された経済モデルのプログラ ム、統計データは当該研究者の手で開発されたものもあるが、一般に市販され公表されているものも 相当数存在しているように思われる。これらのプログラム、処理した統計データに関する資料を日仏 両方で整備し、日仏間で情報を交換して日仏経済と経済学の研究を促進することである。一つだけ例 を挙げると、日本経済に関しては東洋経済新報社より「Economate-X」と云うコンピュータのソフト ウェアが6枚のコンパクト・ディスクに入力されて市販されている。これは、1986年から発売された が、1991年度より、Economate-Xでは、四半期モデルが83本のモデルとして入力され、日本経済に関 する連立方程式として簡単に解け、経済予測も出来ると云うプログラムである。統計データとして、 1970年第1四半期から1990年第1四半期まで 593系列が収録されている。マクロ経済モデル (年次版) もほぼ類似のものであり、統計データは1965年から1990年まで26年分 482系列が収録されている。他 に月別データも利用可能である。このようなソフトウェアは現在までのところ、フランス経済に関し ては日本では発売されていないが、フランスでは発売されている。フランスの統計データはリンセ( L'Institut National de la Statistique et des Etudes Economiques) を中心に容易に入手可能であ るが、これを経済学、経済政策で利用するために処理するには非常に多くの知的労働力を必要とする ので簡単に使用し得ない。プログラムとディスクのデータの形で得られれば、リンセのデータは簡単 に利用できる。日本、米国に関してはこのようなソフトウェアは多数発売されており入手利用が比較 的容易である。日仏間でもこの情報を収集し交換することが必要と思われるのである。

その他の点としては、

- (2) 若い日仏の研究者の育成のため日本の博士課程レベルの日仏の研究者に学会の存在とその活動を周知するための広報努力がある程度必要と思える。
- (3) 日仏間の人的交流の急増に対処するため、学部卒の水準の関心の強い方々への学会の存在と活動を広報すること。

などが必要であるように考えている。その他若干の点も説明すべきかとも思うが、紙数の関係から以上、3つの項目について考察してみた次第である。

### 遅刻は文化なり

林 雄二郎 (東京情報大学)

この間のロンドン・サミットで、ミッテラン大統領の堂々たる(!)遅刻ぶりが日本の新聞にしき りに出たが、これはフランスではそう取り立てていうほどのことではないのではないかと思う。とい うのは、私自身、似たような経験を何回もしているからである。

もうだいぶ前のことだが、OECDがらみの何だったかの会議に出席した折りの話。その時の議長 は何とかいう名前の、日本の通産大臣に相当する大臣だった。会議第一日目の晩、その議長招待のデ ィナーがあった。午後九時に××ホテルの○○の間においで下さいと招待状にあるので、腹を空かし て定刻に指定のところに赴いた。招かれていたのは七、八名だったが、とにかく全員揃ったのに肝心 のホストが来ない。三十分、四十分と時間は空しくすぎていく。 とうとう一時間、午後十時をすぎて も音沙汰なし。アメリカから来た某プロフェッサー氏などはプリプリ怒り出した。私も腹がへってか なわない。やっと十時半、くだんのホスト大臣があらわれた。さすがにいやいや申し訳ないとあやま りはしたが、そのあらわれ方がいかにも悠々たるもので、どうも口ほど申し訳なさそうでもないよう

比較的最近の例では、日仏文化サミットなるものがパリで開かれたときにも似たようなことを経験 したし、ディナーなどではなく、会議そのものでも、これはどこの主催だったか忘れたが、とにかく パリで開かれたある会議でのこと。これも議長は何とかいう名前のフランスのプロフェッサー。午後の会議が、 の会議が、これはなんと、きちんと定刻にはじまった。それはいいのだが、プログラムに載っている まー本日の世 第一番目の報告者が来ない。だが、議長先生、その時少しもさわがず、「××氏はまだ来ていないので、かのし で、次の人に報告していただきます」と繰り上げを宣して、淡々と会議は進行した。そして、時間は で、次の人に報告していただきます」と繰り上げを宣して、次々と会議は進行した。そして、時間は ・いい人に報告していただきます」と繰り上げで早っていたで、時間はすぎてゆき、夕方になって閉会になるまで、ついにその第一報告者はあらわれなかった。議長からも何の野ない。

閉会後、よせばいいのに私はノコノコ議長席まで出向いて尋ねたものだ。 何の釈明もなく、誰も知らん顔である。

「この先生はどうしてこられなかったのですか?」

この私の問いに、返ってきた答えはただひとこと

もうこうだると、遅刻も一つの文化がも知れないなとも思う。 うこうなると、運動も一つの文化がもかい、方々にでかけて、いるんな人にあっては珍私がパリに留学したのはもう三十年以上も昔になるが、方々にでかけて、いるんな人にあっては珍 私がパリに留学したのはもうニーマーをの中のひとうに、もうどもの誰だったかも忘れてしまったし、問診答をくり返したことを思い出す。その中のひとうに、もうどもの誰だったかも忘れてしまったし、 問診答をくり返したことをある。 何の話の流れでそうなったのか、これも忘れてしまったが、 もじかく「ラランス語は文化なり」とい われてびっくりしたことだけは、よほどびっくりしたものとみえて、今でもはっきり覚えているので

ある。ことわっておくが、「フランス語はフランス文化なり」ではなくて、「フランス語は文化なり」 なのである。

文化というものは、人間の社会に特有のものだろう。牛や馬の世界には文化も文明もない筈である。 とすると、彼等が何故、あちこちにフランス語の学校を設け、フランス語の教師を派遣しているのか という理由が何となくわかってくる。すなわち、それによって、人間らしい人間をつくろうというこ となのだなと、ひとりで推理してみたものである。まあ考えてみれば、もう数百年も昔の大航海時代 に、ポルトガルやスペインから万里の波濤を越えて宣教師が活躍したのも同じようなことで、つまり、 キリスト教に帰依させることは、それによってあわれな人々が救済されるのだと彼等はかたく信じて 疑わなかったことは今日よく知られている。フランス語の普及も同じことで、これは決してフランス の利益のためにやっているのではないといういわれが何となく三十年前の私にもわかるような気がし たものである。だからこそ「フランス語はフランス文化なり」なんてけちくさいことではなくて、

- フランス語は文化なり-

ということなのである。そして、その同じ筆に従えば、冒頭にのべた遅刻もまた、

- 遅刻は文化なり-

ということになるのかもしれない。むろんそこまで報道した新聞はひとつもなかったが…。

### 社会形成とレギュラシオン様式

平田 清明 (神奈川大学)

ツ連邦で体制内革新の新機軸として提起されたペレストロイカとグラスノスチは、対外的に東西の 冷戦体制を終結させ、近隣の東欧諸国には円卓・フォーラム型の市民革命の連動を許容し、中欧に新 体制づくりを可能にした。国家形態、通貨制度、産業組織、私的所有権を含む市民法体系、多民族間 調整など社会形成Gesellschaftsformationのあらゆるエレメントを赤裸々に分節し、その新しい結合 を模索させた。その激動が辛うじてポジティヴな方向を、多大な困難にみまわれながら、探りあて始 めた矢先、激流はソ連邦に反転して、1917年以来の歴史的経緯を根底から覆す革命に転成した。

1991年 8月、70年におよんだ共産党独裁の国家社会主義体制は、クーデターと逆クーデターのシー ソー・ゲームを突破する市民革命によって最後のとどめを刺された。社会制度の根幹をなす所有形態 が、社会的所有=国家的所有という体制的欺瞞から解放され、内陸植民地を支配していた旧ロシア帝 国の版図をソビエト社会諸共和国間同盟(ソ連)の名において一個独自のユーラシア帝国を構成して いたものが、主権共和国間の経済的、外交的、軍事的協力関係を自主的に形成することによって旧連 邦解体-主権国家連合の形成を推進したのであるから、それはまさしく革命である。

この意味において8月革命は、社会形成体の変革であり、"10月革命"の否定、マルクス・レーニン主義の否認である。ひとは今日、ジェルジンスキーはおろかレーニンの像が引き倒され、ゴミ捨て場に放置されるのを目前にする。そして共産主義否定の激動は、70年間に数千万人にのぼるといわれる犠牲者たちとその家族の怒りと悲しみに肉体化されて、過去を洗い流しつつある。その余波の及ぶところ、マルクスも例外ではありえない。マルクス文献を保存していた研究機関は閉鎖され、資料散逸の運命にさらされている。

マルクスは、その語ったことの不当さや誤謬よりも、語らなかったことの空白さによって、後世のマルクス主義者によって歪められ、今日の事態に遭遇している。むろん彼は、その時代において無謬であったのでもなく、また積極的な主張の幾つかは歴史によってすでに乗り越えられている。彼に似た運命に遭遇した思想家の一人にルソーがいるのであるが、このことは日本であまり知られていない。19世紀において彼はジャコバン的独裁の源流として否定的に評価され、忘れ去られていたのであった。

世紀末を迎えつつある現時点で"ロシア革命"、第2次大戦、"平和的共存"下の"両体制対立"という20世紀現象の総括が迫られるのは、日本列島に独居しがちな私たちにとって、誠に奇縁である。"帝国主義と革命の時代"と称されてきただけ、この世紀では政治経済学が、社会諸科学のうちで指導的な役割をはたしてきた。とくにマルクスの遺した経済学批判の体系書は、未完成な著作でありながら、完璧なものとして先進資本主義変革の理論として聖別され、植民地・反植民地では一一読まれることなくして一一解放の教典に祭り上げられた。

他方、経済学は資本主義の護民官的な教説としても、また体制内異端の教義としても、理論的成長を遂げた。それらの諸潮流間の論争は、イデオロギー的対立としてだけでなく、政策的抗争として、 今世紀を思想的に彩った。

ところが欧米諸国において、いずれの学説をもってしても解きえぬ現実的難問が生起した。70年代におけるスタグフレーションがそれである。また、これにつづいて欧米を襲った長期危機がそれである。

その嵐のなかである種の研究集団が、レーニンでなくグラムシにおいて想起されたマルクスの歴史 認識の枠組みを、より中長期的なタイム・スパンでの実証分析によって活性化させ、経済的動態の定 性分析のみならず定量分析を可能ならしめる集計概念や作業仮設をケインズ、カルドア等から摂取し て社会認識の理論化に生かすことに努め、すでに他の潮流も無視し得ない成果をあげてきた。レギュ ラシオニストの変化と

ラシオニストの誕生がそれである。これは今日あらがいがたいことである。これは今日あらがいがたいことである。これは今日あらがいがたいことで本主義化の道を歩むに到った現この学派の知的所産は、ソ連・旧東欧諸国が市場経済への移行→資本主義化の道を歩むに到った程時点において、あらためて、その理論的創意性が注目される。これを一言をもって印象づければ、経時点において、あらためて、その理論的創意性が注目される。これを一定の社会的制度諸形態のもとで、済学にレギュラシオン様式の概念を導入したことがあげられよう。一定の社会的な錯過程に交錯し合って社会的な精造に関係を生産・流通・分配の過程を経過するなかで相互に交錯し合って社会的を生産・流通・分配の過程を経過するなかがで相互に交錯し合って社会のようなから、それらによって特徴づけられる諸過程の社会的連鎖を統一あるものとして成立させるか。それらによって特徴づけられる諸過程の社会的連鎖を統一記諸過程に内在する諸矛盾がもって仮決定する制御調整(レギュラシオン)の様式は、それ自体が上記諸過程にフローラシオン様式は、中長期定しつつ自らを解決する様式そのものである。そのようなものとしてレギュラシオン様式は、中長期における社会形成のディナミズムを推進する様式に他ならない。

今日、資本主義認識において肝心なのは。このレギュラシオン様式の形態的ない。 容なのであって、資本主義は自由競争的レギュラシオン様式をひめてもなく、独占的レギュラシオン様式だけのものできない。また以来代するリカヤ第2次大戦後の西欧におけるようなフォーディズ ム様式に終わるものでもない。また、ボルボ=カルマリアン(スウェーデン)型、共同決定=ネオ・コーポラティズム(ドイツ)型、日本型生産システム=ミクロ・コーポラティズム(日本)型等の形態的差異が検出される。なお、それら先進諸国の近辺に周辺的フォーディズム(韓国等)と称されうるもの、あるいは流血的テーラー主義(フィリピン)と称されうるものが成立させられている。さらに多国籍資本の進出下における第3世界の砂漠化が、世界の耳目を集めている。

つい昨今、主権国家となった旧ソ連邦構成諸共和国は、その帰趨未だまったく混沌たるものであるが、そのうちのロシアやウクライナでさえ、一物一価なきバザール経済と流血的テーラー主義ないし債務奴隷的ウルトラ・フォーディズム等の混在する雑居状態として「欧州共同の家」のうちに包摂されていくかのようである。

多様化のうちにその対極として一元化が猛進する現世界において、自国の現在をいかなるものとして把握し、未来に何を展望しうるかは、地球上の東西南北の差を越えて、限りなく重大な意味をもつ。レギュラシオン・アプローチの理論的営みは、たしかに、そのような設問にこたえる方法概念と理論装置を提供している。

私にとっては、上に見たものは、ケネー研究から始めた学究生活の当初から自らに課してきた「過程する諸資本価値」の循環的な構造連関の分析の現代的内実であるだけに、このアプローチの理論的達成に少しでも寄与しうるところがあればと日頃、念ずる次第である。

《EC 1992年市場統合と日仏関係》

-16-

### EC内における国際分業とフランス

清水 貞俊 (立命館大学)

1

貿易転換の問題は関税同盟の効果の問題として、J. Viner、J. E. Meadeによって主張され、T. Scitovsky、Verdoon によってもその得失についての評価が計算されている。 Meade によれば関税同盟は貿易転換効果、貿易創出効果、貿易拡大効果をもつ。これらの内容は周知のところであるので、ここで繰り返すことはしない。本報告ではこれら"ECの効果"が実際にどのように現れたかを特にフランスを中心として貿易統計によって検証し、その特徴を明らかにする。利用した統計は UN: Commodity Trade Statisticsである。

方法としてはフランスの輸出及び輸入を相手国別にしらべ、EC-6, EC-12及びその構成各国毎にフランスの総貿易に占めるシェアーをパーセントで示し、1958年から1987年まで時系列的にその変化を検討した。又参考のため、スイス、日本、アメリカ合衆国の数字をも示した。構成国との貿易シェアーの増加、即ち域内貿易の増大は逆にいえば域外国との貿易のシェアーの減少を意味する。従って大雑把にいえば、ここに貿易の転換が起こったことを意味するが、この増加は転換のみでなく、貿易創出をも含んでいるので、その総てを貿易転換に帰するわけにはいかない。しかし域内貿易の増大はどれだけが転換効果で、どれだけが創出効果の結果であるかを特定することは困難である。従ってここではこのミックスした効果を分離しないままECの効果としてその変化を追求する。

ECの30年の歴史を貿易の変化の点からのみ見れば三つの時期に分けられる。即ち1958-1972,1973-1981、1982-現在である(第7図参照)。

第1の時期はECが発足した直後の10数年間で域内貿易がめざましい勢いでのびている。第1図,第2図は原加盟6カ国との貿易を示しているが,例外なしに総てのBC加盟国との貿易について貿易の増加が検証できる。これに対して域外国は貿易の転換を蒙っているのだが,どのような国がそれを多く蒙っているのか。本稿ではそれは主たる対象として取り上げることはしないが,日本を除くアジアの多くの国々,南北アメリカ,アフリカ,東ヨーロッパの国々の多くがECに対するシェアーを失っている。表1で分かるようにフラン地域がそうであり,その他の諸国がそうである。アメリカ合衆国については表1では明白な傾向は把握できないが,第8図ではそのけいこうは明白である。しかしここで対象となっている欧州の国々でEC-6に入っていない国についてはそのシェアーの減少を明白に把握できる国は一国も存在しない。およそ一定のシェアーを安定的に維持しているし,国によっては(イギリス,アイルランド,スペイン,ポルトガル)1960年代においてECに入らなかったにもかかわらず,ECにたいしてシェアーをのばしている。厳密には国によって色々の事情があるだろうが,これらの国

はECの近隣国であり、ECの形成にともなう所得効果の影響で、排除されるよりはむしろ取り込まれた国といえる。特にフランスとの関係でいえばスイスとスペインでこの傾向が顕著である(第9図参照)。近隣効果となづけたい。貿易拡大効果の現れの一つとみられる。ただしこれについてはECの他の国についても検証を重ねる必要がある。

第2期 (1973-1981) については二つのことがいえる。一つはオイル・ショック及びこれに続く欧州諸国の深刻な不況の影響であり、いま一つはイギリス、アイルランド、デンマークの加盟が実現したことに伴う問題である。

まず前者であるが、第1図、第2図、第7図に見られるように1973年以後EC加盟国のシェアーは減少している。特に西ドイツ、ベルギー・ルクセンブルグの減少が大きい。イタリア、オランダは横ばい状態である。これに関連してECの貿易転換効果は1970年代には消滅したとの議論がある。しかし私見によれば、消滅したのならば元へ戻る筈だが転換の進行が止まっただけで、消滅はせずに維持されていると見るべきだろう。若干のシェアーの減少は転換効果の後退を意味するのではなく、産油国のシェアーの増大の結果であり、全く別の要因に基づくものである。後者即ち拡大の問題であるが、イギリス、アイルランド、デンマークの場合は前のEC-6の各国とは逆に1972年または1973年以後徐々にではあるがフランスに対してシェアーを拡大させている(第3図、第4図参照)。これらの国のEC加盟によるEC効果が1973年以後でてきたとみるべきだろう。1960年代におけるEC-6の場合のようなシェアーの劇的増加は見られないが、オイル・ショックに続くスタグネーションのもとでの増加である。

第3期(1982年以後)は再びEC諸国との間の貿易のウェイトが増大し、1987年の時点でEC諸国からの輸入及びEC諸国への輸出はともに総取引の60パーセントを越えており、この傾向は今後も当分続くものと思われる。理由としては景気不振からの脱却、スペイン、ポルトガルのEC加盟、1992年の市場統合へ向けての新たなEC効果の「先取り効果」が考えられる。

ところで今ここに出てきた「先取り効果」について言及する。従来ECの効果、関税同盟の効果は、 粉金が樹磨される結果としての価格効果としてとらえた場合。その効果が出現するのは一定の遅れを 伴って徐々に出現すると考えられがちであった。ECの場合関税同盟の完成に12年の過渡期を定めて漸 進的に実現することになっていたからである。更に大市場が実現し、動態的効果が現れるのは更に後 であるからである。しかし第1図から第6図を点検すると、遅れて出現するよりもむしろ早まって出 現しているように思える。第1図,第2図のEC-6のケースであるが,関税同盟の完成は実際には1968 年であるが68年以後も域内のシェアーは増大し続けているから遅れの効果を否定するものではないが、 それよりもむしろ早く出現する大きな効果の存在に注目したい。1960年から1962年に大きくその効果 が現れている。第3図を見るとイギリスからの輸入が1962年前後にはね上がっているのも、第1次加 盟交渉(1962年)の継続中だったこの時期において、加盟の実現を見越した「先取り効果」であり( この場合は前出の近隣効果も作用しているだろう)、第5図及び第6図のギリシャのケースでは1980 年.1981年に急進しているのも「先取り効果」だろう(ギリシャの加盟は1981年)。1980年代に入って のスペインとポルトガルの躍進が大きいのもEC効果の先取りが一因とみられる。「先取り効果」の原 因としては競争経済の中において将来を見越して早く手を打ち、市場の確保、顧客の確保をしたい衝 動の現れとして説明できるだろう。このような先取り効果があるとすれば,ECにおける貿易は1992年 以後ということではなく1980年代末に既に大きな力となって作用しているとみられる。

次にEC内の分業関係の変化と国際競争の激化についてのべたい。EC内の国と国との関係は国際的関係なのかそれとも超国家的、連邦的関係なのかといった問題にも関係するし、日本との競争関係の激化とも関係する。前者について言えばEC内の分業は国際分業と言えるのか、換言すればいわゆる国際分業法則即ち比較生産費の法則がEC内で妥当するかどうかという問題に関連する。この法則は資本、労働の移動が国際間では不完全との前提の上に成立する法則で、ECのように要素移動の自由化を実現すればEC内の貿易において比較生産費法則は働かないという主張がある。これに対して資本、労働の移動は法的規制以外にもその移動を妨げる多くのものが存在し、単に制度的に移動を自由化しても真の自由移動は実現されず、比較生産費法則はECの中で依然として存在する。むしろ商品移動の諸障壁が撤廃されると比較生産費法則はフルに作用するとの主張もある。

ここではこのような理論的問題はおき、統計的に貿易の実態を通じてこの問題について考えてみたい。 考察の比較時点として1960年と1986年をとる。1960年ではフランスの貿易 (特に輸出) は農産物 (SIT C 0.1) 石炭 (SITC 3) もあるが最大のウェイトはSITC 6に分類される基礎的製造品であった (第7 図はドイツについての例である)。1986年になるとフランスの貿易は輸出入ともSITC 7に分類される機械類 (輸送機を含む)にウェイトが決定的に移行した (第10図 - 第14図参照)。詳細な統計は省略するがSITC 7の中でもとくに自動車と電気機器に集中している。ここでのフランスの競争力は西ドイツには劣る がイギリスやイタリアよりは優位にたち欧州の中では中位に位置づけられる。いずれにしていこの7の部門に集中して入り乱れて激しい競争をしつつ輸出入がなされているといえる。比較生産費のような分業ではなく同じ部門内で競争しあっているのである。

ここにさらにアメリカ、日本が参入して激戦を展開している。日本の対フランス輸出はこの7の部門に集中して70%近くを占め、しかも日本の圧倒的な輸出超過になっている(第14図参照)。この第14図を1960年の日仏貿易(第15図)と比較すると量的にも質的(構造的)にも極めて大きな変化が起こっている。この変化は主要には1970年代に起こっている。僅か十数年の間に起こったこの様な大きな変化は摩擦無しには起こり得ない。70年代後半からの日欧摩擦・日仏摩擦もこの様な中で考えねばならないだろう。

表 1

Structure des exportations et des importations en FF courants par zones géographiques (1959-1971)

	Exportations en %				Importations en %			
	1959	1964	1969	1971	1959	1964	1969	1971
A) Étranger	68,3	82,4					90,6	93,6
Allemagne (RFA) UEBL	13,1 6,7		10,8	11,1		7,8	11,4	22,4 11,0
Italie	4,5 2,6		5,9	5,7	3,5	•	10,0 6,3	9,9 6,4
CEE à six Royaume-Uni	27,2 4,5	38,8 5,1	47,5 4,1	49,0 4,6	26,7 3,9	37,4 5,4	50,0 4,5	49,6 5,1
CEE à neuf États-Unis	32,8 8,3	45,3 5,2	52,8 5,4	54,8 5,4	31,3 8,4	43,6 11,3	55,2 8,4	55,4 8,5
URSS	1,6	0,7	1,8	1,2	2,0	1,4	1,2 25,8	1,2
Autres pays étrangers  B) Zone Franc <sup>2</sup>	25,6 31,7	17,6	1 1	10,0		'	9,4	28,6 6,4
Tous pays = A + B	100,0	100,0	100,0	100,0	100,0	100,0	100,0	100,0

Source: Séries Longues, INSEE.

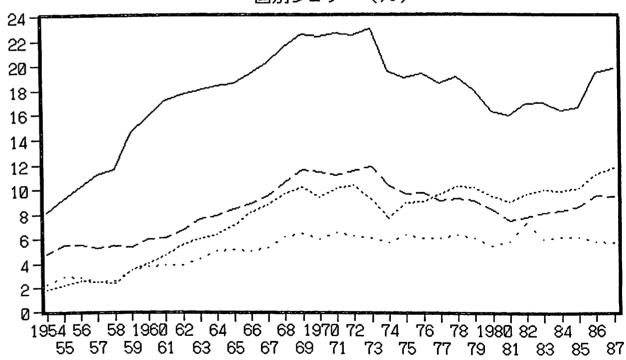
1. Exportations évaluées FAB, importations évaluées CAF.

#### Source:

#### Bernard Guillochon;

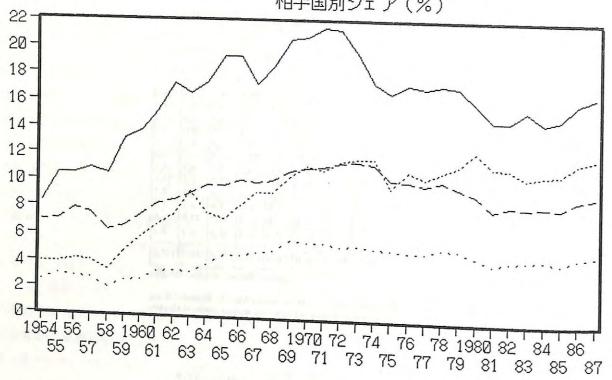
La France contemporaine: une approche d'économie descriptive

### 第1図 フランスの輸入に占める 国別シェア (%)



<sup>2.</sup> La Zone Franc recouvre ici l'ensemble des pays de l'ex-empire français: Algérie, Maroc, Tunisie. l'Afrique Noire francophone et les territoires d'outre-mer hors du continent africain.

### 第2図 フランスの輸出に占める 相手国別シェア(%)

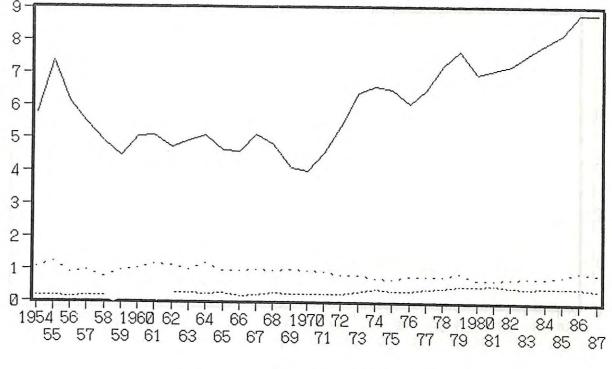


ー ト ゙イツ ···· イタリア ··· オランタ゛ -- Be1−Lux

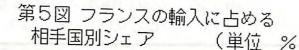
### 第3図 フランスの輸入に占める 相手国別シェア(%)

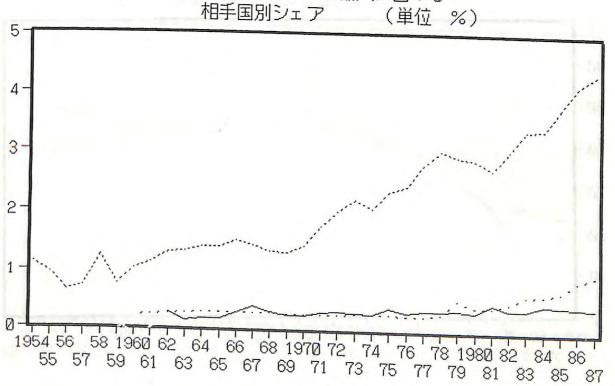


第4図 フランスの輸出に占める 相手国別シェア(%)

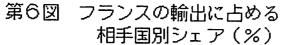


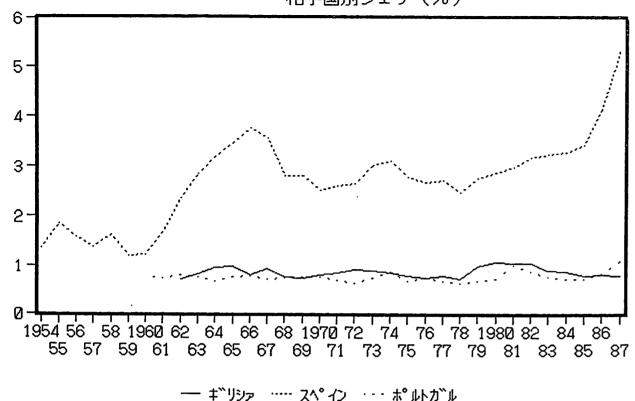
— UK …… アイルラント" ・・・ デ ンマーク



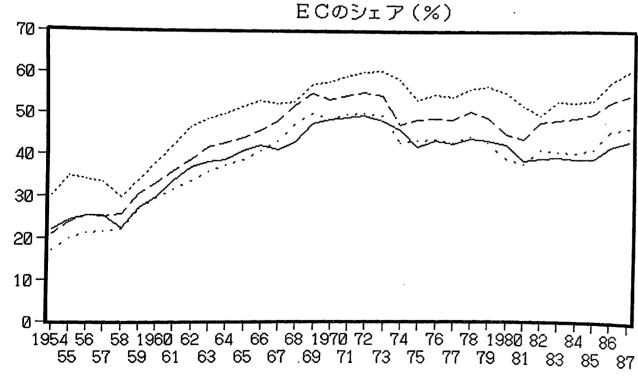


ー ギ゙リシャ ···· スペイン ··· ポルトガル



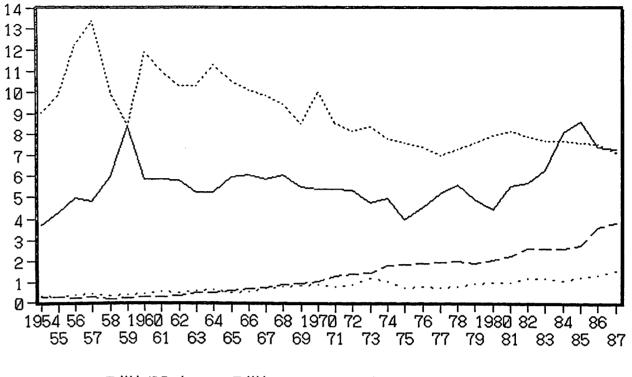


第7図 フランスの輸出入に占める



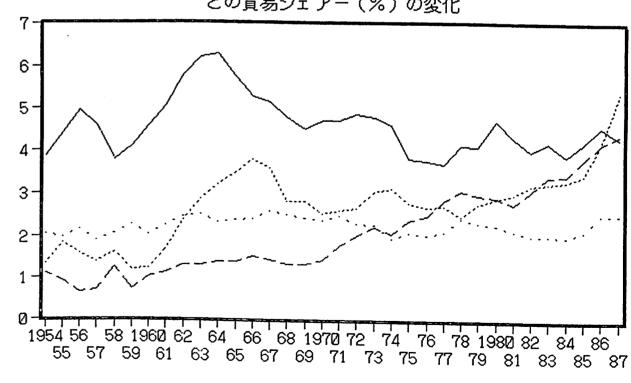
ー フランスノユシュウ(EC6) ····· フランスノユシュウ(EC12) ··· フランスノユニュウ(EC6) -- フランスノユニュウ(EC12

第8図 フランス貿易に占める日米のシェア (単位 %)

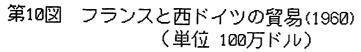


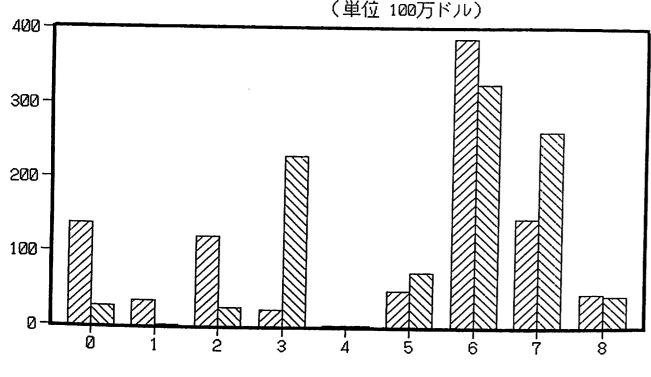
一 アメリカノユニュウ …… アメリカノユシュツ ・・・ ニホンノユニュウ ーー ニホンノユシュツ

第9図 フランスのスイス,スペイン との貿易シェアー(%)の変化



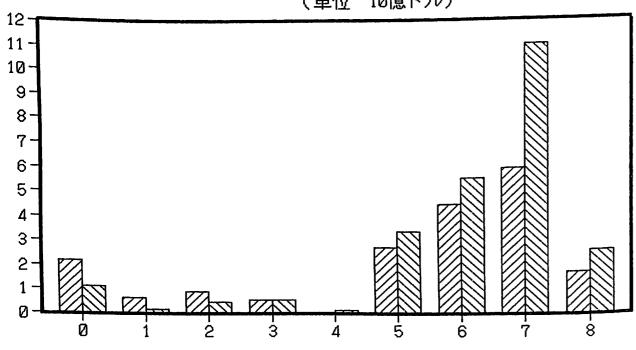
── スイスへユシュツ ····· スヘ° インヘユシュツ ··· スイスカラユニュウ -- スヘ° インカラユニュウ





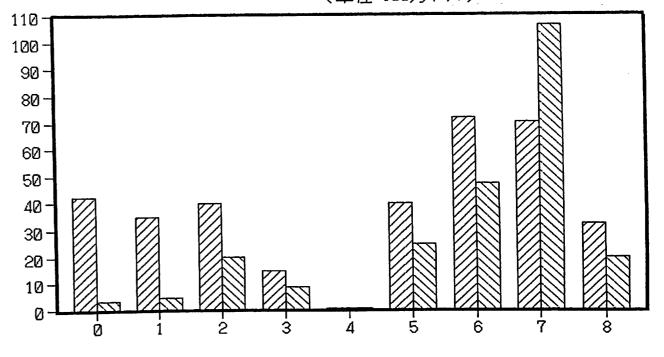
7ランスノ1シュツ 🛇 フランスノ1ニュウ

### 第11図 フランスと西ドイツの貿易(1986) (単位 10億ドル)



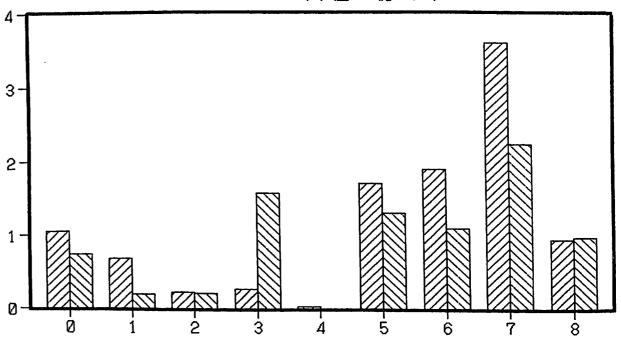
לבבון לקל 🖸 ליבון לקל לפון ליבון לקל ליבון ליבו

### 第12図 フランスとイギリスの貿易(1960) (単位 100万ドル)



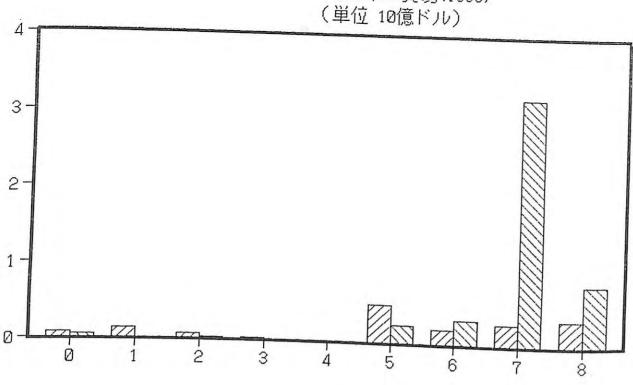
לבבול על שנענול איני לבינול לפינול ליבול ל

### 第13図 フランスとイギリスの貿易(1986) (単位 10億ドル)

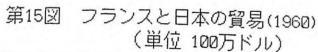


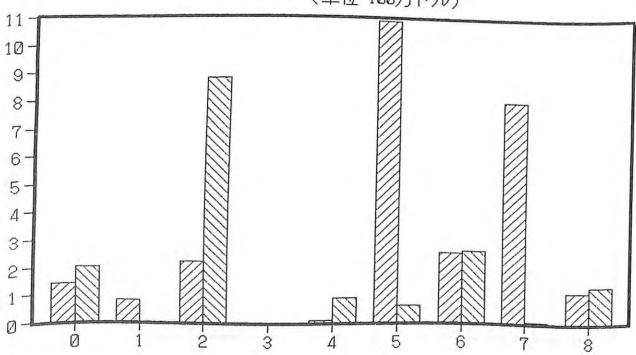
לַבַּבוּעגעללע 🖸 דּבּענוּעגעללע 💆 לַבַּבוּעגעללע

### 第14図 フランスと日本の貿易(1986) (単位 10億ドル)



לבבועגעלל 🛭 עיבעבעגעלל מיים לבועגעלל





לבבולגללל 🛇 דיבעולגללל

### アジア新国際分業

奥村 和久 (広島大学)

#### はじめに

第二次大戦後の先進国の高度成長を支えた国内市場を中心にした大量生産・大量消費に基づくフォード主義的蓄積体制は、60年代末・70年代はじめには破綻し、先進国はその後長期にわたる低成長を余儀なくされることになった。この蓄積体制の破綻は、それがアメリカをまともに襲った限り、パクス・アメリカーナの解体過程であり、各国の世界経済に占める地位の再編過程を促した。この再編過程は、一方では先進諸国間における日本の地位を著しく高め、また他方では、かつては一様に貧しかった発展途上国の多極化をも生みだした。こうした中でアジアNIESは工業化において途上国のヒエラキーの頂点に立ち、工業製品輸出を飛躍的に増大させた。そして、アジア太平洋地域を中心に先進国と途上国との間で工業製品内部で分業が行われるという歴史上まったく新しい事態が出現し、また同地域が世界の成長と貿易の新たな軸心を形成することになった。そこで本稿では、日本・アジアNIESを中心に、こうしたアジア新国際分業の特徴をアメリカをも巻き込んだ太平洋地域まで含めて概観し、あわせて、そのことが92年市場統合を控えたECに及ぼす影響に言及する。

#### 1. アジア地域における新国際分業の出現

東南アジア諸国の飛躍的な工業化の進展は、日本とこれら諸国との間の工業製品内部での分業関係を生み出しつつある。例えば部門別輸出入構成比で見てみると、70年代初頭にはまだ日本とアジアNIESとの間では、日本の工業製品輸出/第一次産品輸入という垂直分業が支配的であったが、その後アジアNIESは雑製品(SITC8)を軸に対日工業製品輸出を伸ばし、現在ではむしろ工業製品内部での分業関係が中心になっている。また、日本・ASEAN間では依然として日本の工業製品輸出/第一次産品輸入が圧倒的な関係を占めているとはいえ、それでもASEANも資源集約型産業である原料別製品(SITC6)を中心に、徐々に対日工業製品輸出の比重を高めつつある(第1図)。このような日本と東南アジア諸国との間の水平分業化は、貿易特化係数[(X-M)/(X+M)]を見るとなおいっそう明瞭になる(第2図)。工業製品全体を見ると、依然として日本の輸出特化ではあるものの、アジアNIESとの関係では次第に水平分業へと向かい、特にこうした傾向はブラザ合意以降の円高の過程で顕著になっている。また、そのアジアNIESを追いかける形でASEANも対日貿易で水平分業へ向かう動きを見せている。しかも個別の品目で見ても、このような動きを示しているのは繊維、衣服といった労働集約的製品から、鉄鋼のような資本集約製品を経て、民生用電子機器、事務用機器のような技術集約的な製品にまで及ぶようになり、東南アジア諸国の輸出構造の高度化をうかがわせている。

確かに、このような日本・東南アジア諸国間の水平分業化は、先進国と一部途上国との間の工業製品どうしの貿易の進展という、先進国のフォード主義的蓄積体制の破綻以降はっきりと現れた国際分業における新たな変化を一般的な背景としている。しかしながら、日本は70・80年代に対先進国工業製品貿易において、労働集約型産業、素材型産業で水平分業化し、加工組立型産業では輸出特化を強

めている。そして、このような両方向への同時進行的な動きが工業製品全体では輸出特化を強化する方向へと向かっていたのである。したがって、対日貿易で次第に高度な部門へと水平分業化が推移していった東南アジア諸国の場合には、特にその国際競争力の高まりと産業構造の高度化が浮き彫りになっている。つまり、日本・東南アジア諸国間分業における垂直性の低下と水平化の進展は、アジアNIESが日本を追いかけ、またASEAN諸国がアジアNIESを追いかけるという「重層的追跡構造」の中で、各地域の比較優位産業のダイナミックな転換を促しているのである。

それゆえ日本と東南アジア諸国との間の水平分業化は、第三国市場での、とりわけアメリカ市場での両地域間の競争関係の激化と同時平行的に進行している。この点は、『通商白書』等でアメリカ市場における東南アジア諸国の対日キャッチ・アップ指数によってしばしば指摘されているところであり、競合関係にある品目は東南アジア諸国が対日競争力を強めつつある品目と重なりあい、また、そうした品目の高度化が見られるのである。

#### 2. 日本の「迂回的輸出基地」としての東南アジア諸国

日本と東南アジア諸国との水平分業化が両者の内外市場での競争関係を強めたにもかかわらず、両者の関係は貿易収支上、依然として日本に有利に作用している。このことはただ単に日本と東南アジア諸国との間の貿易関係にとどまらない。というのは、東南アジア諸国、とりわけアジアNIESの日本に対する赤字幅の拡大は、同地域の対先進国工業製品黒字の拡大につながっており、先進国の対NIES赤字は、隠れた対日赤字としての側面をもつからである(第3図)。アジアNIESの黒字幅が特に急速に拡大し、かつ大幅なのはアメリカに対してである。そのため、このことは太平洋地域においてアジアNIESが日本の対米輸出戦略に組み込まれ、NIESが日本の輸出の補助装置としての役割を果たす日・米・アジアNIESの「三角循環メカニズム」としてよく指摘されている。

つまり、アジアNIESの急速な工業化は、国内的要因と国際的要因が合流した結果であり、その 結節点に輸出指向工業化戦略が位置しているのである。ここで国際的要因のみを取り上げれば、一方 にはNIES製品を吸収する巨大なアメリカ市場の存在がある。そして一般特恵関税と、再輸入に当 たっては海外の付加価値部分にのみ課税するという優遇措置がなされているアメリカの関税品目806. 30と807.00は、こうした過程を促進する上で重要な役割を演じてきた。また他方では、アジアNIE Sにおいて十分育っていないサポーティング・インダストリーを補完したのが日本からの産業用設備 財や部品の供給である。したがってアジアNIESの対米輸出の拡大は、これら諸財を多く含む機械 ・輸送機器類(SITC7)の対日赤字の増大につながっている。そのため、かつてはアジアNIE Sの対日工業赤字の40%程度であった同部門の赤字は、現在ではほぼ80%を占めるに至っているので ある。

ところで、アジアNIESの対米黒字は、日本の対米黒字と歩調をあわせて伸びてきたが、プラザ合意以降の円高・ドル安局面を迎えて、アメリカの対日赤字は横ばいに転ずる。にもかかわらず、対アジアNIES赤字は増え続けたため、これら諸国の通貨の切り上げとNIES特恵関税が廃止され、対米輸出環境は厳しくなる。そしてアメリカの対NIES赤字は89年以降漸減に向かう。こうした環境の中で日本の対EC黒字が、アメリカ市場からEC市場へのダイヴァージョンに伴って拡大を見せ始めるが、それとほぼ時を同じくしてアジアNIESの対EC黒字も増え始めるのである。このことは、アジア・太平洋地域において見られた三角循環メカニズムが欧州にも波及し、グローバル化するようになったことを物語っている。

E C の対アジアNIES赤字が、対日赤字とほぼ時を同じくして、あるいはややそれに遅れて拡大

する傾向は、80年代以降日欧貿易摩擦の中心に位置するようになった加工組立型のハイテク産業を見ると、なおいっそう明瞭になる(第4図)。カラーテレビ受像機、自動車用電話、VTR、CDプレーヤー等といった民生用電子機器を多く含む通信機・録音および再生装置(SITC724+8911[Rev1])では、対日赤字と対NIES赤字がほぼ平行して拡大している。また同部門は、ECの地域別輸入構成比では両地域を合わせると5割近くにまで急上昇し、域内貿易が中心であるECにとって異常な姿を見せている。それゆえちなみに言えば、この部門は単に現在の日欧貿易摩擦にとどまらず、将来アジアNIESをも巻き込んで本格化する可能性が高いのである。そして、パソコン、電子タイプ、複写機、プリンター等を含む事務用機器部門(SITC714)でも、アジアNIESは日本を追いかける形を示し、いまでは同部門でのECの対NIES赤字は民生用電子に並ぶまでになっている。したがって、民生用電子→産業用電子といったアジアNIESの対日キャッチ・アップの過程は、そのままEC市場に持ち込まれているのである。そして日本・アジアNIES間では、これら諸部門が水平分業へ向かう傾向のある中で、ECは両地域に対して輸入特化を強めているのである。半導体を中心とする電子部品を構成する熱電子管・光電管・トランジスタ(SITC7293)についても、ECの対日・対アジアNIES関係は先の二部門と同様の傾向が当てはまっている。

以上見たように、日本とアジアNIESを中心とするアジア地域での水平分業化への歩みは、以下の二側面をもっている。つまり、一方では東南アジア諸国が日本へのキャッチ・アップを強め、水平分業化する部門がハイテク製品へと次第に高度化してきたことである。また他方では、それと同時に東南アジア諸国が日本の対世界輸出の補助装置として組み込まれていったことである。しかも、このような日本の迂回的輸出基地としての東南アジアの役割は、地域的にも単に太平洋地域に限らずグローバル化し、また日本の国際競争力が強く、集中豪雨的な輸出によって貿易摩擦を引き起こしやすい加工組立型のハイテク産業へと高度化してきたのである。したがって、どのようにして日本・アジアNIESの分業関係がマルチラテラルな関係において日本に貿易収支上有利に作用しているかを、エレクトロニクス産業を中心にもう少し詳しく検討してみよう。

### 3. 水平分業と新たなヒエラルキー

確かに日本と東南アジア諸国との分業は、かつての農工間の垂直分業から、工業製品内部の、さらにはハイテク製品内部の水平分業に向かう傾向を見せている。しかしながら、この過程は水平分業が形成されつつある部門において絶えず各国の技術水準に応じた新たなヒエラルキーを生み出し、このことが日本に有利なメカニズムとして作用しているのである。

例えば、電気・電子産業における日本とアジアNIESの分業では、全体としては水平分業化しつつある。しかしその内部においては、家庭用電気機器ではアジアNIESが輸出特化となり、民生用電子機器では日本が黒字基調の水平分業、産業用電子機器では水平化する傾向を見せながらも日本の輸出特化となっている。つまり、日本は技術水準の低い製品順にアジアNIESからの追い上げを受けるにつれて、低価格帯の製品をこれら諸国に譲りながら、自らは高付加価値製品の生産体制を整えてきたのである。このような製品差別化分業とそれに基づく日本の産業構造の転換は、高付加価値部門での日本の国際競争力の強化につながり、同部門における日本の対NIES、対世界黒字幅の拡大に結果していくことになっている。

さらに工程間分業を見てみると、アジア新国際分業が日本の黒字幅の拡大に寄与しているメカニズムがいっそう顕著になる。日本の対アジアNIES貿易特化係数は概して最終製品においてよりも電子部品で高い。また先の熱電子管・光管・トランジスタ(SITC7293)では、同部門の中心品

目が半導体になるにつれて日本の対NIES輸出特化は強まってさえいるし、黒字幅は80年代に入り急拡大している。それは丁度、NIESのエレクトロニクス製品の対世界輸出が伸びた時期と一致している。このことが意味しているのは、アジアNIESが民生用電子を中心にエレクトロニクス関連の最終製品で対世界輸出を伸ばせば伸ばすほど、部品の対日依存が強まっていることである。それを最も端的に示しているのが第1表である。『通商白書』昭和63年版によれば、韓国のエレクトロニクス製品の国産化率は、パソコン、プリンタ、VTR、輸出用カセット・レコーダーでは35-65%の水準にとどまっている。そして輸入部品の対日依存度は、VTR、電子レンジ、ファクシミリ、パソコン、プリンタで100%であり、その他の品目でも80-95%にのぼっていることが指摘されている。確かにアジアNIESは工業製品の対世界輸出を伸ばし、その品目も高度化してきている。だがこの過程は同時に、より高度な技術基盤を要する品目の対日依存へとつながり、対日赤字は拡大するのである。

アジア地域における分業は、農工間垂直分業から労働集約型製品・在来型重化学工業製品/ハイテク部門間の分業へと移行し、さらにハイテク部門内の分業へと転換しつつある。しかしながら、このハイテク部門内部における分業も、低価格製品と高価格製品との間の分業であり、また、より高度な技術が要請される工程と最終組立等の比較的労働集約的な工程との間の分業である。つまり、水平分業化のより高度な部門への移行に伴う新たなヒエラルキーの不断の形成過程が、アジア新国際分業を特徴づけているのである。そして、このことが日本の貿易収支に有利なメカニズムとなって現れているのである。

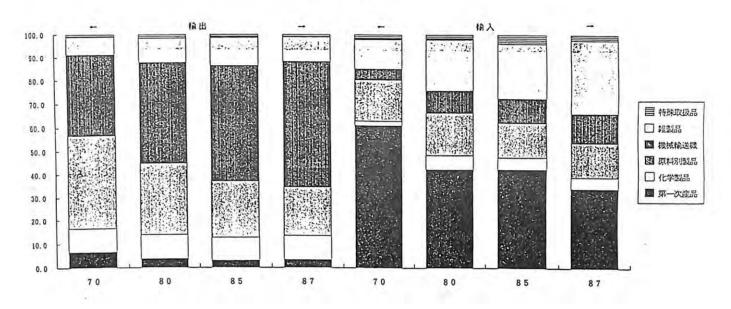
#### まとめに代えて

新たなヒエラルキーを形成しつつ進展しているアジア新国際分業は、「三角循環メカニズム」を太平洋を越えてECにも及ぼしつつある。このことはECをも巻き込み、各国間のヒエラルキーの再編を促している。すでに、日米に対してハイテク部門で遅れをとっていたECは、いま在来型産業のみではなくエレクトロニクス部門でもこのメカニズムの余波を受けてアジアNIESに追撃されている。92年市場統合は、こうした事態の中でEC経済の再活性化を目指す試みである。しかしながら世界におけるECの現状を考えると、市場統合の前も後もECのエレクトロニクス産業を立て直す一時的な保護策として対日輸入規制が続けられる可能性は高いし、こうした規制がアジアNIES諸国に及ぶ可能性もある。つまり、アジア新国際分業は、ECを要塞化へと追いやる側面をもつのである。

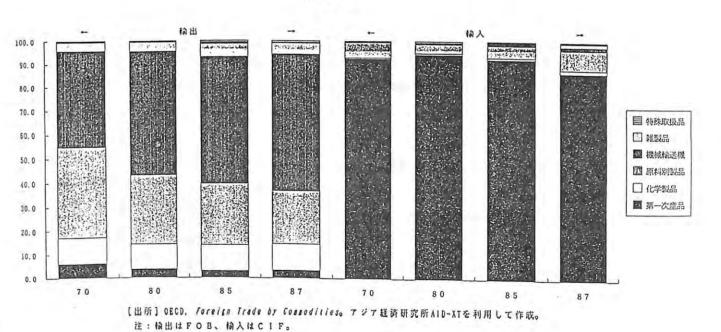
したがって世界経済の安定した土台を築くためには、日本は長時間労働をはじめ海外から批判を浴びているソウシャル・ダンピングともいうべき状態を改める中で、生活の質を重視した内需主導型の経済成長を果たしつつ、東南アジア諸国から製品を吸収していくことが求められる。またNIESを中心とする東南アジア諸国も、民主化と富の公正な分配をめぐる一連の制度的手続きの確立を通じて、より国内市場を基盤にした成長体制に転換していくことが必要である。そうしたことが、92年市場統合に向けたヨーロッパ社会共通政策の確立とあいまって、将来の経済発展の管制塔であるエレクトロニクス産業を中心としたECの産業構造高度化への努力と合流するとき、市場統合は要塞化へと向かうのではなく、世界の経済的・地政学的な均衡を新たに形成するのに貢献して行くであろう。

### 新1図 日本の対アジアNIES・ASEAN部門別輸出入構成比 (単位%)

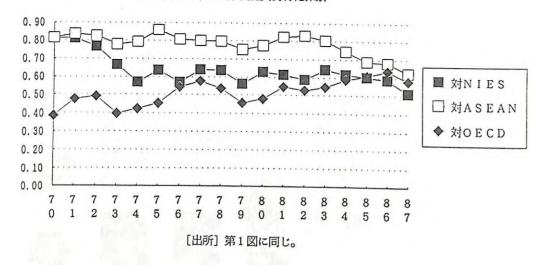
#### TUTNIES



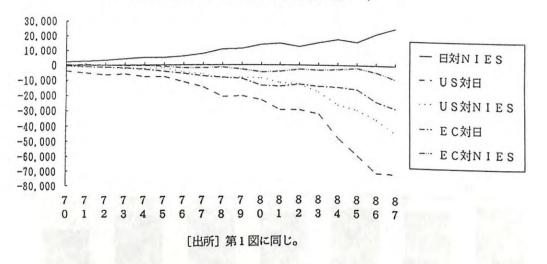
ASEAN



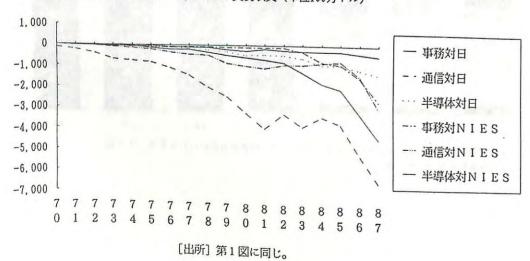
### 第2図 日本の工業製品貿易特化係数



第3図 主要先進国の工業製品貿易収支(単位100万ドル)



第4図 ECの対日・対NIES貿易収支(単位100万ドル)



第1表 韓国電子製品の国産化率と部品の対日依存 (単位%)

	因産化率	対日依存度	主要部品
民生用電子機器			
V T R	65	100	ヘッド, モーター
カラーテレビ	90	95	IC
カセット・レコーダー(輸出用)	50	95	IC, モーター
カセット・レコーダー(国内川)	85	95	IC
電子レンジ	75	100	マグネトロン
産業川電子機器			
7 7 9 9 5 9	60	100	熱転写菜子
, , , , ,	40	100	IC
ブリンダー	3:	100	ドット・ヘッド
コンピュータ用ディスプレイ	5	90	1 C
Ti II	9	95	受訴訟川部品
er iii			
カラー・ブラウン質	8	0 95	116子銃,チェーナ
スピーカー	7	0 95	_
2 1 , +	5	0 80	_
コンデンサー	6	0 95	-

[出所] 通産省『通商白書』昭和63年版、234ページ。

#### 参考文献

- (1)経済企画庁『世界経済白書』各年版。
- (2)金泳鎬『東アジア工業化と世界資本主義』東洋経済新報社、1988年。
- (3) O E C D、大和田悳郎訳『新興工業国の挑戦』東洋経済新報社、1980年。
- (4) C. Ominami, Le tiers monde dans la crise: essai sur les transformations récentes des rapports Nord/Sud, Edition la Découverte, 1986.
- (5)関下稔『現代世界経済論 ― パクス・アメリカーナの構造と展開』有斐閣、1986年。
- (6) 通産省『通商白書』各年版。
- (7) US Department of Commerce, US high technologie trade and competitiveness, 1985.
- (8)渡辺利夫『成長のアジア、停滞のアジア』日本評論社、1985年。

### ヨーロッパ統一市場と統一貨幣

パスカル・サラン (パリ第9大学)

1993年をめどに、生産物と生産要素に関するヨーロッパ(統一市場)の導入が進められている。その (統一市場) 形成と同時に統一貨幣を導入することを、不可避的と考える人々が大多数である。統一貨幣は統一市場にとって、本質的な要素とみなされているからである (1)。 つまり、 (統一市場、統一貨幣、統一中央銀行)の三題噺がはやりのスローガンなのだ。 [しかし] われわれはこの見方には賛成しない。その理由は全く経済学的な理由であり、私はそれを本論文において説明したい。第一節では、諸々の概念、例えば (統一市場)、 (経済統合)等の概念を吟味し、なぜ統一市場が統一貨幣を必要としないのかを説明することから始めよう。第二節では、現実にヨーロッパで起こっている貨幣の問題は、貨幣の種類が多すぎることからではなく、国内貨幣システム及びヨーロッパ貨幣システムの制度的諸特徴から生じていることを強調したい。結論としては、制度的な編成替え(特に分権的な貨幣当局を導入すること)が第一に要求されねばならないだろう。統一貨幣の形成や統一中央銀行の創設が重要なのではないのだ。第三節では、ヨーロッパ貨幣統合について競争的アプローチがもつま践のな側面が考察される。同時にそこでは、貨幣間の競争、貨幣システム間の競争も考察される。

### 1. 統一市場と貨幣統合

ョーロッパに導入される統一市場の概念は曖昧なので、その現実的な意味をまず議論しなくてはならない。そのために、経済統合と貨幣統一の間には論理的なつながりがないことを説明しよう。確かに、ヨーロッパの貨幣の種類を減らすことは望ましい、と考える理由はあるだろう。しかし、その理由は統一市場形成となんの関係もないのだ。

### 統一市場とはなにか?

EEC創設に始まるヨーロッパの統一過程は、統一の方向付けが徐々に変わっていく過程でもあった。 共同市場の形成という最初の(そして充分な)目的は、共通のあるいは調和のとれた政治的全体を構築するという意図に変わっていった。この意図は最初の目的と対立するとさえいえる。 《統一市場》は最初の考え方への回帰なのだろうか、あるいはそれとは別のものなのだろうか。

この方向性の変化は、 《統合》という言葉の二つの意味を混同してしまったことから助長された。 《市場統合》と《生産者統合》の混同である。 財の自由な移動に 《人為的な》障害がなければ、市場は 《統合》されているといえるだろう。 実際、これが共同市場形成の目的だったのである。 つまり、 コーロッパ人が取引において国籍を気にすることなく、 ヨーロッパのどの地域においても財を売買で きるようにすることである。

また、共同市場の構想がまさに意味する交換の自由も、市場が自由であることを必ずしも意味しない。交換の自由は、場合によっては存在しうる「特別な」障害(例えば関税)を、国家間で交換が行われる際に除去することだけを意味している。各々の経済地域内で交換が行われる場合にはその限りではないのである。自由交換があるということは、人々が交換する「権利」をもつということであり、市場が自由交換地域においてあらゆる公的介入をうけないということではない。特別な公定価格・税金、助成金や規制は自由交換地域の一部に、例えば国内に存在し得るのである。

この観点からすると、諸市場の統合は生産者間の競争を強めることを目指している。伝統的な競争理論が示すこととは反対に、競争は必然的に財の「同質化」を促すわけではない。それとは全く反対に、個々の生産者は競争することによって顕在的・潜在的な競争力を高めるように生産を「多様化」するのである。競争の結果や効用はこの生産者の行動から生まれる。確かに、後にわれわれが強調するように、競争が生産物の多様化を余り促進しない「特別な」場合がある。しかし、それにも関わらず、競争が激しくなればそれに応じて生産物の多様化が進むということを一般的な原理と考えることができる。したがって当座のところは、(共同市場)を推進することと([市場の]調和)を現在のように強調することの間には矛盾が生じる、と考えることができる。

実際、統合は一般に生産者の統合と解されている。そして、生産者の統合は多かれ少なかれカルテル化を意味し、競争を意味しない。したがって、その目的は現存の生産者達をその内の一部少数の生産者に置き換えること、そして究極的には単一の生産者にしてしまうことである。あるいは、全ての生産者に少なくとも同一の環境を与えることである。この際、共通に採用される政策は、ほとんどの場合、競争を阻害、制限する政策だろう。 [しかし、このような政策は真の市場統合には適さない。] ヨーロッパの政策当局は(統合)という言葉の二つの意味を混同し、混同し続けている。そして、当局は世論にみうけられる多少とも曖昧な印象に同調している。その印象とは、社会調和を喚起する用語、例えば、同意・協調・調和といった用語全てが好ましい、という印象である。

この言葉の意味の混同は、もう一つの意味の混同一(競争)と(競争条件の調和)の混同一と密接な関係にある。生産者が同一の生産条件におかれなければ競争は不平等になる、と考える人がほとんどである。規制や税法を調和させるために行われている現在の努力はそのためなのだ、と。

しかし、実際に競争が意味しているのは、消費者と同様に生産者に選択の自由を認めること、特に市場参入の自由を認めることである。競争は、全ての生産者が同一の条件で操業し、(同一の競争条件)に従うことを意味していない。これは全く逆のことなのだ。経済学の交換理論、特に国際分業理論によるその応用例は次のような根本的な教訓を与えてくれる。つまり、同一生産物を違った条件で生産している生産者は、(強い競争力)をもつために、個別的な制約を考慮にいれながら生産要素を結合させなくてはならない。しかし、統合が市場ではなく生産に関するものであると一般的に解釈される限り、競争条件の調和を進める要求は多くの領域で、ヨーロッパ共通の政策を追求し、[ヨーロッパ内の]税制・規制を調和させる要求になる。

人々は、統一市場が生産条件の調和を意味している、と全く自然に考えるている。確かに当座のところは、全てを調和させようとしているわけではなく、またEEC委員会が認めた規準を相互に確認していくという原則は [生産の] 多様化を公式に受け入れている興味深い事例である。それでもやはり、コーロッパの政策全体がむしろ調和の方向に向かっていることに変わりはない。 (統一市場) の概念には、共同市場の観念一すなわち自由市場一と生産条件の調和をなんとか促進しようという考え方が混ざって入っている。その意味で、1993年の (統一市場) の従来の解釈は、根本的な誤りの上に立脚している。貨幣の調整といった特殊な事例に踏み込む前に、調和の努力が最も目立って現れている領

域一例えば税制一について手早くみておこう。税制における問題点は、貨幣統一における問題点と似 ているのである。

多数の決定権保持者やオブザーバーから成るEEC委員会は、1993年の統一市場を可能にするためには、各付加価値税の税率と他のいくつかの税率を調和させ公平な競争を実現させなければならないと考えている。われわれはこの税率の調和という考え方に対して何度か反論してきた(2)。その反論の核心は次のように要約できる。ある種の税一例えば付加価値税一は相対価格には影響を与えず、したがって国際分業の諸条件にも影響を与えないので、税率を調和させる必要はない。また、税率の差が各国間に「特別な」ゆがみをもたらす場合には、税制間の競争が人為的な調和化よりもそのゆがみを矯正するのに好ましい。実際、競争に促されて、政府はそのゆがみを除去しようとするのである。

自由交換が成立している場合には、価格が様々な国で同じになる傾向があるが、生産費の構造が全ての国で一致するわけではない。とはいえ、様々な生産条件下にある生産者が [生産費構造の違いによって]、競争力を必ずしも失うわけではない。唯一重要なのは、生産物市場においてと同様に、生産要素市場においても自由競争を守ることなのである。

自由市場において、全ての生産者が全く同一の生産費構造の下にあるように生産諸条件を調和させようとすることは、ばかげている。したがって、特定の租税一付加価値税一を調和させる理由がないことは、他のいかなる租税もまた他のいかなる生産費用要素(自然条件、労働力の編成様式等)も調和させる理由がないのと同様である。税制は生産者が従わねばならない数多くの外的条件の内の一つに過ぎない。税制の違いは、天候や人口、法律の違いと同じなのである。

重要な問題は税制を調和させることではなく、できる限り(最適な)税制を選ぶことである。同様に、貨幣の問題においても(あとでみるように)、重要なのは貨幣の生産や貨幣の諸システムを調和させることではなく、(最適な)貨幣(少なくとも(良い)貨幣)を供給することである。しかし、「調和」がそれ自体利益をもつわけでも、正当化の理由をもつわけではない。例えば、なぜ場当たり的な追加税(つまり人為的な強奪)に対応するように、税制を調和させなくてはならないのか。また、貨幣統合をなぜ過剰な貨幣生産の規制という方向にもっていかなければならないのか。 [この疑問に対する適切な解答は今のところ出されていない。]

BBC委員会とその行政機関、そしてほとんどの国民政府とメディアは税制の調和化を支持している。しかし、彼らの努力は全く意味のない目的を果たすために浪費されているのである。統一市場を得るために共同市場に付け加えるべきものは何もない。この観点からすると、統一市場はもはや存在しているのである。しかしながら、共同市場から《統一市場》へすぐに移行するわけではないと考えるなら、もう一つの道筋、すなわち共同市場から脱規制市場に移行する道筋をとることが有効だろう。この規制緩和は、公的意思決定機関による明示的で中央集権的なプロセスを通じてなされるか、より競争的なプロセスを通じてなされるか、どちらかであろう。《統一市場》はもはや調和政策や中央集権的政策によって、「統一」されるわけではない。《統一市場》は、規制緩和によって一つの「市場」になり得るのである。強調されるべき点は、「統一」ではなく「市場」である。このことは、貨幣統合についても同様にあてはまるのである。

### 統一貨幣なしの統一市場は可能か?

いままで強調してきたように、統一市場には統一貨幣が必要でありしたがって単一の中央銀行が必要である、と一般には考えられている。この意見の裏には、ヨーロッパ統合には既存の型の国家を越えた超国家が必要である、という広く受け入れられている考え方がある。 (一つの国民、一つの国家、

一つの貨幣)という伝統的なスローガンがヨーロッパ統合の場合にも簡単に当てはめられ、**(**国民 = 国家)的ソーンと貨幣的ソーンとを分割することはばかげたことだと思われているのだ。

[しかし] 実際には、貨幣問題にも、生産と生産物流通に関して前節で展開してきたのと同様の考え方を応用しなければならない。貨幣の統一市場において、[貨幣の] 生産がカルテル化され、[貨幣の] 生産条件が調和している必要はない。貨幣の生産者と貨幣の使用者に選択の自由が認められている限りにおいて、統一市場はもはや存在しているのである。

生産物と生産要素の統一市場は統一貨幣を必要としない。なぜなら、多様な貨幣は財・貨幣・金融資産の自由な移動を阻害するわけではないからである。現代経済は様々な貨幣に基づいた貨幣経済であり、それは分業と交換に基づいた複合的な社会システムなのである。貨幣が間接的な交換手段や価値貯蔵手段として機能するためには、貨幣が同質的な生産物となる必要はないが、貨幣が良い貨幣である必要がある。例えていえば、交換経済の機能性は(遠距離)通信システムに依存しているが、これは単一の(遠距離)通信システムが必要となることを意味しているわけではない。単一貨幣の使用が容易になり得るのは、計画経済においてのみである。統一貨幣が要求されるのは、統一市場と中央指導型経済とを混同しているからである。[とはいえ]多くのヨーロッパ人が、この型の経済を望んでいるようにみえるのも確かなのだが。

統一市場の形成は一この言葉にどんな意味を負わそうとも一ヨーロッパに統一貨幣を導入することを正当化しない。少なくとも、個々の貨幣間に完全な代替可能性を保証するシステム、すなわち固定 為替相場制システムの導入を正当化しない。しかしながら、現在ある貨幣の種類を制限すべきだという意見には、理由がある。

あらゆる貨幣システムがいかなる場合にも目指すべき目的は、「良い」貨幣を供給することである。 これは、あらゆる生産システムの目的が「良い」生産物を供給することであるのと同様である。「良い」貨幣とは、十全にその機能を果たす貨幣すなわち(無差別的な購買力)をもつ貨幣である。貨幣単位の流動性は、いつ、誰の、どういう財と交換されるのか、その能力に依存している。貨幣の流動性は二つの構成要素からなる。一つはその購買力の安定性であり、もう一つはそれが流通する地域の次元である。

われわれは、どういう貨幣が非インフレ的な貨幣であるかを多かれ少なかれ知っている。しかし、貨幣が流通する地域の最適な次元については正確には知らない。したがって、その次元については経験から考えなくてはならない。貨幣生産において規模の経済(外部性の経済)あるいは補完性の経済が働く限り、貨幣流通の地域が拡大することによって[貨幣の]効率性が上昇することは明かである。しかしながら、最適次元がヨーロッパ次元における(あるいは世界次元における)統一貨幣の存在と必然的に対応するわけではない。ある地域の次元一それはヨーロッパの次元より狭いかも知れないが一が存在し、それを越えて[貨幣流通の]地域を拡大させたところで、そこから得られる利益は無視し得るような、そういう地域の次元もありえる。

ともあれ、貨幣生産に特徴的な事実は、貨幣の多様化は制限されるべきだということである。この考え方は、競争は多様化を生み出す、という先の議論とは反対である。しかしながら、この考え方は過度の多様化を避けるために競争過程を制御することが望ましい、ということを意味してはいない。全く反対である。流通における貨幣の種類を制限することから利益を得ることができるなら、競争がそういう状況を作り上げる最も良い手段である、ということがいいたいのだ。なぜなら、自由経済においては、そういう隠れた利益を引き出そうとする人が必ずいるからである。したがって、いつかヨーロッパにおいて貨幣的競争が盛んになり、市場が現在よりも貨幣の種類を制限し、最終的にはそれ

を一つの絞るかもしれない。しかしながら、市場の自発的な働きによって貨幣が一種類に絞られたと しても、ヨーロッパに統一中央銀行は必要ではないし、また、それは望ましくもないだろう。

ョーロッパに限定数の貨幣あるいは統一貨幣を課すことよりも、いくつかの「良い」貨幣あるいは 一つの「良い」貨幣を保証する制度的構造を考察することが重要だろう。この考え方に沿って考察し ながら、第三章ではヨーロッパ貨幣統合に関する新たなアプローチが提示されるだろう。

ョーロッパにおける貨幣組織の問題は、貨幣の過剰から生じているものではない。 真の問題は制度 的な概念が欠如していることにある。 その制度的な概念は、国民経済システムという組織と中央銀行 ョーロッパシステムという組織に同時に関係しているものである。

#### 2. ヨーロッパ貨幣システム:現状と展望

現在の貨幣システムは、制度的な無責任の上に成り立っている。これがヨーロッパ貨幣システムの 現状であり、貨幣統合の計画一例えば、(ドゥロール・レポート)に書かれている提案一はこの大き な欠陥に対してなんら解決策を指示していない。

可能な貨幣システムの数は膨大であることを考えると、現在の貨幣システムが全て同じモデルに立脚していることは全く驚きである。その理由は、現在の貨幣システムが政府によるア・プリオリな創設計画に基づいており、自発的な過程から生じてきたのではない、というところにある。現代貨幣システムの、特にヨーロッパ貨幣システムの機能性をより正確に評価するために、フリー・バンキングの仮説の中で展開されている貨幣システムを手早く考察しておこう(3)。そのような貨幣システムとしては、海外資産(例えば金)との兌換性を保証する非ヒエラルキー的なシステムが考えられる。

このタイプの貨幣カルテルにおいては、カルテルのメンバー銀行は二つの兌換性を保証する (4)。一つは金との兌換性(《対外的保証》)であり、もう一つは他のメンバー銀行から発行された貨幣との兌換性(《対内的保証》)である。もしある銀行が過剰に貨幣を発行すると、その顧客が自分の貨幣を金と交換しようとするために、銀行の金保有量は減少する。したがって、銀行は顧客を失わないために、また信用を失うことによって倒産しないように、より緊縮的な貨幣政策を実行するようになるだろう。このような貨幣政策の選択は、システム内の他のメンバー銀行から [過剰発券した]銀行に加えられる圧力によっても余儀なくされる。このような場合、各銀行は結果的に二つの兌換性一対外的兌換性にも対内的兌換性にも一に責任をもち、緊縮的な貨幣政策を責任をもって実行するようになる。誤った経営、つまり悪質な貨幣の供給は罰せられるのである。

この事例からわかることは、統一貨幣一例えば貨幣カルテルによって発行される貨幣一の発行システムの高い機能性は、多様な銀行と多様な意思決定センターの存在と完全に両立し得る、ということである。その際に守るべきなのは単に、全ての分権的な意思決定センターがゲームの一貫した規則に従い、それを適用することである。

また、市場参入の自由が維持され、したがって幾つかの貨幣カルテルが(現在あるいは将来にわたって)存在する限り、カルテルのメンバー銀行が独占的な地位を占めようとすることや貨幣価値を低下させるような貨幣発行を行うことは、潜在的な競争によって阻まれる。カルテル内部における分権的な責任分担と対外競争は、貨幣生産を制御する二つの有効な手段なのだ。

国内貨幣システムは現在、ヒエラルキー的に構成されている。商業銀行、あるいは二番手クラスの銀行は、対内的兌換性、この場合には中央銀行発行貨幣との兌換性を確かに保証している。他方で、中央銀行は貨幣システムが(準)本位制あるいは固定為替相場制である場合に、自らの貨幣に対外的

兌換性を保証している。しかしながら、中央銀行は《対内的》兌換性一システム内の銀行貨幣間の兌換性一に対しても間接的に責任を負っている。なぜなら、中央銀行が緊縮的な貨幣政策の適用を望まない場合には、商業銀行は一定量の貨幣を発行できるだろうからである。最後の貸し手としての中央銀行の役割は、《対内的》兌換性の保証に関する責任を、商業銀行から中央銀行間に(部分的に)移転することであろう。分権的システムにおいてとは反対に、このようなシステムでは銀行は貨幣創造を制限する気にはならない。このような貨幣カルテルに参加している銀行は、自分の市場割当を増やそうとするだろうし、そこには貨幣創造を進める誘引が常に存在する。自己調整的システム一例えば分権的システム一とは異なり、このシステムは《中央制御的システム》である。特に、中央銀行が貨幣創造を制限するために裁量的方法を採用している場合には、その色合いが濃くなる。現在の貨幣システムがインフレ促進的な傾向をもつのは、この制度的特徴からきている。しかしながら、中央銀行が決まった率で兌換される貨幣を発行し、兌換性を効果的に保証するなら(つまり貨幣の価値を下げないなら)、こうした傾向はかなり抑制されるだろう。だが、そういうことが起こる可能性は、現在の貨幣システムにおいてはほとんどありそうにない。

制度的無責任は、実際次の二つの特徴によって強化されている。まず第一に、中央銀行は公的制度であるから、自由裁量的に行動することができる。つまり、もし (対外的) 兌換性 (金、海外貨幣との固定為替率) を保証する権利が中央銀行に与えられているとみなされるなら、中央銀行は兌換率を裁量的に変更することを普通のことだと考えるだろう。しかし、為替切り下げに頼ることは、兌換性の原則を脆弱にするのである。

第二に、貨幣当局は自国の貨幣システムを対外競争から守るために、信用紙幣制度や為替コントロールのような強制的規則を適用する。 つまり、システム内部には自己調整的誘引が、システム外部には競争が、不足あるいは欠如しているために、現代貨幣システムはインフレーションに向かう傾向があるのだ。

われわれはヨーロッパ貨幣システムの特徴を正確に表にすることができるが、それをみると、その 貨幣システムは国際貨幣組織の問題にとって最悪の解決策である、とさえいえる。この貨幣システム を、国内カルテルによる国際カルテルの形成として分析することができるだろう。

- 国内カルテルは、前述した原則にしたがって組織される。つまり、それはヒエラルキー的であり、公的であり、強制的である。
- 一 国際カルテルは、各国の中央銀行をヨーロッパ規模で統合した公的なカルテルである。そのカルテルにおいては、各中央銀行が同じ権利、強制力をもち、対称的である。しかし、このカルテルは対外的兌換性を保証しない(この兌換性の保証が、貨幣創造を行う分権的な誘引を制限するのだが)。

ョーロッパ貨幣統合に関して通常示される提案は、これらの問題を解決できない。それどころか、制度的な無責任を増長させる危険すらある。例えば、《ドゥロール・レポート》は、統合過程の第二段階で準備金を共同化することを提案している。しかし、中央銀行の貨幣政策が過度に拡張主義的である場合には、準備金の損失一これはさしあたり分権化のシグナルの役割を果たす一は《集団化》され、このような政策を訂正しようという意識は大きく削られることになるだろう。

統一貨幣の創造と統一中央銀行の創設は、現実の問題を長期的にも解決しないだろう。なぜなら、それは制度的な無責任を軽減しないからである。現代の国内貨幣システムと同様に、ヨーロッパ貨幣システムは貨幣創造を制限する分権的な誘引を欠き、対外競争もまた不十分である。実際、超ヨーロッパ的国家によって運営されるカルテルは、おそらく自由裁量的な管理方法を適用するだろう。そし

て、ヨーロッパの国際収支バランスを維持するという名目の下に、為替相場のコントロールや他の有害な方策をとるだろう。国内カルテルによって構成されている現在のヨーロッパ・カルテルを単に自由裁量的なヒエラルキー・システムにとってかえるだけでは、ヨーロッパ貨幣システムの性質自体、修正されないだろう。

### 3. 貨幣統合に関する競争的アプローチ

貨幣統合の競争的な過程が中央集権的で構成主義的な統合過程よりも好ましいのは、競争的過程が統一貨幣の選択を市場に委ねているからだけではなく、それが貨幣システム間に、つまりいくつかの貨幣あるいは単一の統一貨幣を生み出す制度的調整の場に、競争を導入するからである。また、それがあらゆる種類の貨幣・金融サービス生産の場に競争を持ち込むからでもある。そのようなサービスはカルテル化による利益とは場合によっては異なる。このような競争の導入が重要である。なぜなら、先ほど論じたように、現代貨幣システムの、とりわけヨーロッパ貨幣システムの第一の問題は、広い地域一例えばヨーロッパー内に統一貨幣がないことではなく、貨幣システムが制度的無責任の上に成り立っていることだからである。したがって、制度的無責任が軽減、削除されるような貨幣システムを構想するか、あるいは市場に最良の貨幣システムを選択してもらうことが必要である。 [私は] 後者の方法がベターであると考える。

### 貨幣的競争

一般に適用されている競争的アプローチよりも競争的なアプローチが存在し、それに対応して様々な解決法が考えられる。誰もがどんな貨幣でも発行できるフリーバンク・システムが最良の貨幣システムであろう。というのは、このシステムは個々の銀行に責任を負わすからである。しかしながら、この案は今のところ現実的ではないので、他の選択肢を考えることが有効だろう。

1) 第一の可能性としては、既存の貨幣間の競争を促進させる方法がある。つまり、現在のヨーロッパ貨幣システムに替えて伸縮的な為替相場制を導入し、貨幣移動の自由を確固たる態度で保証するのである。EECが [経済的] 規準の相互承認原則を決定したのと同様に、貨幣の相互承認原則の受け入れが必要になるだろう。先に強調したように、財・貨幣の価格を伸縮的にすることは、統一市場の存在を否定することではない。現実には、(貨幣の共同市場)ができるだろう。確かに、貨幣の多様化は使用者にとって、取引費用、情報費用、危険費用といった様々な費用を生み出す。しかしながら、こういう事情は財についても同様であり、われわれは財を使用する際に同様の費用を負っているのである。財の種類を減らすことによってこの種の費用を軽減することはできるだろうが、それは他方で消費者の選択の自由を制限し、生産者の革新意欲を減退させるだろう。多様化にかかる費用は投資費用とみなすことができる。多様化のための投資が選択の自由を可能にするのである。これは貨幣についてもあてはまる真実である。

貨幣的競争が存在する場合には、一つのあるいはいくつかの制限された種類の貨幣が市場によって徐々に選択されやがて《共同貨幣》になる、と考えられる。確かに、ヨーロッパに現存する貨幣ゾーンの大部分は小さすぎて、大規模生産あるいは画一的生産から生じ得る利益を充分に利用できないようにみえる。しかしながら、どのぐらいの規模からこのような利益が生じ、どのぐらいの規模を越えると貨幣の種類を減らすことによって有意な限界的利益を得られなくなるのかを、われわれは知らなると

いのである。競争的過程を通じて市場は最適な貨幣ソーンを決定できる。同時に競争的過程は、個々の中央銀行に圧力をかけ、中央銀行が過度のインフレを引き起こさないようにするだろう。というのは、個々の中央銀行は各々の貨幣の力が落ちすぎることを避けたがるからである。この観点からすると、各中央銀行が貨幣管理の責任を分権的な手法で分担し、各中央銀行は自分の貨幣について責任をもつようになるだろう。良い貨幣を生産しようとする中央銀行は結果的に低いインフレ率を生み、為替相場の変動を制限するだろう。したがって、使用者にとってどの貨幣を保有するのかによる差はなくなるだろう。多様化の費用は最小限になり、一方で多様化の利益一例えば競争的圧力の維持一を享受できるだろう。そして、統一貨幣が全ての既存の貨幣にとって替わらなければならない場合には、その過程は漸次的でありしたがってより望ましいものになるだろう。

この観点からみると、競争的過程は現在追求されている構成主義的な過程よりも好ましい。実際、国内貨幣システムを強制的にヨーロッパ貨幣システムに (統合) することは、どこかで大きく飛躍することを必然的に前提にしている。この飛躍は、新企業を作るために、いくつかの企業が合併するときに起こる飛躍に似ている。つまり、過去の制度的構造、権力構造が突然瓦解し、新しい構造に場所をゆずるのである。そして、準備的な段階はこの激烈なシステム・チェンジと比して、ほとんど意味をもたない。システム間の競争による統合の場合は、このようなシステム・チェンジとは反対に制度内に目立った飛躍はないが、より受け入れ易い自発的進展の過程があるのだ。

実践的な面では、われわれが論じてきた競争的システムは、為替に関するあらゆるコントロールの 排除、信用紙幣制度に関するあらゆる裁量権の消失を意味する。それは同時に、諸貨幣システム組織 内部に、場合に応じた変化が起こることを許容している。

現在のところ、国内の商業銀行は全て自国の貨幣当局に依存しており、貨幣当局は商業銀行にあらゆる規制を課すことができ、その準備金の額をコントロールしようとしている。しかし、一方で一つの銀行が国家紙幣の発行を義務づけられているという意味で国内的独占が継続しているのに、他方でヨーロッパ人がいかなる活動にいかなる貨幣を使おうが全く自由である場合を想定してみよう。その場合、より悪質な貨幣は徐々に使用されなくなり、その貨幣を発行している銀行は市場を去らなければならなくなるだろう。

そして幸運にも、銀行がいかなる貨幣であれ預金を受け入れることが、今まで以上に公認されてくる。こうなってくると、ヨーロッパ貨幣システムが一方でカルテル化の方向に進もうとしても、貨幣間競争はヨーロッパ内で広がっていく。 [しかしながら] 為替相場が自由に変動し、銀行がヨーロッパに現存するいかなる貨幣も発行できるようなシステムでは、次のような場合に困難が生じるのは明かである。例えば、A国の中央銀行が自国の貨幣システムに属する銀行に準備金操作を行うことができ、他方で他国の銀行が自国の貨幣当局にはしたがいながらも、A国中央銀行から規制を受けずにA国貨幣を発行できる場合である。このような事態を解決する方法はいくつかあるが、特に有効なのは次のような方法である。

- 一 各国中央銀行が、自国の貨幣に関する限りにおいて、ヨーロッパ全ての銀行の活動を規制できる権限をもつこと。したがって、A国中央銀行は、ヨーロッパ全ての銀行に、それら銀行の保有するA国通貨の量に応じた準備金高(A国通貨だて)を維持するように強制できる。
- もう一つの解法は、もう一段規制緩和を進めることである。各銀行は預金を様々な貨幣で受け 入れているが、その兌換性を保証する責任を各銀行に負わせるのである。各銀行は様々な[既 存の]カルテルに参加するようになるだろう。発券の自由が満たされている場合には、新しい カルテルに参加するかもしれない。このタイプの分権的システムにおいては、銀行が負うべき

責任は、自分が預かっている預金をヨーロッパのいかなる貨幣とも交換できる能力を保持する ことだろう。

実際、この問題を (困難) としてではなく競争的な解決法だと、みなすことも多分できるだろう。 同一の貨幣を生産するにしても、様々な競争的過程がありえる。それはユーロ・ダラーについても同様である。 しかしながら、現在のような自動調節機能を欠いたシステムでは、銀行間の競争は貨幣の過剰創造を生み出すだろう。この場合、貨幣創造を制限するのは中央銀行の調整能力である。しかし、この制限は貨幣システム間ではなく各貨幣システム内部の競争によって、無効にされる恐れがある。

2) ヨーロッパの政治家の中には、統一の象徴的段階を貨幣的領域に求める人がいるのだろう。私は長い間個人的に、ヨーロッパ・パラレル(併用)貨幣の創造は実際のところ象徴的段階以上のものだ、と考えてきた(5)。それに対する疑念は今ではますます強まり、もっと目にみえない段階の方が重要であると考えている。しかしながら、このアプローチは従来のアプローチに比べて大きな利点をもっている。従来のアプローチは為替相場を統一貨幣・統一中央銀行の最終的目的に沿って固定してしまうものだが、このアプローチは、完全に構成主義的な解決策をとらない。また、相対的に好ましい貨幣の選択を市場の自発的な機能に任せている。したがって、選択の自由が少なくともある制限内で存在している。しかし、この解決策が究極的には、第一案[競争的アプローチ]と非常に似たものになり、そこでは選択の自由が完全に認められると想像することはできる。そうすると、この二つの解決策の違いは、競争状態にあるヨーロッパ貨幣システムに一つの貨幣を、つまりパラレル(併用)貨幣を付け加えるかどうかにだけあることになるだろう。

#### 貨幣システム間の競争

われわれがもはや強調したように、共同市場、つまり自由交換と選択の自由の存在は、完全に自由な市場を必然的に意味しているわけではない。例えば税制に関しては、税率の違いは自由交換を阻害しないから税率の調和は必要ではない、と論じた。しかしながら、経済活動の発展に多少なりとも有効な税制システム・公共支出システムはいろいろある。したがって、税制システム間の競争が、市民にとって最も望ましい税制システムを選ぶように考えなくてはならない。同様の考え方は貨幣の領域についてもおそらくあてはまる。

貨幣一既存の貨幣であれ、新しい公的貨幣(バラレル貨幣)であれ、私的貨幣であれ一間競争は、貨幣的規制に強制された調和を意味しない。しかし、次のことは頭においておきたい。つまり、貨幣システムの規制緩和が進むと、その貨幣システムはより好ましい貨幣を生産するか、あるいは既存の貨幣をもっと効率的に発行しようとし、結果的には貨幣・金融システムの規制緩和が強化されるのである。それとは反対に、ヨーロッパ統一中央銀行には国内中央銀行が現在もっているような規制力と同様の権力が与えられるだろう。様々な貨幣管理の方法を実験するのはもっと困難だから、規制緩和の過程がおそらく減速していくだろう。交換は自由だが、市場が必然的に自由になるわけではないのだ。いまや銀行の多くは規制緩和の産物となる。規制が緩和された世界では、現在、銀行が果たしている役割一貨幣の生産者、金融の仲介者、サービス提供者一は種々の企業間に分散していくだろう。ある銀行は非常に特殊な業務に専門化し、ある銀行は今のところほとんどの場合分割されている活動一保険業務と預金管理ーを統合するだろう。

統一貨幣の仮説においてさえ、唯一の意思決定機関が必要であるとは限らない。 [いわんや] 規制が緩和され分権化されたシステムにおいては、各生産者が兌換性を保証し、それに対する責任をもつ。

例えば、二つの銀行が互いに、自分の貨幣と他銀行の貨幣の兌換性を保証しているという意味で、同じ貨幣を発行しているとしよう。しかしながら、われわれは一つの貨幣を複合財としてあるいは一(新消費理論)(6)に従うならー(特性)の集合体として見なすことができる。実際貨幣はそれを発行している企業に対する債権である。その貨幣管理も企業によって様々なので、それらの兌換性を保証する銀行の能力に対する信頼も様々である。換言すれば、二つの銀行に関する債権は同一の兌換性を保証され、完全に代替可能であると考えられているにも関わらず、それらの債権が異なった銀行に対する債権である以上、それらはやはり違う債権なのである。分権化された世界では、多様性と同質性をいかにうまく組み合わせるのかが常に問題になるだろう。完全に交換可能な支払手段としては、貨幣単位はできる限り同質であらねばならず、そしてそれは兌換性の保証とカルテル間協定があって可能になる。しかしながら、既存の財を多少でも効率的に作るいろいろな方法があることも解っている。カルテル内部では、構成企業は他社よりも効率的に生産しようとし(つまり様々な生産過程を適用する)、自社製品に様々な特性を付与しようとするだろう。

例えば、貨幣カルテル内に A 銀行と B 銀行という二つの銀行が存在し、それらの貨幣は兌換性を保証されているとしよう。しかしながら、 A 銀行は一覧払いの預金には利息を払うがそれを倒産のリスクからは守らない。 他方で、 B 銀行は利息を払わないが、 預金の価値が下がらないことを保証する。このような場合、二つの貨幣は決まった率で互いに兌換可能であるが、消費者にとっては完全な代替物ではない。 貨幣の使用者は単に兌換可能な貨幣を求めているわけではなく、 彼らは様々な特性を合わせもった貨幣を望んでいるのである。 多様なフリーバンク・システムでは、 各人は自分の好みにあった諸特性をもつ貨幣を購買する。 生産者側としては、 需要動向を考慮にいれながら、 自分の貨幣に兌換性を保証し、できる限り高い収益性を得ることができるように、 諸特性の配合を正確にみきわめなくではならない。このような世界で、 多様性と同質性が (最適に)配合されるのである。

ヨーロッパにおいて、規制緩和が中央集権的に進められる可能性もある。しかし、規制間の競争をして多少とも規制緩和されたシステム間の競争の方がやはり好ましい。つまり、銀行は準備率、預金・信用の利率、預金保証の方法等を自由に決めるべきなのである。競争過程とこの種の規制緩和に対する不安を取り除くために、現存する部門と並行して完全に自由な部門を導入することは可能だろう。つまり、消費者は国内レベルであろうとヨーロッパ・レベルであろうと、自由部門に属する銀行でも規制部門に属する銀行でも、自分の好みに応じて自由に選べるのである。したがって、ヨーロッパ統合の過程は《貨幣の共同市場(貨幣的競争)》だけではなく(あるいはそれよりも)、《貨幣・金融システムの共同市場》の上に立脚しているのである。ともかくも、貨幣システムをどのように変えるのかを考えることが、中央集権的な方法をとりがちな従来の考え方に賛同するよりももっと重要であることはわかっているのだ。

この論文では、統一市場の存在一その定義がどうであれ一と統一貨幣の存在の間にはなんの論理的 つながりもないことを強調してきた。したがって、統一市場は多様な貨幣、多様な貨幣システムと全 く両立可能であり、統一過程に競争的アプローチを適用することも正当なことなのである。しかし、貨幣統合をヨーロッパ内部に制限することが理由のないことも、また真実である。ある活動にとって 最適な貨幣・金融ゾーンの規模はヨーロッパを越えているかもしれないし、ある活動にとってはその 規模はヨーロッパより小さいかもしれない。したがって、ヨーロッパが(貨幣の要塞)と化す危険性 には気をつけていなければならない。 [狭い地域ではなく] 世界的な視野から、経済の発展を考える 機運はもう生まれている。その際にも重要になるのは、競争を促進し規制緩和を促進する方策をとる ことだろう。

- (1) この論文は、「世界貨幣秩序: 1992年とその後 Global Monetary Order: 1992 and Beyond 」会議 (カトー研究所、経済問題研究所、1990年2月22日-23日、ロンドン ) に提出されたわれわれのレポート「統一ヨーロッパ市場における貨幣の選択(The Choice of Currency in a Single European Market)」に基づいている。同様にヨーロッパの貨幣問題を論じたわれわれの論文としては特に次の著作、論文が上げられる。
- ・『ヨーロッパの貨幣統一: 利益を得るのは誰か?(L'unit monétaire européenne : au profit de qui ?)』(プリュッセル、ヨーロッパ研究所、パリ、エコノミカ、1980年、F.ハイエクによる序文つき Bruxelles, Institutum Europaeum, Paris, Economica, 1980.)
- ・「ヨーロッパに中央銀行は必要か(A Central Bank for Europe)」(「ヨーロッパ貨幣統一と企業 (Las Empresas ante la Europa Monetaria)」に関するゼミナール、マドリッド、商工会議所、1989年10月25日)、フランス語版(パリ、ヨーロッパ92研究所 1990年 Paris, Institut Euro92, 1990.)この問題をより詳細に理論化したものとしては、『貨幣の真実(La vérité sur la monnaie)』(パリ、エディション・オディル・ジャコブ、1990年 Paris, d., Odile Jacob, 1990)がある。
- (2)・「税制調和の神話(Le mythe de l'harmonisation fiscale)」、『フランス経済レビュー(Revue française d'éonomie)』、皿、1988年夏号、135-158頁)
- ・「ヨーロッパにおける税制調和に抗して(The Case Against European Tax Harmonization)」(「世界的不均衡(Grobal Diseqilibrium)」会議のためのレポート、モントリオール、マックギル大学、1989年5月17-19日 Montréal, McGill University.)
- (3)・ジョージ・Λ・セルギン(George A. Selgin)、『フリー・バンキングの理論(The Theory of Free Banking)』(カトー研究所及びロウマン·アンド·リトルフィールド 1988年 Cato Institute et Rowman & Littlefield, 1988.)
- ・ロウレンス・H・ホワイト(Lawrence H. White)、『英国におけるフリー・バンキング:理論、経験、討論、1800-1845(Free Banking in Britain: Theory, Experience and Debate, 1800-1845)』(ニュー・ヨーク、ケンブリッジ大学出版、1984年 New York, Cambridge University Press, 1984.)フリー・バンキングのシステムについては、『貨幣の真実』(前出)で詳細に論じている。
- (4)「カルテル」という用語は一般に、そのメンバーが自分の生産物を統一価格で販売する協定を結んでいる組織を指すので、ここで「カルテル」という用語を使うのは不適当であると批判する人もいよう。しかしながら、われわれはこの用語を広義に、つまり生産物の多様性をなくすあらゆる活動を指す用語として使っている。したがって、自分の貨幣を完全に代替可能にする銀行にもこの用語はあてはまる。たとえ、この行為が明かなカルテル協定に基づいたものではなく、個々の銀行による意思決定が一致したことから生じたとしてもそうなのである。
- (5)・「ヨーロッパのための通貨: ヨーロッパ貨幣同盟のための万聖節宣言(A Currency for Europe—The All Saint's Day Manifesto for European Monetary Union)」(『ジ・エコノミスト』 The Economist 、1975年11月1日)。これには、ヨーロッパのエコノミスト九人が署名している。
- (6)・ケルピン・T・ランカスター(Kelvin T. Lancaster)「消費者理論へのニューアプローチ(A New Approach to Consumer Theory)」、『政治経済ジャーナル(Journal of Political Economy)』、1966年。
- ・同、『消費者需要: ニューアプローチ(Consumer Demande: A New Approach)』、ニュー・ヨーク、コロンピア大学出版 New York, Columbia University Press。

(訳 清水和巳)

# 民主主義の欠如とは何であるのか?

シャルル・レィシュ (ヨーロッパ議会事務局 主幹行政官<sup>(1)</sup>)

ヨーロッパ統合が加速化するにつれて、「民主主義の欠如」の問題について人々の関心が集まるよ うになった。共同体の命令をすすめていくと結局、各国の国会は単に起こったことを記録する場所に すぎなくなってしまうと、ヴデル報告はすでに指摘している。すなわち、各国の国会の権力のますま す大きな部分が奪われるのだが、この権力は、各国政府が代表を送っているヨーロッパ理事会がだん だんこれを行使するようになり、各国の国会の支配から逸脱するようになる。それゆえ、ヨーロッパ 議会は民主主義の欠如という概念を定めるべく努めはじめた。理事会がいかなる議会および民主主義 的コントロールにもしたがわないということと、このように各国の国会の権利を制限することによっ て理事会が行政上の権力とともに立法上の権力を併せ持つという問題の所在をヨーロッパ議会は指摘 した。この懸念にこたえて、民主主義の欠如の問題に対応するためには、2つの選択肢が存在する。 すなわち、各加盟国におけるコントロールを尊重するようにたえず注意するか、あるいはヨーロッパ 議会の立法的役割を増大させるという選択肢である。これら2つの選択の間に、中間的な考え方が存 在しうるであろう。これは、各国の国会から選ばれた人たちによって構成される、あるいは各国の国 会とヨーロッパ議会という2つの決定機関の議員たちによって構成されるヨーロッパ上院の創設とい うものである。民主主義が欠けることから起こる重大な結果のうちの1つは、ヨーロッパ共同体が委 員会を頂点とする官僚制度を中心に構築されると有権者たちが思いこむことにある。この場合に有権 者たちは、ヨーロッパ議会の選挙に際して棄権しがちとなるだろう。EC制度の現在の発展段階にお いて、民主主義の欠如の問題に対処する方策としては、理事会とヨーロッパ議会とが、共同意思決定 の形で、立法上の権力を分割することが経られる。この目的を実施するため、ヨーロッパ議会は、E EC条約を修正して、理事会との共同意思決定制度を設けることを政府間会議に提案することを考え ている。

コーロッパ共同体内部で最近「民主主義の欠如」の問題が議論されるようになったのは、ヨーロッパ共同体内部で最近「民主主義の欠如」の問題が議論されるようになったのは、ヨーロッパ統合議定書の採択とそパ統合が近年急速にすすみ、加速化してきたことと関連している。ヨーロッパ統合議定書の採択とその実行、ヨーロッパ統合を一段と推進する最近の計画などは、民主主義の欠如の問題をクローズアッの実行、ヨーロッパ統合を一段と推進する最近の計画などは、民主主義の欠如の問題をクローズアップさせることになった。

1972年以来、ヨーロッパ議会の権限の拡大という問題について検討するための特別作業グルー 1972年以来、ヨーロッパ議会の権限の拡大という問題に注意をはらい、いくつかの解決策を提案していたプの報告(ヴデル報告)は、民主主義の欠如の問題に注意をはらい、いくつかの解決策を提案していたが、小論でのべるように、今日この問題は解決ずみというわけではない(2)。このグループの設立は、が、小論でのべるように、今日この問題は解決ずみというわけではない(2)。このグループの設立は、予算編成について1970年4月22日協定が結ばれた際、ヨーロッパ議会の立法上および予算上のしておこなった約束に由来するものである。この約束とは、ヨーロッパ議会の立法上および予算上のしておこなった約束に由来するものである。この約束とは、ヨーロッパ議会の立法上および予算上の

権限を強化するために作業グループを設けて、理事会に提案をさせるというものだった。

民主主義が欠如する、すなわち、共同体の立憲的制度において重大な欠陥が存在すると果して主張 できるだろうか。加盟国首脳たちは、加盟国の憲法および法律において認められた基本的権利とヨー ロッパ人権条約とに基づくことによって(ヨーロッパ統合議定書前文も第3番目の顔泉とこれをみな すことができよう)、常にヨーロッパに民主主義を促進する必要性を強調してきた。それでもわれわ れは、ヨーロッパ統合は、ヨーロッパ理事会の基本的条項、あるいは、全欧安保会議(1990年1 1月、パリにて)で採択された新しいヨーロッパのための憲章で示された間接民主制の条件にこたえ るものではないと主張できるのだろうか。そのような批判(事実上加盟国に直接向けられる批判)が 共同体機構に対して向けられることは、容認できるであろうか。

#### I. 民主主義の欠如とは何を意味するのか?

ヨーロッパ石炭鉄鋼条約(CECA)から直接普通選挙によるヨーロッパ議会選挙がおこなわれば ためた頃までは、民主主義の欠如という問題はほとんど提起されなかった。これは、2つの大きな理 由による。

共同体構築の第一段階においては、国家から独立した、それゆえ議会主義的伝統にはあまり関心を はらわない超国家的な権力をうち立てることはまったく当然であるようにみえたことがある。

さらに、1952年から1979年まで各国の国会とヨーロッパ議会とはそれぞれ権限を異にした ために、ヨーロッパ共同体の内部では民主主義欠如に対する批判はほとんど提起されなかった。

#### A. 事実はこう動いた

#### 1. 状況の進展

1951年のCECA条約、1957年のEEC条約とユーラトム条約、1985年のヨーロッパ 統合議定書を加盟国が批准することによって、加盟国からヨーロッパ共同体にいくつかの立法上の権 限が移された。この権限は確かに限られたものであったが、しかしいくつかの政策(関税、租税、社 **今、農業)に関わるものである。** 

さらに、新しい政策は、EEC条約235条に基づいて策定されることが可能であった(特に、環 境あるいは地域政策の領域において)。

その結果、加盟国の国会が立法上の権限を放棄することになった。この放棄からの受益者は、本質 的にこれらの立法上の権限を与えられた理事会であった。

共同体に権限を移譲するということは、各国の国会が法的権力および事実上の権力の双方を失うこ とを意味すると1972年のヴデル報告は指摘している(3)。すなわち、「託された任務の実施におい て、共同体は、現在まで、国家の枠組みの中では通常議会、あるいは議会と組んで行動する政府に属 していたような諸権力を行使することになる」。共同体の命令行使により、最終的には各国の国会は 単なる記録の場という状況におしやられると、この報告では指摘されている。

最後に、各国の国会は、それゆえ、その権力のますます大きな部分を奪われることが指摘されてい

る。理事会に代表を送っている各国政府が理事会命令を実行していくということは、大部分それらの 各国の国会の支配から脱したものなのである。

1980年10月29日の「isoglucose」判決(4)において、ヨーロッパ司法裁判所は、ヨーロッパ 議会が共同体構築において民主主義の基本要素を代表し、諮問という立場上の権力は確かに限られて いるが、しかしそれは同様に尊重されなければならないという事実についてしっかりと言及した。す なわち、「この権限は、条約によって望まれた制度上の均衡の本質的要素を表す。この権限は、限ら れているとはいえ、共同体レベルにおいては、民主主義の基本原則(この原則にしたがい、人々は国 会を介して権力の行使に参加する)の反映なのである」。

この判決で司法裁判所は、共同体システムで間接民主制が立憲的原則を果たしていること、それに 基づいて立法機能の行使がおこなわれるべきことを指示したのである。

国家および政府の首脳は、問題の所在を認識した。そして、直接普通選挙による議会選挙あるいは 予算領域におけるいくつかの権限(1974年12月、パリ首脳会議)といった、いくつかの部分的 な解決策を例えば1969年に提案したのである。ヨーロッパ理事会は、1978年4月、コペンハ ーゲンで採択した宣言で、間接民主制の尊重と維持は「ヨーロッパ共同体への所属の本質的要素」を 構成すると宣言し、ヨーロッパ共同体における民主主義の原則への支持を再度確認した。しかしなが ら、その実施のための具体的な手段についての提案はまだおこなわれなかった。ヨーロッパ同盟につ いての1983年6月のシュツットガルトの宣言も、実質的な進展をもたらすものではなかったが、 後述するヨーロッパ統合議定書がこの点で最初の進歩を遂げることになる。

#### 2. ヨーロッパ議会の行動

この問題についてとりわけ利害関係をもっている主体(すなわち、ヨーロッパ議会)が、ヨーロッ パ共同体における民主主義の欠如について1988年6月17日に採択された報告(5)の中で、この概 念を検討し定義することに専念したことは、こうした状況のもとでは驚くべきことではなかった。こ の決議で、共同体という一つの国家システムの中で理事会がいかなる議会および民主主義的コントロ ールにもしたがっていないこと、そして理事会が行政上の権力とともに立法上の権力をも併せ持って いることが指摘された。これらの権力の行使は議会民主主義の要求に一致しないこと、そして理事会 のこのような立法上の活動は常に各国の国会の権限の新たな制限を引き起こし、それゆえこれらの議 会の諸権利の制限を引き起こすことについても述べられている。

ヨーロッパ理事会(1990年10月、ローマにて)は、共同体のヨーロッパ同盟に向けての発展 において、「すべての加盟国の民主主義の伝統にしたがい、そして同盟の民主主義の正当性を増大さ せるために」、立法に関してヨーロッパ議会の役割を発展させる必要性ならびに同盟の活動をコント ロールする(この点について英国は留保)必要性を認めた。

しかしながら、ヨーロッパ理事会(1989年12月、ストラスプールにて)の結論には矛盾する とまではいわないものの、微妙かつあいまいな面もある。つまり、そこでは、ヨーロッパ理事会は加 盟各国における民主主義的コントロールをよく尊重することに注意する必要性を強調し、そして、1 994年に始まるヨーロッパ議会の新しい立法期にすすめられる経済通貨同盟はこの民主主義的要求 を完全に尊重しなければならないと述べているのである。

1年遅れて、ヨーロッパ議会の立法上の役割の増大に有利な傾向がみえるものの、これら2つの方

向の間での選択は依然として残ったままなのである。

ヨーロッパ共同体の加盟国議会の会議(1990年11月、ローマにて)は、最終宣言の中で、共 同体に移転され、その体制によって行使された権限が議会のコントロールに必ずしもしたがっていな いことを遺憾であるとした。そして、共同体の活動の範囲の拡大が民主主義的コントロールの本質的 な強化を伴わなければならないということを強く主張したのである(F項およびG項)。

これらの会合の場で各国の国会の態度が明らかになったが、加盟国の国会によりコントロールを行 使することによって民主主義の欠如問題を解消しようとする派と、ヨーロッパ議会が共同体の各機関 と政策に対してコントロールをおこなうことを支持する態度を明らかにする者との間に分裂が生じた。

これら対立しあう2つの傾向の間で、中間の考え方が現れることになった。この考え方は、各国の 国会から選ばれた者たちで構成された新しい議会(ヨーロッパ上院)の創設を提案することにある。 あるいは、特別の場合に召集される議会(ヨーロッパ議会の議員と各国の国会の議員から構成される) を準備することにある。すなわち、この上院は、条約の修正批准あるいは政治同盟の大きな方向につ いての討論を担当することになる。

共同体の加盟国議会の会議によって採択された最終宣言は、共同体がヨーロッパ同盟に変わること を望んでいる。この変化の中で、ヨーロッパ議会は理事会と同じ資格で立法上および予算上の機能に あずかることが可能でなければならず、そして理事会と同様に行政機関に対する民主主義的コントロ ールを行使することが可能でなければならないと述べている(第12項)。

会議は、連邦タイプの共同体を支持する態度を明らかにしている。共同体の中で、ヨーロッパ議会 は特に立法の領域において共同意思決定権をえなければならない。

会議は、「共同体のための本質的な方向づけについての議論がそれを正当化するとき、特に政府間 会議がもたれて議論がおこなわれる場合」以外には、立法レベルで別の会議を組織する必要はない、 と述べた (第13項)。

加盟国の国会の20人の代表(この会議の議席で2/3を占めた)は、民主主義の欠如が解消され なければならないと明言し、ヨーロッパ議会が、この任務の遂行に必要な権限を完全に有する機関で あらねばならないことを指摘した。

このローマの宣言は、共同体の内部で民主主義の欠如をなくしていくという目標を政治的に大きく 支持するものだった。これは、加盟国の議会の選良たちが民主主義欠如問題について広い範囲で同意 していることを新たな次元で示すものであり、民主主義的権利拡大の要求を正当化するものであった。

### B. その結果何が起こったか

## 1. ヨーロッパの選挙民について

明確な第一の結果は、議会の民主主義的コントロールの欠如にかかわるものである。これが欠如し ていることについて、法学者たちは、一般に合意している。しかし、民主主義的コントロール欠如が 何をもたらすかというと、それはヨーロッパのレベルで、加盟国内でおこなわれているような議会制 度と同一の関係が、選挙人と被選挙人との間に存在しないということである。

も う一つの結果は、ヨーロッパ共同体の制度の機能の仕方の不均衡にかかわるものである。この不 均衡は、一少なくとも1985年以降は一このシステムの効率性を強く妨げるものではない。しかし、 この不均衡は、有権者に対して、立法者は理事会であり、委員会は理事会という政府間機関によって 策定された政策を運営するだけである、つまり、ヨーロッパ共同体は、主として委員会に代表される 官僚制度を中心として構築されているという印象を与えるのである。

そのような状況から、1979年以降のヨーロッパの選挙への投票率があまり満足のいかないもの であることが説明できる。一部の選挙民は、そのような制度の状況が自らの選挙権を行使するのに十 分に魅力的なものではないと感じているのだ。

# 2. ヨーロッパ統合に関する立法上の権限について

共同体の諸条約では、どれが立法的規範にしたがったものか、またどれが行政的規範にしたがった ものか、その区別が明確ではない。

当初そしてここ数年まで、この状況は大きな不都合を示さなかった。しかし、上述の規範に関連し た活動が増加してきたため、問題の与件が変わってきた。いまや、理事会も議会も、効果的にその権 限を行使することができなくなってきた。

言葉の真の意味における立法的措置と、命令および規則という形態をとった決定の内容との間に区 別が存在しないという事実により、共同体の制度システムがうまく機能しなくなってきている。

ヨーロッパ議会は諮問の分野でもまた協力手続きの分野でも理事会と同様に、明らかに立法的な手 続きをまったく、または部分的にしか経ていないような条文に圧倒されている。法律と呼ぶべきもの と規則との間の区別が存在しないために、いくつかの大して重要ではない決定が委員会命令という形 をとり、他方でもっと重要な措置が共同体の諸機関によってきわめて簡単な方法で決定されるという 奇妙な結果が生じている。 NAME AND ADDRESS OF THE OWNER, THE OWNER, WHEN PARTY AND POST OF THE OWNER, WHEN PARTY AND POST OF THE OWNER,

#### Ⅱ. 改善策

ヨーロッパ共同体を形成するということは特殊な試みであり、現実の制度的側面で、加盟国に固有 の立憲的構造(例えば、特に立法上の権力と行政上の権力との間の権力の配分)をそのまま共同体に 移しかえるわけにはいかない。

THE RESERVE OF TAXABLE PARTY OF THE PARTY OF

この理由のため、ヨーロッパ共同体の制度システムの現在の発展段階では、民主主義の欠如問題の 解消に向けての道は、理事会とヨーロッパ議会とが共同意思決定という形をとって立法上の権力を配

#### A. 歩んできた道

1969年まで、民主主義の欠如問題への対応は、ほとんど何もなされなかった。ヨーロッパ議会 は、ローマ条約をはじめとする諸条約ではもっぱら諮問権限を持つだけである。そして、さらに委員 会を検閲する権利、書面および口頭で質問をする権利、あるいは決議を採択する権利を有するだけで あった。

1975年にヨーロッパ理事会に提出されたヨーロッパ同盟に関するティンデマンス報告は、特に弱腰である。何故なら、これは、ヨーロッパ議会に発議権を与えることにとどまっているからである。この報告は、議会がヨーロッパ統一に関するすべての問題を審議する可能性とともに将来それが法的性格をおびることになろうとしている。

第一段階は、1970年と1975年の予算条約によって構成される。この条約は、ヨーロッパ議会に共同体予算の支出(しかしながら、「非義務的支出」項目に限定された)についての共同意思決定権を与えるものであった。

ョーロッパ共同体に固有財源を設けた1970年4月22日と1975年7月22日の条約は、加盟国からの分担拠出金をこれらの財源によって置きかえるとともに、これに見合ってヨーロッパ議会の予算上の権限を拡大するものであった。幾分複雑な予算手続きが定められ、最初の第一歩が踏み出された。しかし、その限界は、1980年の初めに理事会とヨーロッパ議会との間に生じた予算衝突の際に、明らかにされるであろう。

しかしながら、この最初の進歩が、租税に関するものであったということは偶然ではない。租税問題は実際、加盟国で伝統的に絶対君主制を制限する最高の武器であったし、選良は租税への合意を通じてまず専制王権の制限をはじめたのである。

1976年9月20日の法律によるヨーロッパ議会の直接普通選挙は、ヨーロッパ議会の権限の範囲を変えるものではなかった。しかし、これによりヨーロッパ議会の合法性は拡大し、とりわけヨーロッパ統合の構築に関してまったく新しい活力が生まれることになった。これは、初めはささやかな効果しかもたないが、共同体の場におけるヨーロッパ議会の重要性がだんだんと高まっていくことになる。その最も劇的な現れの一つは、1984年2月14日のヨーロッパ同盟を設立する条約の草案の採択にあった。スピネリ草案が、1985年を通じていくつもの加盟国がミラノのヨーロッパ理事会において政府間会議を召集する意欲を発展させるのに貢献したこと(数カ月遅れでヨーロッパ統合議定書の採択に到達した)は、疑問の余地のないことである。

ョーロッパ統合議定書は、ヨーロッパの政治的協力の発展を示すと同時に域内市場を創設する意欲を示したものとしてとりわけ知られている。その点では、ヨーロッパ統合議定書は、これら2つの問題に関してヨーロッパ議会の期待にこたえるものである。

制度的側面において、ヨーロッパ統合議定書の起草者たちは、最小公分母(すなわち、その当時最小限の制度的改革に合意するという主としてデンマーク、ギリシア、英国の意志)に基づき、ヨーロッパ議会の権力を増大させることが可能な2つの新しいメカニズムを創設し、民主主義の欠如問題に対して一歩前進することを望んだのである。

ョーロッパ議会は、2回の読会手続きを経て、協力手続きを採択し、統合手続きを修正することができるようになった。ただしこれは、委員会が修正案をとりあげ、理事会の場で多数決制度が適切に機能するという条件のもとで機能することになる。完全な諮問システムと立法面での共同意思決定のシステム (議会の立法的作業にさらに重要性を与えることができる制度上の進歩を形成するような正統的システム)との間に妥協点を見いだすことが重要であった。

共同体への参加および連合協定を審査する権限もヨーロッパ統合議定書によってヨーロッパ議会に与えられたもう一つの真の決定権限である。この権限(これは議会が理事会と分かち合う共同意思決定権と見なされる)は、もちろん限られたものではあるが、民主主義の欠如を減らす方向での最初の一歩をしるすのである。

### B. 今後なすべきこと

1989年12月から1990年12月のローマまでの期間に、EC加盟国首脳たちは、ヨーロッパ理事会の場で、経済通貨同盟と政治同盟の道を前進するという意志を表明した。

1990年12月のヨーロッパ理事会では、政治同盟に関する政府間会議に対して、特に民主主義的正当性に特別な注意を向けることを要求した。ヨーロッパ議会の役割を強化するために、ヨーロッパ理事会は、協力手続きの拡大と改善、理事会の全会一致で採択された国際協定にかなった政令手続きの拡大、委員会メンバーおよび委員長任命に対してヨーロッパ議会が参加すること、などの検討を要求した。予算の分野、共同体の政策の実施と調査請願権の分野でも、ヨーロッパ議会の統制力が増強されねばならないことが述べられた。

立法の分野での共同意思決定という本質的問題について、ヨーロッパ理事会は、共同体の諸命令の各段階で立法的性格をもつ政令に関しては、共同意思決定手続きの発展をすすめることをヨーロッパ政府間会議に要求した。これは、民主主義の欠如問題を解決する真剣な試みであり、この方向に向かっての第一歩が踏み出されたことになる。

ヨーロッパ議会の側でも、政府間会議に具体的な提案を準備した(D. マルタン報告およびジスカールデスタン報告)。これは、EEC条約の修正という形式をとるもので、その内容は、主として共ールデスタン報告)。これは、EEC条約の修正という形式をとるもので、その内容は、主として共一ルデスタン報告)。これは、EEC条約の修正という形式をとるもので、その内容は、主として共一ルデスタン報告)。これは、EECを提案するものだった(1990年11 とによって、民主主義の欠如問題を大きく縮小していくことを提案するものだった(1990年11 とによって、民主主義の欠如問題を大きく縮小していくことを提案するものだった(1990年11 日 と 2 日間の進むべき道に関するヨーロッパ議会の

これらの政府間会議に向けられた提案は、ヨーロッパ同盟の進むべき道に関するヨーロッパ議会の総合戦略の一部をなすものである。そして、ヨーロッパ同盟の進むべき道は、エミリオ・コロンボ報告の枠組みの中で採択されるであろうヨーロッパ憲法の草案という明確な形態をとって、示されるであるう(1990年12月12日の決議)。ヨーロッパ同盟の立憲的基礎についてのこの決議で、ヨあろう(1990年12月12日の決議)。ヨーロッパ同盟に変えること、そしてこの目標の段階的ーロッパ議会は、加盟国間のすべての関係をヨーロッパ同盟に変えること、そしてこの目標の段階的ーロッパ議会は、加盟国間のすべての関係をヨーロッパ同盟に対して要求している。実現のための正確なスケジュールを決めることを、加盟国に対して要求している。

1984年2月14日の条約草案を土台として練り上げられるであろうこのヨーロッパ憲法の草案で、ヨーロッパ議会は、その戦略にしたがって、現在の立法期間中(1994年まで)に連邦タイプで、ヨーロッパ議会は、その戦略にしたがって、現在の立法期間中(1994年まで)に連邦タイプで、ヨーロッパ統合システムを実現することを提案するであろう。

ーッパ枕台ンステムを表売。 ヨーロッパ議会は、理事会、委員会とともにおこなった1989年11月23日の決議でEC諸機 ヨーロッパ議会は、理事会、委員会とともにおこなった1989年11月23日の決議でEC諸機 関の予備会議(CIP)を提案し、これを政府間会議につなげていく方向をうち出した。CIPの目 関の予備会議(CIP)を提案し、これを政府間会議につなげていく方向をうち出した。CIPの目 的は、政府間交渉の展開前とその最中の交渉の場にヨーロッパ議会を密接に参加させ、ヨーロッパ議 的は、政府間交渉の展開前とその最中の交渉の場にヨーロッパ議会を密接に参加させ、ヨーロッパ議 会に提案をおこなう可能性を与えるために、議会、理事会、委員会3者の会議を開くことである。 とに提案をおこなう可能性を与えるために、議会、理事会、委員会3者の会議を開くことである。 して、政治同盟と同様に経済通貨同盟についても基本的な会談をおこなうことである。

して、政治同盟と同様に経済通貨同盟についてもは、少なくとも政府間会議の審議の終わるまで開催 1990年5月に第一歩を踏み出したこの会議は、少なくとも政府間会議の審議の終わるまで開催 されることになろう。そして、CIPは政府間会議の重要な問題の1つである民主主義の欠如をどう なくしていくか、という問題に関して、ヨーロッパ議会の側からする提案をECの場で実行していく なくしていくか、という問題に関して、ヨーロッパ議会の側からする提案をECの場で実行していく

- (1) この論文の責任は、著者のみにある。著者の所属する機関には関係がないことを記しておく。 1990年12月19日脱稿。
- (2) ヨーロッパ共同体月報付録4/72。
- (3) ヴデル報告 p. 33。
- (4) Affaire 138/79 Rec. 1980 p. 3360o
- (5) 決議 (17/6/88 Doc A2-276/87) 報告者: M. Michel Toussaint

(訳 佐川和彦)

## 新たな大望、新たな優先課題、 新たな権限配分<sup>(1)</sup>

ピエール・マイエ (リール第一大学: E C 名誉事務総長)

欧州の新たな大望は、新たな優先課題を明確にさせ、権限配分についての新たな決定を下すよう要 請する。事実、欧州が世界的諸問題で重要な役割を果たそうとするならば、ナショナリズムの再来や 欧州内均衡の潜在的変更に対処しつつ、欧州大陸の安定化に寄与しなければならない。よって欧州建 設は、政治同盟の内容についての省察が広く展開することを意味している。社会を最善の条件で進歩 させるには、共同体は、対内的には、権威主義的あるいは無政府主義的な企てに対して民主主義がう まく機能するよう絶えず気を配り、また対外的には、必要があれば国連の多国籍軍に参加しつつ、経 済的、社会的、政治的諸問題を解決していかなければならない。政治統合する欧州の優先課題は、対 外戦略を定義し実行することである。また経済統合に関しては、以下のものが優先的な至上命令とな る。すなわち、①生活水準を向上させ、その地政学的な重要性を髙めるために、欧州の経済効率を不 断に高めること、②大陸全土にわたる強力な連帯を組織すること、③真の外交政策に寄与する共通の 対外通商戦略を強化すること、④欧州の政治権力の経済的基礎を創出すること、これである。そのた めには、以下のものを創出して、超国家的な権限を強化する方向へ共同体諸権限を軌道修正する必要 があるだろう。すなわち、政治権力から独立した単一の通貨当局、経済的・社会的結束に寄与する域 内均衡回復のための真の政策、骨格のしっかりした対外政策、これらを創出するのである。要するに、 権限拡大は、共同体諸機関の権限領域のうち絶対不可欠なものだけに限定されるべきであって、たと え欧州の決定を一国の立法・規制措置へ迅速に導入しなければならないとしても、共同体諸権力の集 中は、多様性を尊重する統一欧州へ向けて前進するうえで不可欠なものに関してのみ、行なわれねば ならない。

「我々に立ち止まることはできない。全世界が我々をめぐって動いているのだ。・・・我々が 作った欧州共同体には終わりはない。それは、明日の組織された世界形態に向けての一段階 に他ならない。」

ジャン・モネ『追憶』

欧州建設の様相は、近ごろ根底的な二つの変容を経験した。すなわち、(厳密な意味で)大陸全土 にわたる欧州空間という考えが比較的近い将来(西暦2000年ごろ)に実現可能なものになる、という こと、また、様々な野心の均衡回復が経済統合を政治同盟で補完することによって原則的に受け入れ られている、ということ、これである。

したがって、全欧州(Europe toute entière)と政治統合する欧州(Europe politique)とが、欧州建 設を継続していくうえでの省察と行動との基礎に置かれるべき二つの新たな要因である。事実、この ような展望に立って初めて、再び欧州が世界的諸問題で主要な役割を果たすことを期待しうるのであ り、そして同時に、四方に広がるナショナリズムの再来と欧州内均衡の重大な変更とに直面している 我々の大陸を安定させることに大いに寄与しうるのである。ドイツ再統一、中欧諸国の欧州への再統 合、そして今日なおソビエト社会主義共和国連邦と呼ばれているものが明日にでも経験することにな る経済的、政治的、そしておそらく地理的な再構築、こうした事態がナショナリズムを目覚めさせ、 欧州内均衡を変更させずにはおかないのである。

したがって問題は、三つの国家群――中核12ヵ国、欧州自由貿易連合6ヵ国、その他――の間の経 済諸関係を組織することである。つまり、一方で経済効率を高め、他方で政治同盟の良好な働きを条 件づける経済諸構造を配置するという二重の配慮をもって、大欧州統合空間の形成を促していくので あるの

そんなとき、――これは市場経済の発展した諸国全体について言えることだが――経済社会の働き について多くの疑念が表明されている。わけても金融経済の地位、国際協調の役割、混合経済の考え、 についての疑念である(2)。

つまり、欧州建設はいま新たな局面に入りつつあるのであって、その基礎的要因は、これまでのも のとは根底的に異なっている。

ことに経済統合過程を根本的に再モデル化しなければならないであろう。つまり、共同体権限のい くつかを強化し、同時に、それを受け入れ可能なものにするために多くの領域で補完性原則をより強 力に実施するのである。従うべき路線とは、このようなものである。アダム・スミスの良き信奉者と して私は分業を実践し、自らは経済の諸側面に専念することにする。しかしそれでも、政治同盟のあ りうべき内容について省察することから始めねばならない。

### I政治同盟の内容

政治同盟について語りながら、そこに何が盛り込まれようとしているのかを正確に知る人はほとん どいない。もっとも、新条約に定式化される具体的な内容を定義することは、12月に開催される政府 間会議の役目なのであるが。それでも大学人は、少々一般的な考察を提示することができる。

国の政治権力の役割は二重である。すなわち、

\_\_\_その基礎にある諸価値を尊重しつつ、社会を最善に機能させること。

——一急速に変容を遂げつつある世界のなかで、この社会を発展させること。少なくともこの変容は 考慮されてしかるべきである。というのも、場合によってはその国がこの変容に影響を及ぼそうとす ろこともありうるからだ。

ところで具体的には、欧州諸国は現在、以下のような同じ諸問題に直面している。

経済に関して。テクノロジーについても政治についても急速に進展しつつある世界的環境のなかで、 経済成長および経済効率を確保すること(しかし、1人当たりGDPの総合指標をとると、現在の発 展レベルは欧州の様々な部分で顕著に異なっている。欧州12ヵ国平均を100 とすると、デンマーク12 及・ フランス100、ポルトガル・ギリシア50となる。東欧のいくつかの諸国はもっと小さく、トルコ

はさらに小さい)。

社会に関して。生活条件の不平等に上限を課しこれを縮減する一方で、手厚い社会保護を確保する という、基本的に誰もが共有している関心事に応えること。保障に対する熱望はどこにもましてこの 欧州大陸で際立っており、我々は、我々の富をこうした保障(雇用の保障、所得の保障、等々)に役 立てることで意を一にしようとしている。

政治に関して。対内的には、権威主義的ないし無政府主義的な企ての脅威に常にさらされている民 主主義がうまく機能するよう絶えず注意を払っていなければならない。それに公的決定の分権化を熱 望する声がますます高まっており、極端な場合には、国民国家の炸裂という危険さえ伴っている(こ の現象は、とくに今日では、中欧のいくつかの国でみられる)。

政治に関して。対外的には、いくつもの課題が相対立している。東西デタントにともなって変遷す るものだとしても、まずは、保障と防衛というテーマを思い起そう。ソ連の進展にたちこめる不確実 性に人は警戒心を弛めることができず、また最近の湾岸の事件が国連の軍事的世俗権力の不在を白日 のもとにさらした。一人アメリカが世界の憲兵役を演じていることに不満ならば、準備すべきは、国 連の多国籍軍に参加することであっても、第二の憲兵を作ることではない。多国籍軍への参加は確か に心地よいものではない。だが欧州にとってそれは必要な任務なのである。

加えて、国際諸機関の果たす役割が巨大な世界的進展に及ぼす影響も忘れてはならない。 最後に、 大規模な人口移動現象についての予測は、この現象を、経済発展の速度が諸大陸間であまりに不均等 であることの帰結として改めて考えてみるべきだ。今日の人口予想によれば、欧州の人口は、今後20 ないし30年は変わらない(あるいは少し減少する)。逆に、1990年から2025年の間に、マグレブの人 口は2 ないし2.5 倍に、エジプトは2 倍に、サハラ以南アフリカは2 ~4 倍の増加率で、それぞれ増 加する。これらの数値から予想して、比較的近い将来(一世代以内に)きわめて差し迫った問題が生 じることになろう。コンデンサーの端子が電位差のせいで生じた火花によって破壊されてしまうよう に、諸国ないし諸地域間で人口密度や住民の生活水準の格差が大きすぎると、豊かな国への移住願望 が生じ、それは早晩現実のものとなる。黙示録の予言を示して数世紀も前のアテネやローマへの移民 ・征服者の流入を想起するまでもなく、移民圧力が現われていることはもはや明白である。したがっている で必要なことは、経済発展の格差是正に努めてこの圧力を組織し、緩和することであろう(3)。

このように欧州諸国は、山積する共通の諸問題に直面している。それらの問題に対して諸国がそれ でれ打ち出した解答は、他の諸大陸からみれば非常に類似している (例えば、盛んな社会保護を強調する) する場合)。しかし欧州内部からみると少なからず際立った相違を示している。もっとも、これらの 配会 

欧州の解答、だがいかなるタイプの解答<sup>なのか</sup> - のる。一方は、同一ないし類似の肝のなる。をっとも多様な、それどころか根底的に異なる解答の可能性をあくまでも保持していくものである。もっとも後者のこ 後者の場合、解答の相違が諸矛盾の源泉となって、他の諸国のそれぞれの課題を過度に複雑にしたり、 では、解答の相違が諸矛盾の顔泉となって、 ではあ それら諸国が統一欧州建設に期待する利益を極端に減らしたりすることがない限りにおいて、ではあるが。 20ないし25年前には、第一のタイプの解答がある程度まで最善のものであるように思えたであろう。 るが、

しかし、状況はあらゆる点で一変した。つまり一方で、対外諸モデルが衰退あるいは崩壊してしまっ たために、それらのモデルに対して位置づけられてきた刺激が弱められている。他方で、そして何よ りも、欧州全体がかなり異質なものになっていくものと考えざるをえない。というのも、共同体はす でに拡大を実現しているし、また今日では欧州という言葉で26ヵ国を考えねばならないからである。 北欧と地中海ョーロッパとでは社会生活についての考え方は著しく異なる(フランスは中間的状況に ある)。そればかりではない。中欧諸国における市場経済への移行(市場化)は、類似の諸困難にぶ つかって奇妙かつ特異な形態をとることになるだろう。というのも、これら諸国は数十世紀に渡って きわめて錯綜した歴史を経験してきたのであって、そうした歴史の集団記憶は、深く刻み込まれた思 い出を決して失うことはないのである。

最後になったが、ほとんどの欧州諸国において、それら諸国がある一定の局面を過ぎるや、強力な 分権化を熱望する声が広まっている。この現象は特に西ドイツについて見られるのだが、まったく同 様にスペインでも観察されており、そこでは、きわめで実質的な力を持つ「generalites」 [カタロ ニア語の generalitats 「自治政府」のことか ――訳者]が次第に布置されている。この点でフラ ンスは注目すべき例外をなしている。近年の欧州の政治的進展を正確に解釈し、隣国の人々――かれ らの目には、中央集権的ジャコバン主義なるものは、いささか奇妙な神話に映る――に分かる言葉で 議論しようとするならば、フランス人は自分たちが例外であることに気づかねばならない。

こうした一国内での分権化という意向は明らかに、全欧州規模のそれに転換されるべきである。そ のとき、政治統合する欧州の内部組織では、補完性原則に優越した地位が与えられることになる。こ の原則にしたがえば、より分権化された諸レベルでは的確に実行できない任務だけがより上の(最も グローバルな)諸段階に委託されねばならない。言い換えれば、これら諸レベルが適当な諸条件のも とに確保しうる任務は、これをすべて、それらに残しておかねばならない。権限配分は、アプリオリ に抽象的な規則に基因するものではありえない。それぞれの問題の性質、それぞれの権力レベルの組 織、時の社会的・政治的与件、要するに分権化された諸決定総体の充分な整合性を保証する必要性、 を念頭においた具体的な分析をもとにして、権限配分はなされるべきである(4)。

かくして、政治同盟における内部権限の現実的内容は、次の二つの要請から生じるものだけに限定 されると考えられる。すなわち、単一市場および欧州経済がうまく機能するために絶対不可欠なもの を確保すること、共同体というこの美しい言葉に具体的な内容を与えるような一定の連帯を用いるこ と、これである。

政治同盟の外部領域においては、事はまったく正反対になる。つまり、欧州が政治同盟を必要とす るのは、基本的に、国際関係のなかに自らを位置づけ、またその中で自らを定義するためである。

共同体は、経済的に関しては、他の世界に対してますます開放的になっている。それだけに、共通 通商政策が強化されなければならない。これは、その出発点であるローマ条約以来予定されているこ とだ。しかし共通通商政策は、それに基本的な選択肢を与える真の外交政策があって初めてうまく機 能する。国際交渉――第三国(合衆国、日本、ソ連との交渉)――や、ガットのような多角的枠組み の中では力関係が決定的な役割を果たしている。それだけに、共同体としては加盟国の諸代表を補充 し代理する欧州代表を徐々に確保していかなければならないだろう。ガットにおいては、欧州経済共 同体はすでにただ一人のスポークスマンを通して通商問題に取り組み、そのおかげで、多くの相手と ほぼ対等に交渉している。しかし IMF が構成する通貨機関、G7の経済・通貨会議、国連の政治諸 機関(安全保障理事会)においては、そうではない。

したがって、政治統合する欧州の優先課題は、外交戦略を定義し実行することである。政治協力に

関する一章が統合議定書に設けられることになったのは、このような考えによる。しかし、統合議定 書の文章はきわめて控えめなままである。ここで決定的に前進することが、政治同盟をめぐる政府間 会議の任務となるであろう。

もし、この一般的ビジョンが受け入れられるならば、人は、――その最終段階における――政治同 盟によって、限定された内部権限と広範な外部権限を手にすることになろう。

# Ⅱ 経済統合とはいかなるものか――経済に関する省案――

たったいま素描されたばかりの政治同盟の展望からすれば、次の四つの至上命令が、経済統合に向 けての優先課題として考えられうる。第一のものは全会一致で認められ、第二、第三のものは広く受 け入れられている。しかし第四のものについては、いささか趣を異にする。それらを以下に列挙しよ

---住民の生活水準を向上させ、その地政学的重要性を高めるべく、欧州の経済効率を不断に高め

---大陸全土にわたる強力な連帯を組織すること。それに必要な調整過程の促進活動を遂行するこ

一一適切に構造化された外交戦略を実行すること。対外通商政策の共同的性格を強化して、これを 今後創出される真の外交政策に役立てねばならない。

化された経済社会に立脚できなければ、一一とりわけ対外関係について——信頼性をもちえない。だ から欧州の政治権力は、構造化された欧州経済社会、欧州統合を構想する企業、他の世界に対する十 分な経済的自立性、が存在しないかぎり、現実の力をもちえないであろう。

この見解はしばしば反論を受ける。エコノミストでこの見解に異を唱えているのは、(直ちに全地 球規模でとは言わないまでも)できるだけ大きな地理的空間での自由取引を説く者たちである。企業 が異を唱える場合、それらは経済と政治の分離に腐心し、経済の領域でやりたいようにやることを望 んでいる。実のところ、前者 [エコノミスト] は社会についてのあまりに部分的なヴィジョンにもと づいて、後者 [企業] はあまりに分断化されたヴィジョンにもとづいて、それぞれ推論しているので ある。経済は、前者が思っているようにそれ自体で完結するものではなく、政治的枠組み――これは 無視することもできないし、また無視してはならない一一のなかで機能するものである。他方、後者 がそうするのは当然だが、日常の経済メカニズムや企業固有の諸決定への過度の干渉を拒否するにし でも、そのことが、世界が(ずっと長い間)協調と対立を基底としていることを、また対外政策の重 要性がある国(または、ある大陸)に、ひいてはその諸企業に役立っていることを、忘却することに なってはならない。巨大な企業ほど、このことを熟知している。いわんや国際的次元になれば、経済 と政治は、さらに深く絡み合ってくるのである。

これら四つの至上命令を尊重することは、[以下で論じられる]四つの仕事を共同して実現することは、[以下で論じられる]四つの仕事を共同して実現することは、 とである。その代わり、経済社会の機能にとって等しく極めて基礎的な他の諸要因については、分権 化にさらに大きな地位を残すことになる。 The same of the sa

### A 共同に繰り広げるべき四つの活動

### 完成すべき域内市場

たとえ大企業にとって対内市場はすでに存在している(それどころか、競争相手についても購買者についても、それはあまりに小さく、考慮すべき唯一の市場は世界市場だ)としても、域内市場を完成させる必要性は広く認められている。もっとも、中小企業が相変わらず国内市場と対外市場との区別を抱きつづけているのは、財・サービスの自由な流通、開業の自由、国境を越えての協力、に対する幾つかの障害が生み出す不自由さに対して依然としてより敏感であるからだ。

事実、1990年7月1日より資本市場が自由化されたことにより、そしてもし、政府による規格と規制に対して相互承認原則が正しく機能することになれば、本質的に残されていることは、財政面での国境を撤廃することであろう。実のところ、製品に課せられる間接税制が受取人にかかわりなく同じものであることが、単一市場の基本的ロジックなのである。つまりそれは、原産地課税を意味するものであって、現在のような受取人が生産国にいるか海外にいるかによって異なる課税ではない。しかし、「税率回避のため」余計な運送が生じる事態を回避するには、付加価値税の税率を接近させねばならない(できれば、標準税率と軽減税率の二つだけに)。

こうした変化に対する主要な障害は、次の三つの次元にある。①ゼロ税率をなくさねばならない諸国(イギリス、アイルランド)については社会・経済的障害。②税率を引上げねばならない諸国(インフレ効果、スペイン)については経済的障害。③税率を引上げねばならない諸国(デンマーク)および貿易不均衡による税収の減少を恐れる諸国については予算上の障害。これらの問題はすべて現実のものである。中心的争点からすればあまり重要ではないように見えるが、これらの問題は次第に重視されてきており、現在では、「財政面での国境」と呼ばれるものを撤廃するまでの期限が1995年ないし96年とされている。 そのためには、様々な国が同時に事を行なう必要はない。大事なことは、それら諸国が同じ日に向かって同じ目標を見据えることだ。また、政府が域内市場完成を全面的に支持すると言っているからといって、訪れる有利な時期に必要な順応をする知恵を政府は備えているはずだと無分別にも期待しないことだ。そうすれば、ある国は、高成長期に税率の引下げを行なうことができるだろうし、またある国は、交易条件の修正(例えば、1986年に経験した石油価格の下落)によって反インフレムードが生み出されたとき、税率の引上げを行なうることができるのである。

## 実施すべき広範な構造政策

生産構造の進展は、次の四つの至上命令に依存している。①イノヴェーション一般と、技術および 先進テクノロジー製品に向けての再構築とを促して(資本および熟練労働力の豊かな)欧州の比較優 位を髙め、②欧州の生産組織の創出を促し、③欧州経済社会内部の地理的均衡の回復を漸次的に確保 し、④対外関係についての共同ヴィジョンを重視する。

域内市場の完成により生産構造は大きく変わっていくにちがいない。というのも、域内市場の完成は特化を促して各国・各地域のもつ切札の価値を髙め、また規模の経済によるコスト削減の可能性を切り開くからである。そのためには、企業が欧州市場全体を「自分たちの」市場として考えることが必要である。四つの自由 [財・サービス・人・資本]の完全実現はまさに、こうしたメンタリティーの変化に寄与するものであり、またそれによって、域内市場の完成は所期の成果をもたらすことにな

ろう。

しかし、二つの公的活動もまた不可欠である。一方は、市場の良好な働きを保障することに当てられる諸措置であり、他方は、きわめて重要な補完的活動である。

あらゆる市場が良好に機能するよう保障するには、競争政策が必要である。しかし競争政策は、二つの面で根本的に再考されるべきである。一方は、企業の集中・再編に関するものであり、他方は、公的扶助に関するものである。その目標は、今日では、欧州という言葉に広大な地理的意味(EEC+欧州自由貿易連合+中欧諸国)を付与し、そして何よりも決定中枢の欧州的性格を強調することによって、欧州企業あるいは欧州グループの創出を助成することでなければならない。それが所有の問題を引き起こすことは明らかである。このような欧州グループの存在は、域外に対して欧州政治権力が現実的なものとして受け取られるための条件である。

国家の補助に関する第92条の実施もまたその方向を修正して、本条約で示された道筋をより完全に進めていくために運用されるべきであろう。第92条は、第3項(b)(「欧州の共同利益となる重要な計画の達成を促進するための援助は、共同市場と両立するものとみなしうる」)に立脚して実施されべきである。これはまさに、欧州の共同利益を決定する政治権力――その創出が準備されている――の任務となるべきものである。

他方、公共市場[政府調達市場]の完全開放によって財・サービス市場の自由化を完全なものにすることが急がれる。委員会は公共市場の域内開放が非欧州地域にどの程度の損害を与えるかを調査したが、それによれば非欧州コストは、国内総生産の0.6%、つまり単一市場で期待される事業総額の約10%に相当すると見積もられる。開放すべき公共市場の範囲をエネルギー関連製品、運輸および電信へ広げる最近の指令を迅速かつ全面的に施行することがさらに必要である。

それから、現実的な諸政策を強化して、地域間均衡の回復とより望ましい部門間均衡という二重の 懸念に応えなければならない。

構造政策の重要な一面は、発展レベルの地域間均衡の回復に関わっている。経験が十分示しているように、均衡を直ちに回復するには、市場の作用だけでは不十分である。このことは特に、最も発展した(インフラストラクチャー、労働力の熟練化、市場の密度)諸地域がそこから利益をうるところの「対外優位avantages externes」という事実からして当然のことである。この点については、パド・ア・スキオッパ報告(「効率、安定、公正――欧州共同体経済システムの発展戦略」)が十分展開しているので、ここで再び繰り返す必要はない。事実、あらゆる国が地域政策を実践している。しかしここで問題なのが、いくつもの国(中歌諸国を含む)をふくめた全体的な均衡回復である以上、必要なのは、一国的政策を補足して、それに欧州規模の一貫した枠組みを提供するような、欧州の地域政策なのである。共同体予算により賄われる構造基金もまた、富裕なパートナーとそうでないパートナーとの間の連帯意識を具体化する一つの重要な手段である。連帯意識は、後者が政治同盟に充分関心を持っための一条件である。

他方、経済のダイナミズムにおいては、設備財(ロボット、通信)、基礎的資財・材料(電子チップ、金属・化学素材)といった幾つかの部門が決定的な役割を果たす。これらの製品は、日常の経済活動においてエネルギーがもつ役割と同様に、経済発展において決定的な役割を果たす。そして経済空間の本質的ないし戦略的活動を、欧州の地で、しかも十分な広さを持つ欧州のコントロールのもとに、持続させる(あるいは展開させる)ことが不可欠である。「欧州のコントロール」および「本質的な活動」という基礎的な概念は、大陸全体へと少しずつ拡大していく政治統合する欧州という見地から徹底的に省察されねばならないものであるが、さしあたりここでは、活動の二つの道筋を示すこ

とができる。 まず問題なのは、R&Dである。人間ないし社会に関する諸問題に対する解答の基本要素を提供することにおいても、また厳密な意味での経済成長にとっても、R&Dの決定的な役割は、これを想起するまでもない。一見すると、欧州は悪い位置にはない。1987年(委員会が近ごろ公表した統計の最新年)に、欧州12  $_{2}$  国は560 像 BCU を R&D に費やした

。同じく合衆国は980 億ECU、日本は320 億ECU であるから、欧州は、合衆国の約60%、また好敵手日本のほぼ2倍であり、まずまずであるように見える。だが実際には、これらの総括的な数字は人を過たせるものである。というのも、日本では通産省の仲介により、またアメリカでは連邦プログラムの力により、一定の協調が確保され、過度に多方面での使用や途方もない義務不履行を回避しているのである。 実のところ欧州の560 億という数字は、ドイツ180、フランス120、イギリス120、イタリア60、ネーデルランド30、その他50の合計である。 言い換えれば、それは、多くの場合補完的というよりも競争的な種々様々な一国的活動の総和なのである。状況を建て直すために諸国の公共プログラムを積極的に対決させる努力が、また企業と公立研究所との間の超国家的な協力関係を促す努力が、多年にわたってなされている。しかし、共同体諸機関(欧州情報技術開発戦略計画 [ESPRIT]、欧州工業技術基礎研究計画 [BRITE]、欧州高度通信技術開発計画 [RACE] など)や、それ以外のもの(欧州先端技術共同体構想 [EUREKA]、欧州宇宙局 [ASE] など)の保護のもとに協力してなされた調査研究の大きさは、欧州の調査研究全体の10%以下を代表するにすぎず、今後はもっと増やしていかねばならないであろう(これは、欧州の農業関連予算が削減されたときに初めて可能となるであろう)。

他方で問題となるのは、戦略部門における充分な数の企業が、欧州のコントロールのもとに留まるよう絶えず注意を払うことである。だからといって、欧州企業が主要な競争国企業と協力することを妨げることが問題なのでは全くない。このような協力は、技術移転にとっても商業活動にとっても好ましいものである。重要なことは、欧州経済の国際化ないし世界化は、その広さと速度が欧州政治同盟の創設と両立するものでなければ行なわれ得ない、ということである。

こうした欧州生産組織の漸次的創出が格別に困難であるのは、それが企業と公的権力との協調を必要とするからである。企業は、政治的国境が国際市場の経済的ロジックと矛盾するため、これを無視する傾向がある。他方、公権力は、次のことを心得ている。我々が今なお地政学的に対立し競争する世界に生きているということ、また、公権力の行動がこうした対立を軽減する努力に当てられるにしても、それを最も巧くしおおせるのは、現実主義的で、しかも含みの多い態度によってなのだ、ということ、これである。だから、こうした企業の行動と公的権力の行動とを両立させて欧州共通の将来像に寄与させることが重要である。それゆえ、二つの競争的な行動の間に、つまり世界市場での経済的・金融的競争と、力関係がパートナー間で相当な役割を果たす世界での政治的競争との間に、妥協が見いださなければならない。

この妥協の追求は古びたフランス的習慣であり、コルベール・・・そしてポンピドゥーを彷彿させるものだと言う人もいるだろう。またある人は、通産省に、あるいはペンタゴンに、熱い眼差しを投げ掛ける。だが実際には、独自の方法が見いだされており、それは、異なる歴史的経験を生きてきた様々な共同体メンバーによって受け入れられるものである。

### 具体化されるべき共通通貨政策

域内市場がうまく機能するよう、為替レートの固定という決定的貢献をすることについて皆が久しい以前から意を一にしているとしても、この考えから引きだすべき結論に人心を再結集させるには、

もっと多くの時間が必要であった。ウェルナー報告は20年前に、ドロール委員会報告の共通通貨政策 の必要性を指摘していたのである。新条約を準備することを任された政府間委員会は、三つの重要な 問題に直面している。

- ―――将来の欧州中央銀行の独立に関する制度的問題。
- ―――中央機構とナショナル銀行との間の業務分割に関する実践上の問題。これはより技術的であるがゆえに、より単純な問題である。
- ----国通貨を(一挙に、あるいは徐々に)排除することに結果する欧州通貨導入に関する第二の実践上の問題。これは多分に心理学的であるがゆえに、微妙な問題である。

心配すべきは、貨幣をコントロールする古くからの王権を国民的に放棄することを政府が公式文書で承認することにためらって引き起こす蠢動である。たしかに、通貨の自立性の喪失は、何年も前から事実に属することであった。商品・サービスとくに資本の移動に対する国境の開放によって国民経済の相互依存が増大したこと(5)、諸国のもつ経済的な重要性が不均等であること、異なる貨幣購買力の安定性について、また継続的かつ強硬なインフレ闘争をつうじて貨幣購買力の安定性に影響を及ばそうとする各国当局者の意志について、市場評価が異なること。これらの帰結として通貨の自立性は失われているのである。しかし自国通貨の自立性を喪失することについての公式承認は、国に応じてその受け入れ方は異なっている。

- ――一自らの通貨政策をドイツ連邦銀行のそれに系統的に従わせているネーデルランドやベルギーのような国では(同様に欧州経済共同体の外にあるオーストリアおよびスウェーデンでも)、この承認は得ることができる。
- ―――欧州通貨制度の規則を遵守してそれに自らの政策を適用させることを受け入れた新加盟国のほとんどにおいて、この承認は得ることができる。しかしながら、こうした規則の完全遵守が [政策の] 構造的な適用を意味するとき、その適用の代償として構造基金の増大が必要となる。
- . ———通貨の自立性を喪失することを長い間きっぱりと拒否してきたイギリスは、その当然の帰結として他の欧州通貨に対する固定相場制を拒否した。1990年10月の欧州通貨制度への全面参加は、その態度変化をあらわすものであるが、それがどの程度のものなのか、まだつかめていない。
- ―――数多くの経験に教えられてきたフランスは、それまで強く固執してきた貨幣の自立性なるものはもはや存在しないこと、しかし欧州中央銀行への積極的参加によって一定の影響力を取り戻すことができること、このことを十分に理解していた。
- ――ーパートナーが行使するこの影響力を予測することに悩まされ、ドイツ通貨当局は欧州の政治的・経済的権力に対する中央銀行の独立と、インフレ闘争に関する極めて厳格な代理権の公式採択とを 断固要求するに至っている。

解決すべき問題やその重大さ、さらに意見の開きがどうであれ、通貨同盟へ向けての前進はどうしても必要であり、また最終的には前進するであろう。もっとも通貨同盟参加国の正確な数や、その前進の正確な速度は、1991年中に初めて明らかになるだろうが<sup>(8)</sup>。

#### 採用すべき真の外交戦略

構造政策と同様に、共通通貨政策もその対外的側面においては、共同体が他の世界との経済的・政治的諸関係をどのように見ているかに大きく左右されるだろう。こうした共同ヴィジョンがなかったために、完全な共通通商政策、したがってまた域外補給という面での積極的なエネルギー政策、そし

てマクロ経済政策に関するG 7 の場での取り決め、等を実行することができなかったのである。この領域では、政治と経済が密接に絡み合っている。国際的な緊張緩和のおかげで、欧州は、一つの声で話すことが必要となれば、力強く一つの声を発することができる。そうすれば、GATTの多国間交渉でより望ましい均衡を確立し、我々の主要な石油供給国とのよりよき相互依存関係を両者の利益となるように組織することができるであろう。共通対外戦略を定義し実行することはまた、巨大な域外市場(アジアやラテン・アメリカにおける巨大な社会資本市場)の獲得をめぐってエスカレートする競争を縮減することにも通じるであろう。もちろん、巨大産業グループがこれらの市場で競争することを妨げることが問題なのではない。だとすれば、今なすべきことは、日本が広く、また合衆国がより小さな範囲でそうしているように、政府援助の安売りをやめて、この種の地政学的協約における欧州の協調した立場を明確にすることであろう。

#### B 大幅に分権化すべき諸任務

政治同盟が前述の四つの領域において経済統合過程の強化を要請する(と同時に容易にしうる)ことは間違いない。これら四つの領域に対して、統合化の問題がまだまだ開示されていない領域が他に幾つもある。とりわけ問題となるのは、広い意味での社会政策と公的予算である。

社会統合する欧州へ向けての多様な歩み

社会的枠組みや生活諸条件にかかわる政策全体は、細心かつ微妙な検討を要する。諸種の社会立法を接近させていくことは、経営者組織からも労働組合からも歓迎されている。その場合、前者は「競争条件を平等にする」ことを目標とし、後者は欧州の労働力人口全体に同一水準の保護を保障して「ソーシャル・ダンピング」の危険を回避することを目標としている。たしかに称賛すべき目標ではある。だが、これについての見かけを越えた経済分析をすすめると、それらの目標が、少なくとも短期的には、調和化を想定していないことが知られる。

社会保護(したがってその費用)の格差は、単一市場の機能に対する障害とはならない。事実この格差は、直接手当と間接手当とへの国民所得分配の相違として解される。つまり、社会保護が相対的に大きくなれば、それに応じて直接賃金は必ず小さくなるが、しかしそれによって、競争力の決定的な変数である総賃金費用は変わらないのである。だから一国の大多数の住民が他国とは異なる国民所得分配を好むかぎり、社会保護の諸国間格差は何も問題を引き起こさないといえる。

しかしながら、社会保護の最も手薄な諸国におけるその大幅かつ急激な引上げは、相対的に低水準にある直接手当のそれ以上の引下げが伴わないときは、賃金費用を引上げて他国の資本および企業家の進出を思い止まらせることになり、かくして共同体内部の発展格差の縮小にブレーキを掛けることにしかならないであろう。経済上の理由からすれば、社会統合する欧州という概念は極めて慎重に扱われねばならない。

この領域では、住民が直接的に影響を受けるのであるが、それについての構想と成果は、欧州の様々な部分で異なっている。このことを付言すれば次のように結論しえよう。すなわち、この領域は必ずしも政治同盟の権限対象領域とならないということ、そして同時に、統合議定書に記載されている以上のことをするのは、有益なこととも、また現に可能なこととも思われない、ということ、これである。

接近が行なわれるのは、本質的に様々な諸国における自発的な進展によるのであって、ローマ条約は第117条において、このことを極めて正確に予見していた(7)。

環境保護や所得分配といった生活諸条件に影響を及ぼす他の諸施策にこの議論を進めるために、競争から生まれる格差や歪みという経済的差異について、一例を引いて検討してみよう。「汚染」物の大気や河川への排出・投棄に対して、ある国において隣国の場合とは異なるより厳格な規則、より厳正な基準が課されれば、生産コストや競争条件格差が相対的に大きくなることは明らかである。しかし、これをもって歪みと言えるだろうか。必ずしもそうとは言えない。実際、競争諸条件の比較は、その全体において、つまり当該諸国の行政規則、税制、諸生産要素に対する報酬配分の決定形態(究極的には、地政学上の諸条件)の総体を見すえて初めて可能となるのである。だから環境保護に対する多少とも厳しい態度は、その国の社会生活を構成する多くの要因の一つでしかないのであって、これら異なる諸要因がいかに配合されるかは、国によって異なる社会的・政治的選択によるのである。経済的な生産諸条件は、これら諸要因の全体に左右される。たとえば、インフラストラクチャー(経済的および社会的なそれ、教育、保健)の質と量、税制構造(分権化の影響を含めて)、不平等に対する住民の態度、等々。二国を比較してみれば、それぞれの国のうちに、それぞれの地域形成に有利な要因ばかりでなく、不利な要因も常に見いだされる。したがって評価すべきは、これら諸要因の全体なのである(他の理由からではあるが、企業は新たな進出先を選択する際、これら諸要因全体を評価している)。

それゆえ、それぞれの規格・規則が競争諸条件へ与える影響を均等化することによって、これら諸規格・諸規制の接近を図っていこうとする考えは、欧州内部に社会的選択の一定の多様性を維持することと矛盾する考えなのである。ここに多様性とは、気候上あるいは山岳学上の多様性と同様に、ある意味では、所与の自然として、しかも一つの文化的富をなすがゆえに保存されるべき所与の自然として、見なされるべきである。

#### 予算政策の枠組み設定と協調

公的予算という極めて微妙な問題をまともに取り上げようとするならば、やはり全体を見据えてかからねばならない。厳密にマクロ経済的観点にたてば、物価や雇用といった大目標に及ぼす予算の影響が格別に重視されがちである。経済・通貨同盟に関する報告もまた、このような考えに沿って――少なくとも経済・通貨同盟の最終段階について――「予算に関する拘束規定」を論じていたと理解されている。しかしこの定式化は多くの異論を招いた。まず予算当局者が極めてプラグマティックなーー人は容易にそうなりがちであるが――理由から異義を唱えた。ついでエコノミストも次のことを指摘しつつ反論した。欧州はまだまだ経済的に統合されていないこと、各国経済は内外からの特定のショックを受けること、そして通貨面での一国的活動の余地がすべてなくなる以上、財政面での特定の活動の可能性を残しておかなければならないこと、これである。確かに重みのある論拠である。結局のところ言っておくべきことは、予算とは、国の活動についての政策的ヴィジョンの部分的反映であり、このヴィジョンは規制という一連の行動手段と国家財政との双方によって具体化されるもだ、ということである。繰り返し言及してきたように、諸国間の多様性を保存するという懸念もまた、公的予算(中央政府および地方自治体)についてのある一定の活動の余地を残すことを要求することに通じている。少なくとも、売上げ高税制の接近後になお残されている予算活動について。

しかし同時に、一国の予算政策が他の加盟国に及ぼす間接的影響は――とくに資本が自由に流通す

ることによって――多大なものとなる。だからこそ、様々な政策が首尾一貫しなければならないのである。

重要な決定を共同体レベルへ移行させずに、これら様々な考慮すべき要件の間の微妙な妥協を見いだすには、次の二つの道筋にそって進むべきである。

- ――― (国内総生産に比した)公債の大きさに関する幾つかの重要な規則の決定(いかなる国家もこれを遵守しなければならない)、および中央銀行の融資による赤字の貨幣的金融の禁止。
- ----国的な予算政策の整合性を毎年検証することを狙いとする一定の協調。

#### Ⅲ 共同体権限の必要な軌道修正――社会・政治に関する省察――

今世紀最後の数年にとって共同体諸権限の望ましい内容は、最終的には次の二つの推論から粗描することができる。一方は経済・政治同盟がうまく機能するために必要な最小の核を定義するものであり、他方は逆に、プラグマティックな考慮に基づいてこれら諸権限の大きさを制限するものである。

強力に統合されてはいるが外に向かっては大きく開かれている単一市場、域内社会の強力な結束を追求する政治空間、他の世界に対するダイナミックな対外政策を実行しようとする一全体。このようなものが、これまで描いてきた経済・政治共同体の相貌である。それは超国家的な権限を四つの方向に実質強化することを意味する。すなわち①政治権力から独立した単一の通貨当局の創設、②真の欧州生産組織を創出するための生産システムの相当な指導力、③経済的・政治的結束に寄与する域内均衡回復の実質的な政策、④骨格のしっかりした対外政策、これである。

その反面で、他の多くのテーマについては未だに結論が出ていない。だから新たな考察が、しかも極めてプラグマティックな考察が、ここで必要となる。

欧州諸国のすべてにおいて、より小さな国家を熱望する声が広がっている。つまり、国家の役割を問い直し、さらに経済活動における国家と市場の相対的地位を問い直すことが強く求められているのである。我々が混合経済のなかで生活しつづけているのは確かである。しかし、その混合経済をいかに組織するかについては、これを再検討しなければならない。混合経済の効率を強化していくには公権力の役割を軌道修正する必要があるのだが、その場合、公権力の任務は増加・拡大するよりもむしろ、縮減・集中することになろう。他方、様々なレベルへの権力配分は、分権化と補完性を強化する方向で進められるであろう。

この二重の進展はかなり順調に展開し、共同体諸機関への過度の権限委譲は必要とされないであろう。それゆえ人が、政治同盟という事実からあらためて権限を諸機関に委譲することを望むにしても、諸機関がすでに有する権限はあるいくつかの点で必ず弱まるであろうし、いずれにしても、それらの具体的な表現は減ることになろう。

このことは特に、調和の努力に対する態度のうちに現われるだろう。調和という言葉が欧州建設の合い言葉になるまでに20ないし30年の歳月を要したが、それは欧州建設の立役者たちが縄張り主義の除去を至上課題としていたからである。この点からして、欧州建設のヴィジョンはまさに転換したのである。

まず始めに、実質的な接近が行なわれた(たとえば、付加価値税制の全般的採用)。次に、統一化の作業の困難さを前にして――とくに、出発時とは大きく異なる法体系をもつに至った拡大ECにおいて――人は注意深く絶対不可欠なものは何かと自問するようになり、そのあげく調和の内容についても、存在する障害の緩和・除去のとりうる形態についても、思い切った態度がとれなくなっている。

こういうわけで、統一議定書による相互承認原則の採用は、きわめて興味深い道を開くものである。 すなわち、利用者保護に関して一国に受容可能なものと見なされるものは、少なくとも保護の水準が 十分に引き上げられたときからは、他の諸国によっても受容されるべきである(第100 条A)。この 原則は、農産物および工業製品に関する技術的な規格に適用され、また金融活動に課せられる慎重な 諸規則にも適用される。このように、相互承認原則は他の多くの領域に適用されうるものでなければ ならない。

次に予測できることは、接近のイニシアティヴを握るものの性質それ自体の切替えである。政府自身の立法と他の加盟国の立法との間の極めて大きな懸隔がその国民に不利に働いて、その国民が [法制の]接近を促し、あるいは自発的にそれを行なう限りにおいて、「上からの」(委員会および理事会からの)衝撃は、政府それ自身の刺激にとって代わるであろう。共同体的隠語の世界ではこれを少々気取って、行政府ないし「国家の競争」の理論と呼んでいる。つまり、共同体からの最小量の接近、ついで、より分権化された諸国家レベルでの補完的な運動。これはある意味で、衝撃の起源のレベルでいえば補助システムの原則を適用したものである。

要するに、欧州建設は、「下から」なされる多様な努力からますます利益を引き出していくに違いない。この下からの努力は、経済主体(企業、労働組合)や市民社会の様々な構成員が手にするイニシアティヴに由来する<sup>(8)</sup>。

一般的にいえば、欧州が拡大すればするほど――そして我々は常に、最終目標は26ヵ国の欧州(欧州経済共同体、欧州自由貿易連合、現在の中欧諸国、トルコ、キプロス島)だ、ということを心しておかなければならない――、共同体諸機関の利益のために権限委譲という巨大な荷物を参加国全体に受け入れさせることはそれだけ容易ではなくなるにちがいない。

たしかに、この26ヵ国の欧州は、一朝一夕になるものではない。次の10世紀の初めに、大陸全体が政治的に統合する前に、12ヵ国の欧州+幾つかの欧州自由貿易連合諸国、を経由することになろう。だから今組織すべき計画は、ある一定数の諸国にのみ関わるものでなければならない。その国とは、おそらく、12ヵ国(もしそれら諸国が望むならば)プラス、オーストリアおよびスゥーデンである。初めはこの中核に限定することが肝要である。しかしこの12ないし13の国についてさえ、社会をどのように組織するかについての政治的ヴィジョンはあまりに異なっており、また分権化を推進して共同体諸機関の権限拡大を制限することへの熱望も大きく異なっている。だから共同体という船に正確な航路を一路邁進してほしいのなら、権限拡大は絶対不可欠なものだけに制限してこの船に負担をかけ過ぎないようないようにしなければならない。

今世紀末には各国レベルでの規制の80%は、共同体の決定事項を翻訳したものになっているだろうと、ドロール委員長が語ったといわれている。この言葉は、両刃の剣とみなされる。一方では、欧州レベルの諸決定を一国レベルの立法・規制措置へ迅速に導入することの重大さに注意を喚起し、この重大さに対して立法・行政・司法機関の注意を引くという大きなメリットがある。しかし他方は、欧州議会議員に生来備わる立法化傾向や、EC職員の官僚的統制傾向を強めるというリスクをもつ。この言葉がこのように解釈されれば、つまり準備段階にある新条約が様々な機関の権限をこのような方向で修正するならば、これは、多様性を尊重する統一欧州へ向けて前進していくうえで、一つの破局となるであろう。だが幸いなことに、まだ誰もが次のように考えている。そのようなことにはならないだろう、知恵が優って共同体諸権力をこれまで見てきたような中心的課題――それはすでに十分な進展を示している――に集中させるであろう、と。

(1) この記事は、リール第1大学のジャン・モネ欧州講座開講式の講義テキストの一部を使用したものであり、また多くの論点についてそれを展開したものである。開講式には、経済学のジャン・モネ 講座正教授たちが出席していたが、そのとき彼らは、彼らの親しい間柄――ジャン・モネ連絡網― ―を発展させ、また彼らの論作を紹介するためのフランス語専門誌として『共同市場評論』を使用 することを決めた。

開講式の講義で使用した原テキストは、『鍵』誌(1991 年1 月号) にその全文が紹介されている。 経済学・社会学のリール・ノート(リール第1大学経済・社会科学部)。

- (2)この点については開講式の講義で展開されたが、ここでは繰り返さない。これについては、本誌(Revue du Marché commun 1990 年5 月)所収の記事「欧州経済統合の新たなヴィジョンを求めて」のなかで論じられている。
- (3) この問題に関するきわめて堅固な分析については、ジャック・ルスルヌ『コミュニズム以降』(ラフォン社、1990年、201~221 頁)を参照。彼の結論に我々はまったく同意する。「これら諸地域を安定させ、そこから生じる移民圧力を緩和するには、欧州共同体は、当地への直接投資を増やして製造業に販路を提供し、もってその経済発展を促さねばならない。しかし、各国政府の意向は、多国籍企業の不誠意に衝突する。多国籍企業は、不安定な地域に身を落ち着かせようとはしないからだ。それでもまだ、財政援助の道が残されている。その効果がどうであろうとも、それはブラック・アフリカのための唯一可能な援助形態なのである」。
- (4)この補完性という概念については、最近のテクストのなかでは特に以下のものを参照。 ——— クルト・シェルテル「補完性——未来の欧州の指導原理」(『共同市場評論』344 号、1991年2 月、138~140 頁)。 ———1991年12月14日~15日にローマで開催された欧州理事会での議長の結論。「欧州理事会は、補完性原則のもつ重要性を確認した。それは、同盟の権限を拡大するときだけでなく、同盟の政策および決定の実行にとっても、重要である」。

----ラルフ・グランドルフの最新著『1989~1990年欧州革命に関する省察』(スイユ社、1991月 11月)における開かれた社会についての展開。

- (5) 本誌 (Revue du Marché commun 89年5月) 所収、フィリップ・ロレ論文を参照。
- (6) 通貨同盟という考えは二つの速度で進んでいく。その場合、第一の集団にはベネルクス、デンマーク、フランス、ドイツが含まれる。つまり相互間で強い経済的な結束が確保されている諸国全体である。多くのイギリス人も、この同じ解決策を勧めている。というのも、この解決方法に押されて、女王陛下の政府は経済的な結束(特にインフレ退治のための)の実現に努力せざるをえず、これにより通貨同盟への全面参加がかなり急速に進むであろうことを確信しているからだ。
- (7)社会保障について論じつつデレックは次のように書いている。「経済・通貨同盟の観点からすれば協調は必要であるが、調和は実現可能なものにも、必要なものにも思われない。また社会効率の観点からすれば、望ましいものにさえ思われない」。ヘルマン・デレック「1992年欧州を目前にした社会保障」『社会権』(1991年2月、166~176頁)参照。
- (8)例として、化学工業の諸企業が自主的に練りあげた環境保護法典を想起せよ。

(訳 大町慎浩)

## 《1990年度大会》

1990年10月6日

司会: 平田 清明 (神奈川大学)

第一報告: 平野 泰朗 (福岡県社会保育短期大学)

戦後日本における賃労働関係

--利潤主導型成長と賃金主導型成長に関連して--

第二報告: アラン・リピエッツ (CEPREMAP)

21世紀初頭の資本-労働関係

通訳: 井上 泰夫 (名古屋市立大学)

### 戦後日本における賃労働関係

--利潤主導型成長と賃金主導型成長に関連して--

平野 泰朗(福岡県社会保育短大)

### 1. 経済成長と賃労働関係 --レギュラシオン・アプローチー-

戦後の先進資本主義国の高度経済成長は、戦前のそれとは明らかに様相を異にしているが、その特徴をどのように捉えたらよいだろうか。このことは、資本主義の歴史をどのように区分するかという 段階論的認識を問うと同時に、より根本には、資本主義の動態をどのように把握するべきかという、 きわめて理論的な問題につながっていく。

競争的資本主義・独占的資本主義・国家独占資本主義という段階論の基礎には、競争形態を軸に資本主義の動態過程を把握する理論的方法があるといってよい。しかし、こうした競争形態を軸に資本主義の動態を把握しようとする方法からは、資本主義の矛盾の一時的隠蔽の局面から資本主義の崩壊の局面へ至るという結論が導かれやすく、資本主義がもつダイナミズムを把握するのには十分ではないように思える。

この資本主義のダイナミズムをより的確に把握するためには、むしろ、シュンペータ流のイノヴェーションあるいは技術革新を資本主義的動態の中心に据えたほうがよいようにも思える。しかし、イノヴェーションとは、企業家が市場の需要動向に対応した結果生まれる経営革新で、需要の拡大をその成立条件としている。すなわち、イノヴェーションが資本主義的蓄積動態の推進力になるとしても、そのためには、マクロ的需要形成が体制として保障されていなければならない。もう少し一般化すれば、資本主義のダイナミズムは、生産性上昇と需要の拡大をマクロ・レベルでリンクさせるところに成立すると言える。このような資本主義動態把握を基礎にもって1970年代後半から資本主義の長期分析を精力的に行っているグループに、フランスのレギュラシオン学派がある。

彼らは、戦後の資本主義体制をフォーディズムとよぶ。フォーディズムの定義は、レギュラシオン 学派の中でも論者によって異なるが、最大公約数的なそれは、生産性上昇と実質賃金上昇が相互に作 用しながらほぼ並行的に進展してゆく体制といえよう。こうした定義自体が、フォーディズムをまず は賃労働関係において把握するという方法へと導く。

賃労働関係とは、「労働力の使用と再生産を規定する諸条件の総体 - 一労働過程編成・労働力の移動・賃金収入の形成と使用」と定義されるものである(1)。これは、社会の諸個人・諸集団がその下で行動するような様々なルールである調整様式の1つであり、しかも、その中で最も基礎的なものと位置づけられている。その理由は2つあると考えられる。1つは、労働過程編成のいかんにより生産性上昇の度合いが規定されるという、いわばミクロ経済的な理由である。もう1つは、賃労働関係のあり方が生産性上昇と賃金形成を規定し、そのことが増大した国民所得の利潤と賃金への分割比率、し

たがって拡大した有効需要における投資と消費の比率、第 I ・第 II 部門の分割比率というマクロ経済 的諸変数の関連を第一義的に規定するからである。この点は、古典派(特にリカードゥ)・マルクス ・ポストケインジアン(ケンブリッジ派)に共通する「資本蓄積(経済成長)と所得分配」というテ ーマを受け継ぐものであり、いわばマクロ経済的理由といえる。

本稿では、こうしたレギュラシオン・アプローチを援用しながら戦後日本の経済成長を賃労働関係 との関わりで考察してみたい。

#### 2. 賃金主導型成長と利潤主導型成長

レギュラシオン学派では、先に示したように、資本蓄積(経済成長)と所得分配との関係を問うという視角は基本的なものである。その中で、特にボワイエは、成長パターンには「賃金主導型」と「利潤主導型」があり、フォーデイズムは賃金主導型成長であるという論を展開する。この2つの成長パターンを区別するものは、供給サイドというよりも、需要サイドにおけるマクロ的な分配調整様式である。彼は、次のように言う。

「需要の成長は賃金主導型である。すなわち、生産性に関する改善は、必ず事前に、実質賃金を上げ、したがって、消費・投資・有効需要を拡大する」(2)。

ここで「事前に」と言われているのは、実質賃金が生産性上昇にインデックスされて上昇する事態 を指す。こうした賃金上昇により消費需要拡大の予測はつきやすいので、投資は、それに合わせて拡 大する。すなわち、投資は需要感応的になる。

これに対して、利益主導型成長においては、実質賃金が生産性上昇にインデックスされて上昇する制度がない(賃金決定が競争的である)ので、需要拡大の予測はつきにくく、投資は利潤率(利潤シェア)に感応する、とされる。しかし、利潤率が上昇あるいは維持されるときには、投資需要が拡大し、それに連れて賃金も上昇し消費が拡大する、という連環が出現する。

このように、賃金主導型成長と利潤主導型成長との区別は、資本 - 労働間での<u>生産性上昇成果</u>の分配する仕方によるのである。

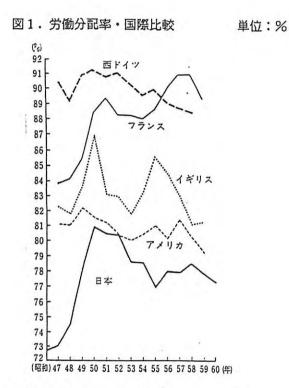
では、戦後日本の経済成長はどちらのパターンに属するのであろうか。また、それは、いかなる指標によって検証しうるのであろうか。

#### 3. 指標 --産業予備軍効果と労働分配率--

経済成長において資本がイニシアティブをとっているのであれば、アメリカのSSA学派が指摘するように、不況局面において産業予備軍効果が働いているはずである。すなわち、労働市場が競争的であれば、失業の脅威を通じて賃金加速や生産性上昇鈍化が抑えられ、利潤率の回復や維持が実現される。したがって、産業予備軍効果が検出されれば利潤主導型成長であり、検出されなければそうでないと言える。

戦後日本では、1970~76年を除いて、産業予備軍効果が検出されている<sup>(3)</sup>。とすると、上記期間を除く期間は、日本の経済成長は利潤主導型であったと言えるはずである。ただし、単位当たり労働コストあるいは賃金の変化の労働市場感応度(前者の方が生産性上昇を包含しているので、産業予備軍効果を計測するには適当であるが、生産性上昇は賃金ほど労働市場の動向との関係が強いとは考えにくいので、後者を代用しても結果に大きな違いはないと推察できる)を指標にとると、大抵のOECD主要国で相関がみられる<sup>(4)</sup>。とするなら、戦後、厳密な意味での賃金主導型成長が支配的であった国は、きわめて例外的ということになる。

このことには、2つの原因があると思われる。1つは、生産性上昇に事前にインデックスされた実 質賃金上昇というあまりにリジッドな基準を賃金主導型成長にあてはめたからである。 もう1つは、 生産性上昇分の成果の分配のみを考察対象にし、生産物全体の分配を対象外としたためである。生産 物全体の資本-賃労働間分配を比較すると、各国ごとの違いが出てくる。それを労働分配率の国際比 較で示すと、図1のようになる。日本の労働分配率の特徴をみると、それが相対的に低いことが分か る。したがって、各国の特徴を描く上では、労働分配率の変化(生産性上昇に対する賃金上昇を反映) ばかりでなく、その水準(生産物全体の分配を表す)をも視野に入れる必要があろう。そして、マク 口的消費需要量を規定するのは、第一に、この労働分配率の水準なのである。



注) 労働分配率=雇用者所得/(国民所得-個人企業所得) 出所)経済企画庁『経済成長と所得分配』1987年、 129ページ

#### 4. 年功制(年功賃金・終身雇用)は、総賃金に下方硬直性を与える。

日本の賃上げ額(率)が決定される代表的な場は、毎年行われる春闘である。これが春闘賃金以外 の賃金にも影響を与える。しかし、毎年の団体交渉は賃金体系とそれに結びついた雇用慣行を変える わけではない。この賃金体系・雇用慣行が、単なる賃上げばかりでなく、より根底的には、賃金水準 をも決定しているといってよい。したがって、日本における分配調整様式を知るには、賃上げの動向 ばかりでなく、賃金体系・雇用慣行にまで立ち入って検討する必要がある。

さて、日本的賃金体系は、いわゆる年功賃金とよばれるものであり、正規の従業員に対しては勤続 年数(年齢)に応じた昇給=定期昇給の制度が、明示的であれ暗黙的であれ組み入れられている。そ の原型は終戦直後の電産型賃金に求めることができるが、今日でも、給与と年齢の相関がきわめて強 いことが、統計的に確認されている(5)。したがって、年功賃金は、強いインフレが起きないかぎり、 一種の下方硬直性をもつ。また、終身雇用制は明文化された規則ではないが、一定の現実性をもつも のとして各企業に定着しているので、企業は自由に雇用 (=人員) 調整をできるわけではない (ただ し、臨時工・パートタイム労働者等の縁辺労働力は、このかぎりでない)。事実、産業予備軍効果が 再び効き始めた1977~1987年には労働生産性上昇率に対する実質賃金上昇率の割合は著しく低下した が、成長率に対する雇用増加率の割合は、変化が小さいのである(表1参照)。このことも、総賃金 に下方硬直性をもたらす一因である。賃金全体に占める正規の従業員の総賃金の割合は大きいので、 年功制(年功賃金・終身雇用)のもつ下方硬直性は、戦後日本の経済成長に賃金主導的な側面を与え たと言えよう。

表 1. 労働指標対経済指標

	全産業	高位組織セクター	低位組織セクター
I 実質賃金上昇率	1.44	1.05	1.61
—————————————————————————————————————		-	
雇用增加率	0.12	0.07	0.43
成長率			
Ⅱ 実質賃金上昇率	0.33	0.27	0.56
労働生産性上昇率			
雇用增加率	0.17	0.06	0.56
成長率			

注)

Ⅱ:1977-1987 I: 1970-1976

高位組織セクター:鉱業、繊維、化学、石油・石炭製品、一次金属、電気機械、輸送機械 精密機械、電気・ガス・水道業、運輸・通信業、金融・保険業

低位組織セクター:食料品、パルプ・紙、金属製品、窯業・土石製品、一般機械、建設業 卸売・小売業、サービス業、不動産

実質賃金上昇率:消費者物価でデフレートした1人時間当たり賃金の上昇

労働生産性上昇率:実質総生産成長率-総労働時間増加率

雇用增加率:就業者增加率 成長率: 実質総生産増加率

出所)経済企画庁『国民経済計算年報』、労働省『毎月勤労統計年報』

#### 5. 年功制の弾力的側面

しかし、年功制は、総賃金への下方硬直的効果を与えるのみではなく、弾力的側面をも有している。 年功賃金は、職務給導入論争以後、1960年代後半に、その基幹部分=基本給が職能給(職務遂行能力 に応じた賃金)化された。旧年功賃金の代表といえる電産型賃金では、賃金の70%近くが年齢と家族 数によって決まってしまい、労働に応じた賃金という労働者の公平観に抵触する側面をもっていた。 職務給(職務に応じた賃金)はこの空隙をつくものであった。しかし、職務給が日本の職場に全面的 に導入されることはなかった。経営側では、アメリカ型職務給導入論と日本的職能給確立論とが対抗 したが、結局、後者が勝利する(6)。それは、職能給の方が、同じ労働に対応する賃金であっても、技 術革新により柔軟に対応でき、長期雇用にもより適合的だからである。職務給の場合、職務が変わら ないと、基本的には賃金も変わらない。しかし、職能給は、現に行っている職務にではなく、当人が なしうる職務とその程度によって格付けがされ、それによって賃金が決まる仕組みであるので、労働

者は当面の職務に必要な技能以外の技能にも習得の意欲をもち、その達成が評価されれば賃金も上がる。また、そのことにより、配転・昇進等による職務の変換も容易となる。こうした職能給化された年功賃金の下にあって、労働者は、自らの技能の向上をめざし、そのために相互に関連のある職務につくことを、むしろ積極的に受け入れるであろう。これが、労働生産性を上げると同時に、柔軟な日本的労働編成様式を可能にする。そのことは、多品種少量生産にも適合的である。これが、年功制の弾力的側面である。

しかし、この賃金体系にあっては、公務員と公共企業体職員を除き、定期昇給は、一定の標準に査定がプラス・マイナスされて決定される。このことは、労働者間に能力主義・競争主義をもたらすと同時に、労働組合の力を弱めた。したがって、年功制の弾力的側面は、労使関係が対立的局面を迎えた場合、労働者側に不利に働く要因を含んでいるといえよう。

### 6. 年功制の両側面のバランスの崩壊

年功制の硬直面・弾力面は、高度成長期にはともかくも一定のバランスを保ち、中長期的な資本蓄積に相対的に安定な構造を与えていた。しかし、石油危機が到来した時、企業存立の危機が訪れ、労使関係は対立的局面に入る様相を示した。事実、1974・1975年の急激な賃金上昇はそれを物語っている。しかし、両者のバランスは、年功制の弾力的側面がもつ資本側優位の要因により、資本主導の方向に変わっていったと思われる。そこには、それまでの年功制の仕組みを修正する動き、すなわち、選別的雇用管理の強化(早期退職制、出向、専門職制等)がみられる。これが極端にすすむと、年功制がもっていた消費需要の下支え効果がなくなる。たしかに、輸出主導型経済はその矛盾を緩和しうる。しかし、小規模経済であれば、そうした緩和方法も中長期的に存立しうるが、日本の経済力の世界的大きさを考慮すれば、それも一時的なものにすぎないと言える。したがって、少なくとも、マクロ的消費需要形成の中心的担い手である正規従業員の賃金維持と職の保障に関する新たな労使間合意が、供給と需要をバランスさせる上で必要であろう。

注)

- (1). Boyer, R., 1981, Les transformatios du rapport salarial dans crise, in Critique de l'économie politique, No. 15/16. p. 189
- (2). Boyer, R., 1987. Formalizaing growth regimes within a regulation approach. CEPREMAP, p. 17
- (3). 都留康「産業予備軍効果の長期変動と団体交渉制度の変容」『経済研究』第41卷 第2号、1990年、参照。
- (4). 小野旭『日本的雇用慣行と労働市場』東洋経済新報社、1989年、は、カナダ・アメリ カ・フランス・イギリス・西ドイツ・イタリア・日本の7ヵ国を分析しており、植村博 恭「現代資本蓄積論と所得分配」『経済評論』日本評論社、1990年3月号、によれば、 Schor, J, B., 1985, Chamge in the cyclical pattern of real wage: Evidence from nice coutries, 1955-1988, Economic Journal XCV. は、これにスウェーデン・オランダを 加えた分析を行っている。
- (5)。 小野旭 (前掲) 第2章参照
- (6). 石田光男『賃金の社会科学』中央経済社、1990年、参照

# 2 1世紀初頭の資本-労働関係

A. リピエッツ (CEPREMAP)

まず、日仏経済学会に本日お招きいただきましたことを大変名誉に思いますと同時に、お礼を申し上げます。本日の報告は短時間でございまして、国連大学における要請を受けてなされました研究についての総合的な結論を述べさせていただきます。国連大学のこの研究プログラムは、世界のほとんどの国をカヴァーしております。インド、韓国、日本、そしてアメリカ合衆国などです。いずれにしても、多かれ少なかれレギュラシオン・アプローチの何らかの影響に基づいて行われております。

労働編成の問題、すなわち技術パラダイムと呼ばれるものは、生産物の諸階級への配分とその生産物の生産をめぐる蓄積体制と一定の整合性を備えていなければなりません。技術パラダイムだけでは不十分であり、社会的な経済主体に対して、何らかの形で、すなわち、ゲームのルール、習慣、あるいは何らかの強制力として働くものが必要です。それをレギュラシオン様式と呼んでおります。大きな問題は資本一労働関係に存在いたします。なぜならば、労働組織の問題、それから労働所得の分配の問題、さらに社会的な労働立法の問題がそこに含まれているからであります。ただ賃労働関係と一口にいっても、この三つの側面から考察する必要があります。またそれと同時に、国際的な枠組み、すなわち多国間の問題、言い替えれば国際競争力あるいは国際分業の問題を考える必要があります。

ついで、戦後の先進資本主義国において支配的な過程であったフォーディズムの説明に入ります。 フォーディズムを以下の側面から、すなわち労働編成、賃労働関係の調整、すなわち社会的立法ある いは社会的習慣に基づく調整から、そしてさらには就業及び雇用の問題について説明を行います。

労働編成の側面に立つならば、これはテーラー主義プラス機械化です。すなわち構想を担うレベルと熟練労働に携わる実行のレベルとの完全な分離です。これはレギュラシオンの側面からみるならきわめてリジッドなものであると考えられます。なぜならば、きわめて厳格な法律体系に基づいて解雇に対する規制や社会保障などの保障が行われているからです。つまり、技術パラダイムは生産性の顕著な上昇、そしてレギュラシオン様式は所得再分配の保障を行ったのです。

フォーディズム的な発展モデルを考える場合には、消費、利潤、賃金主導です。賃金が引っ張る、あるいは投資が引っ張るという両方の側面を持っております。しかしながら、一つはっきりしていることは、輸出によって引っ張られてなかった、すなわち各国民国家の枠内においてそれぞれの調整が行われたということです。したがって、この発展モデルは、労働組合の圧力がその実現に貢献したがゆえに、ケインズ主義に依拠するエコノミストの路線と一致してしまいました。つまり1945年以降におけるこの発展モデルは、明確にいうと資本主義の不安定性、需要の不足による不況の発生に対する歯止めをかけるという目的を明確に持っていました。

1960年代末から70年代初めにかけて、このフォーディズムが危機に入ったことには、二つの理由があります。第1に、国民国家間の整合性の問題です。国際化が進展することによって、国内調

整レベルにおけるロジックが脅威にさらされ、蓄積体制が各国間で相互に補完しあうようになるにつれて、つまり国際化が進むにつれて、国内的なレギュラシオン様式が機能することが、非常に難しくなってくるわけです。レギュラシオン様式は、需要の増大や、生産性の増大とパラレルに進むわけでありますけれども、直接的にも間接的にも、所得によって買われる商品は国産製品であることを前提にしております。このリジッドな調整様式を独占的調整様式とも言うことはできますが、それは国民的なレベルできわめてリジッドな団体交渉あるいは社会立法、労働時間の立法などをともなうようになりました。1981年のミッテラン政権は財政を回復させるためには、国内需要を増大させるだけで十分であると考えたわけです。しかしながら、輸入が増えたにもかかわらず、フランス国内産業は海外に輸出できる国際競争力を持っていませんでした。これは、フランスの実験は、構造主義的な実験の最後の実験であるということもできましょう。1981年の先進国サミットは、大半の資本主義においてこのフォード主義的な路線を放棄することが話し合われたわけです。

しかしながら問題は、フォーディズムについてはこの問題だけではありません。すなわち技術パラダイムのうちのテーラー主義によって生産性の上昇を実現させることが、ますます困難になっていったという面であります。それにもかかわらず機械化のテンポは高まったわけです。

この国際的競争力の問題、そして生産性が低下するというテーラー主義の問題、この二つの問題に対する回答の一つは、リジッドな調整様式を解体することです。それによって、労働コストをともかく低下させるべく、社会立法あるいは社会福祉のレベルをきわめてフレキシブルなものにするというのがその方向です。これは1980年代において唯一支配的に行われた路線です。しかしながら、一定の企業、一定の国には、これと異なる路線を採用したわけであります。それは、テーラー主義の弊害がある以上、このテーラー主義を放棄しようというのがその別の一つの解決策であったわけです。つまり労働者の知能を直接動員しようというのがその意味です。おそらくスミスやマルクス以来の資本主義の法則である労働の細分化という方向からするならば、まったく逆を行くわけです。その点で驚くべきものであります。この方向を私は勤労者のインプリケーションの増大と呼んでおります。

しかしながら、テーラー主義においては労働者に対して資本家側が直接的枠組みをつくるということですが、インプリケーションの場合になると、そうではなくて労働者を補助する状況になります。そのためこれを交渉された参画と呼んでおります。その次元には、いくつかの次元を考えることができます。資本労働間の社会的な妥協が行われるレベルに従って、この水準を区分してみようというのが私の研究です。個人的なレベル、企業レベル、部門別レベルのいずれにしても、労使関係の交渉がそれぞれのレベルで展開される。つまり長期的な展望にたてば、少なくとも企業レベルで参画が実現するためには、労働者が企業に対する一種の忠誠といいますか、そういう意識を持つ必要があります。したがって、解雇の権利は完全にフレキシブルではありえないことになります。外部的なフレックスというのは、要するに労働者を自由に解雇できるか否かという点でありますが、それとその横軸のインプリケーションとの間には一定の整合性がなければならないわけで、その整合性にともなう限界があるわけです。

アメリカ合衆国およびイギリスがとった路線は、先ほど述べましたように外部的な性質のものです。これはネオ・テーラー主義ともいえる方向で、1945年以降のフォーディズムのメリットを欠いたテーラー主義です。しかしこれは、蓄積体制としてはネオ・フォード主義であって、生産性至上主義ともいうべきレベルです。国際競争力の保障を図るべく、労働者の生産過程への参加を呼びかけることが問題となったわけです。このことを社会全体のレベルで実現させるならば、社会民主主義的な方向の例になります。1974年にスウェーデンのカルマルにおいて、ボルボの最初の実験的な工場が

できたことにならってカルマリズムと呼んでいる方向です。以降中間的ないくつかの形態が考えられます。 部門別レベルでは、西ドイツが例です。

もちろんフランスおよび日本ついても特に触れるべきでしょう。フランスの場合には、ロカール内 闇のもとで今の方向がとられています。1981年から1983年にかけてモーロワ内閣は、それと は逆の方向をとりました。労使関係の柔軟化を目指すような方向に対して、その方向を禁止する社会 的立法の強化がモーロワ内閣のときにとられたのです。企業レベルで労使間の直接的な交渉を奨励す るオールー法が実施されて、横向きの方向に行くかに見えました。一定の企業では、そうした法律に 基づいて、その方向をとった進歩的な企業もございます。しかしながら、社会党や共産党はこの方向 が実現しなかったことについて責任が大きいと思われます。彼らにとってみれば機械化をエレクトロ ニクス化に置き換えれば、自動的に蓄積体制の問題を解決できると考えられたわけです。企業収益の 問題があることについても、資本集約的な方向をとることによってエレクトロニクス化を進めること が、この企業の収益性に関わる解決であったわけです。当時の産業工業大臣シュベーヌマンのとった 政策です。そしてエレクトロニクス化を広めると同時に、フォーディズムの最終的な時期である19 83年になりますと、フレキシブル化をすすめる方向がとられたわけです。この路線は84年から8 6年のファビウス内閣、そしてシラク内閣のもとでも続けられると同時に、現在のロカール政権のも とにおいても続いております。個人的な参画を強めるという方向で唯一の変化がみられたわけです。 その理由はなぜかといいますと技術変化の導入については従来のように賃労働者の無関心といいます か、まったくの参加なしにはやって行けないからでした。

雇用及び賃金において、日本は企業内レベルでは非常なリジッドな側面を持っています。これは先ほどの報告において分析されていたと思います。企業内部での集団的でリジッドな側面が非常に強くて、能力給を生み出しているわけですけれども、能力給はマイナーなものにとどまります。そうしますと問題は、労働者に対する保障がきわめて大きい企業と、そうでない企業との分離という問題が生じるわけです。つまり、一部の賃労働者は上の方向に、その他の賃労働者は下の方向にという形で、労働市場に全体的にデュアリズムが生じるわけです。たとえば大企業と下請けの問題を考えると、明らかにデュアリズムを確認できます。もちろんこのことは部門別レベルにおいても可能です。ドイツ人の大部分は保障が高いけれども、トルコ人のような外国人労働者の場合にはそうでない。そしてそれは西ドイツでは男性と女性の差別となっても現れています。日本では、西ドイツにおけるトルコ人のような問題がないわけですから、男性と女性の差別は一層深刻です。

フォーディズムの後のゆくえは、唯一のモデルが存在するのではなくて、少なくとも二つの方向に分かれます。そして80年代に分かったことは、上の方のグループが下の方のグループよりも優位に立っているということです。上の方向を目指すことはもちろん労働組合において平等の要求が高まる、男女間の平等化、あるいは労働者階級内部の平等化という形で平等の要求が高まるということです。あるいはマクロ経済的にみても、上の方向が安定しているわけです。下の方向に働く場合には、市民社会レベルにおいて自然発生的に不平等が事実上男女間においても、あるいは所得の高いものと低いものという形でも存在しています。しかしながら社会的、マクロ経済的にみると、他の集団の場合には消費の主力となるのは一部の富裕な層になりますから、投資、生産的な投資あるいは消費が蓄積のダイナミズムを支えるということになります。

第二次世界大戦後の蓄積は、マクロ的な蓄積構造を考えて頂ければよいと思います。 つまりブーム と不況の後退の繰り返しです。 このシェーマから出発して、最後に世界の全体的な構図について触れ

ることにいたします。フォード的な中心部が存在する5、60年代の状況において、周辺・準周辺というのは、この中心部フォーディズムを達成しなかった国のことです。

東欧の場合は特殊ですけれども、これはフォード主義を上回るようなリジッド性を備えています。たとえば、まず労働者の終身雇用です。さらにリズムなきテーラー主義の問題です。といいますのは、レーニンはソ連においてテーラー主義の導入を図ったわけですが、計画化が災いとなって、テーラー主義を維持できなかったわけでありました。そうしますとフォーディズムからの変容度を捉えることができます。東欧は、フレキシブルの側面から見ると非常にリジッドです。労働過程の問題から見るならば、労働者の意思にかなり責任をおくようになっていたので、中間的な位置です。崩壊しつつある東側は、下の方向に向かっております。アメリカ、あるいはイギリスが狙っているよりもずっと下の方向です。東側は社会的立法を柔軟にしてテーラー主義をできるだけ導入する方向が目指されているわけです。たとえばポーランドの戦略がそれです。もちろんだからといって、東側諸国全部がこの路線をとっているわけではありません。しかしながら、たとえば東ドイツは、高熱練の労働力を抱えており、そして西ドイツ的な方向に近づいております。チェコは、フォーディズムを採用することになるかも知れません。ソ連については目下のところ、状況は非常に混迷しています。

南側の諸国で同じようなことを目指している国々と、東側諸国は競争関係に陥っています。南の側には、すでにフォーディズム的なモデルを採用している国もあります。たとえばインドの大企業は、経済計画、あるいは終身雇用を実現しています。アルゼンチン、ナイジェリアは、東欧と同様の方向をとろうとしています。フォーマルなセクターという意味でインド1と一致しております。中国は、文化革命のときに労働者の参加を高める方向に動いたけれども、その後で下の方向に向かいました。南側諸国の一部は、先ほどのインドのように半ば社会主義化した方向をたどりました。そして他の諸国には、低賃金を利用してテーラー主義をたどった70年代の南の諸国があります。流血的テーラー化といわれるほどのきわめて野蛮な雇用状況を行っていたわけです。これらの国は、60年から65年にかけての韓国そしてNICsです。それが今日、NICsと呼ばれる新しい波であります。インド2をインフォーマル・セクターとすると、インド2、つまりインドの農村部はこうした戦略をとっていこうとしてるわけです。しかしながらそれは資本側の要請ではありません。

このNICsの第一世代、工業化の第一世代、すなわち韓国、ボルトガル、スペインなどの国から、周辺部フォード主義という現象が生じます。周辺国フォード主義は、ネオ・テーラー主義との一定の共通性を備えております。たとえばロサンジェルスは、ブラジルのサンパウロと非常に似通っております。もちろん生産技術の程度は、両都市において非常に異なるけれども、都市の社会的な構造においては非常に似通っております。アメリカのブラジル化と私が呼んでいる事態です。別の方向をとることも可能です。この例は、男女間での色分けを伴いつつフォーディズムを取り入れようとしている韓国です。そうしますと、マクロ的にみますと世界はどうなるだろうかといいますと、戦後の第一の国際分業、すなわち先進国が工業製品を生産して、未開発国が原料を提供するという第一の国際分業に代わって、第二の国際分業、すなわち中心部と周辺部、周辺部の中には準周辺部を含むような区別ができあがる。それは産業別の色分けにもなるだろうし、あるいは同じ産業の中でも高熟練が要求される雇用の場合には、高熟練と引き換えに労働者に対する保障というものがなされる雇用と、これからそうでなく単純に低賃金による競争力に訴えるという雇用が生じる。同じ産業の中でもそういう色分けがでてくるわけであります。

以上、御静聴ありがとうございました。

(通訳: 井上泰夫、編集: 事務局)

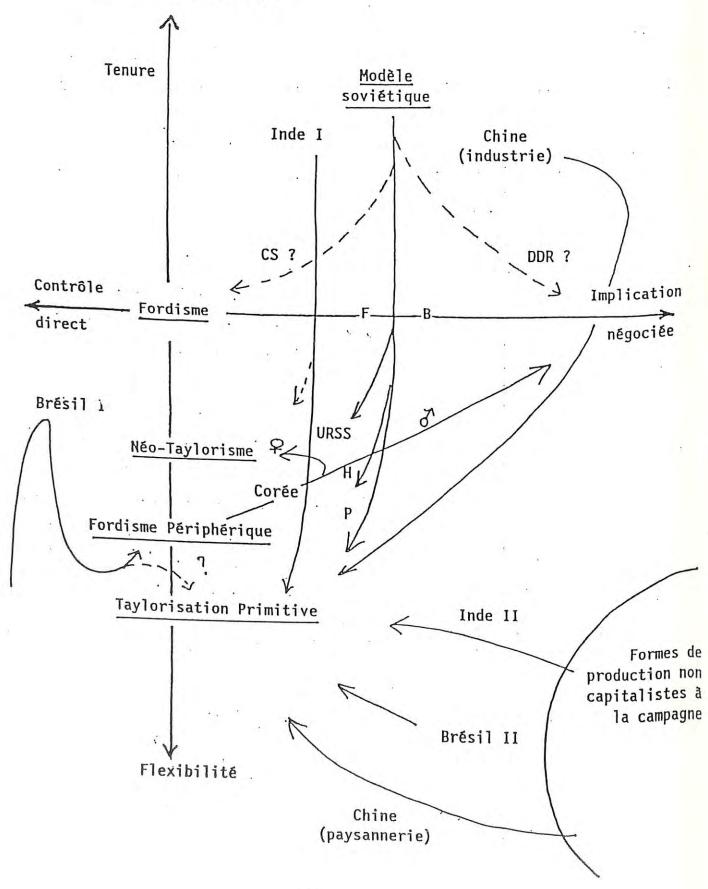
Rigidité Flexibilité Neo-Taylorisme [aylorisme USA Fordisme GB France Japon 71 EVOLUTIONS DE L'APRES-FORDISME (Toyotisme LES PAYS CAPITALISTES AVANCES RDA B Suède Incompatible Kalmarisme S Implication négociée

FIGURE

-

FIGURE 2
AUTOUR DU FORDISME

Rigidité sur le marché externe du travail



《論文・書評》

### 《論文》

# 日本における政府助成研究と研究協力に関するフランス人の見方

アン・アンドルエ (CNRS)

序

日本における研究は以下の2つのパラドックスに要約されよう。その一つは、日本の伝統を変わらず守り、日本の価値体系を保ちつつも、同時に決然と将来へ向けた方向転換を図っていく日本文化を維持していくことである。

新しい技術の修得は、日本の歴史上長きにわたって優先されてきたものである。今日では現代的な研究機関のすべてが、21世紀に市場化される見込みの技術に関して研究を行なっている。このような意味で、日本は、文化・技術・科学が現在でもまた将来においても優先されるフランスと同様であると思われる。このように、将来を志向した行動は、国家レベルにおいても、個人レベルの研究計画と同様に、未知の科学的要素を取り込んで行くことができるように熟考することが必要である。しかしながら日本では、このようなハイテクノロジーの定義は、研究機関、科学協力機関、研究交流機関、科学研究政策を実行に移す資金助成機関、国際的な研究プログラムに着手している機関などのそれぞれにおいてなされている。

もう一つのパラドックスは、研究の調整において生じる。日本では、研究の調整は、フランスで見られるやり方とは全く異なるようである。というのも、日本における研究の調整は個別の省庁、あるいはまた個別の大企業によって行なわれているからである。フランスにおけるような研究を統合する制度は日本には存在しない。フランスでは、52年前に国立科学研究センター(CNRS)が設立され、17000人の研究者および技術者と、1300の関連研究センターおよび研究所、あるいは付属の研究室を擁している。このような特別の政府機関が、基礎研究を調整し研究の偏る傾向を避けるために設置されている。この研究調整機関によって、重複した研究を排したり、将来発展しそうな研究に注力しようとしているのである。したがって、国立科学研究センターは、基礎研究の分野における研究の推進者とみなされており、知識の創造、交換、拡散の役割を担つているのである。

#### 1、日本における科学研究および政府助成研究の組織とその編成

科学研究の組織と編成は、他の先進各国と同様に行政に従わなければならない。したがって、日本においてどのような分野が優先されてきたかを知るためには、行政の変化をたどるのがよいだろう。

基礎研究や応用研究を行なっている主要な政府機関は、文部省、通産省の工業技術院(AIST)、および科学技術庁(AST)である。これらの主要な省庁は、科学研究に携わると同時に、調整を目的として、政府に研究プログラムを提示している。さらにこれらの研究プログラムは、最高機関である日本学術会議によって評価される。各省庁もまた、独自の審議会をもっており、これが資金配分という難しい役割を担っている。研究の優先分野には、原子力、バイオテクノロジー、エレクトロニクス、ロボット工学、新素材、航空宇宙などがあげられよう。また将来的には、成果に不安があるので、政府助成研究の大部分を行なっている三つの主要省庁は、ハイテク分野や優先分野の方針に従って行動している。

文部省は、自然科学分野の大学研究者の40%以上、および、社会科学分野の大学研究者の80%程度を統括している。この文部省は、科学を国際的なレベルに引き上げる為の組織である日本学術振興会(JSPS)を介して、国立科学研究センター(CNRS)との最初の交渉相手となった。1975年以降、国立科学研究センターと結ばれた協定によって、科学技術協力がこの日本学術振興会との間で行なえるようになった。そして1990年には、共同プログラムを強化するために国立科学研究センターは直接文部省と協力協定を結ぶに至っている。

通産省の工業技術院では、産業の利益となるような技術に沿って研究が行われている。工業技術院は、産業用の研究を担うために、16の研究所を持ち、全国総合開発計画に役立てている。1990年には、国立科学研究センターと工業技術院との協定が両機関の共同プロジェクトを助成するために結ばれた。

科学技術庁(AST)と国立科学研究センターとの協定も、同様に両機関の科学協力を強化する目的で結ばれている。科学技術庁は国家レベルでの科学技術政策の調整や、総合開発計画のための研究開発の促進の役割を担っている。

現在でも、日仏共同プロジェクトは、21世紀の技術革新に大きな影響をもつ主題である末尾のページの枠内の主題のもとで組織されている。

#### 2、日本の科学政策における資金負担

1990年度には、主要政府機関における科学技術予算は、総額1兆9200億円であり、これが以下のように主要省庁に分配されている。

- 文部省 : 8940億円(予算総額の40%)
  - (193000人の大学の教官及び研究者に対して)
- 科学技術庁: 4950億円(予算総額の25、8%)

(1605人の研究者に対して)

- AIST : 2500億円 (予算総額の13%)

(2560人の研究者に対して)

三つの省庁、とりわけ文部省においては、研究予算総額から大学の教官、及び研究者の給与が差引かれなければならない。

このように予算が巨額であること、さらに予算が次第に増加していることは、日本の科学技術立国

を目指す方針を表わしている。

最近の四半世紀において、日本の政府系研究機関が非常に大きな資金を与えられていたことを確認 しておかなければならない。他の先進国に対する日本の貿易収支の黒字を減らすために、当時の中曽 根首相は海外から購入した高性能の新機械を、政府関係の研究機関に設置してきた。

主要先進国の研究予算を比較すると、政府部門と民間部門との分配比率には大きな相違が存在することが明らかになる。フランスでは、政府負担による研究費の割合は、1965年には70.6%であり、1990年には51.5%であった。アメリカでも、フランスと同様に、1965年には64.9%、1990年には45.2%である。しかしながら日本では、研究開発に対する政府の支出は、1965年に30.8%、1990年に16.3%である。これが意味するのは、日本では研究費の大部分が民間部門によって負担されており、この事実がフランスと日本の研究開発の行動と結果の相違を明らかにしている。これはまた、フランスが基礎研究を行なう方向に進んでいるのに対して、日本では基礎研究と応用研究の境界がはっきりしないことを説明するものである。

# 3、研究者の交流:国際的な研究チームの構成へ向けて

研究者の交流の問題では、明らかに不均衡が認められる。1989年には、日本は、2952人の研究者をフランスに送り込んだが、フランスは462名を日本へ送っただけである。次いで、アメリカについてみると、同じ期間に4551名の日本人研究者がアメリカの研究機関で研究を行っているのに対して、アメリカ人研究者は2815名が日本の研究機関で研究している。

さまざまな研究機関が、少なくとも第3段階修了程度の能力が必要とされる交流に参加している。 日本学術振興会は35名、科学技術庁は10名、コミテ・ド・フォルム (comité de forme)は7名、 CEEは20名、工業技術院は10名である。その他の奨学金は第3段階修了者を除く若手研究者に 集中して与えられている。

日本で研究を行うフランスの研究者の数は非常に少ないが、日本での研究は、現在の日本の生活条件もとでは、危険を伴ったものであると考えられている。日本での生活条件では、家賃が高い状況のもとで、彼らの98%が家族を連れて日本へ来ている。言語の問題もハンディキャップとなっている。 かい のもある。

基礎研究の分野で研究を行なっている研究者については、言語の問題はそれほど大きくない。というのも、研究条件がフランスで行なわれているものと近いからである。しかしながら、基礎研究に関連したテーマで研究を行っている研究者もやはり、言語の問題に関してさまざまな問題に直面している。 たとえば、研究テーマの変更を余儀なくされることもある。手紙のやりとりで定められた研究テーマでは、実際の研究室の研究条件がそれを許さないものであったりするからである。 さらに、フランスと日本の研究方法が大きく異なっており、日本の研究機関によくみられる集団的傾向に、フランスの若手研究者が必ずしもなれていないからである。

若手研究者の交流は、フランスにおける科学協力の制度にあっては、最も重要な部分である。研究 交流によってはじめて将来が築き上げられるのであり、それはより良い相互理解や、好ましい研究協 力や、国際的な研究チームによる研究作業を打ち立てるものであるからである。

#### 結論

フランスと日本の研究機関の制度的な相違は、資金調達法の相違によるものである。フランスにおける政府機関による調整と、日本におけるこのような調整の欠如は、これによって説明することができる。たとえば、日本では、民間部門が研究費の80%以上を負担している。両国の制度の相違と独自性は、同様に研究開発の国際化に関して異なった帰結をもたらしている。フランスでは、ヨーロッパ・レベルでの調整がしだいに必要度を増していることは明らかであり、それはヨーロッパ・プログラムの開始によって具体化する。公的な研究機関の調整が行なわれているので、フランスがヨーロッパ・レベルでの調整に着手することは可能である。

日本では、研究の調整は民間部門の目的ではないが、日本政府には、国際プログラムが開始しているので、このプログラムを実行するために政府と民間が共同行動をとるという方法は存在している。日本の見いだすべき問題の解決法は、第1目標として研究開発の事例をすべて集約すること、次いで海外にこのプログラムないしプロジェクトを知らせることである。20世紀末に必要不可欠な科学や技術進歩は、共同研究のような混合組織による研究チームの必要を余儀なくしている。そしてこれは、結果的に研究の垣根を取り除くことになろう。現在すすめられている日本の主要な国際プログラムは以下の通りである。

#### - ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム (HFSP): 1989年

日本にとっては、とりわけバイオテクノロジー関連について協力を呼びかけ、高水準の国際的な研究チームに資金助成すること、そして、得られた成果を評価することが問題となっている。ヨーロッパにおけるこの研究領域における日本の地位を強化するために、ストラスプールにヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラムの事務局が設置されている。

#### - 知的生産システム (IMS): 1990年

通産省は、この研究プログラムによって現存および開発中のシステムを標準化することを目指して おり、21世紀の生産システムをめぐる研究に重点を置いている。

このような国際プロジェクトは、世界の3つの主要地域(ヨーロッパ、北アメリカ、日本)が協力 する研究統括センターの創設を予見するものである。

以上のように、経済の国際化時代において、研究の国際化についても同様に組織化され、また日本が国際プログラムを通じて、21世紀に向けて大きく躍進することが予想できよう。

(訳 八木尚志)

### 《書評》

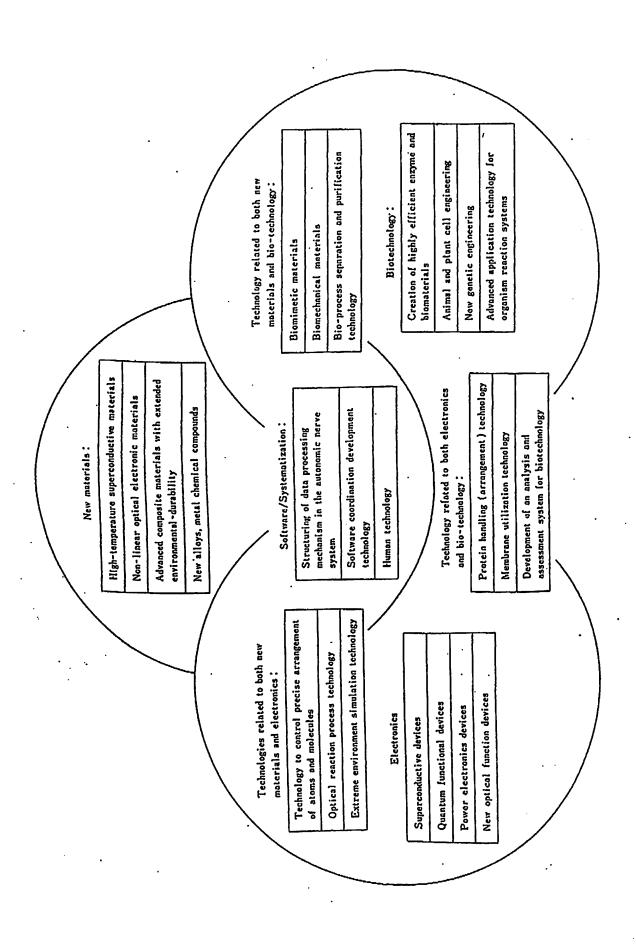
山田鋭夫著『レギュラシオン・アプローチ - 21世紀の経済学』藤原書店、1991年

安孫子 誠男 (千葉大学)

『経済学批判の近代像』としてマルクスの社会・歴史認識を見事に再構成してみせた著者が、おそらくは「現代像の経済学批判」という課題意識をこめて世に問うた試作品が本書である。この書の検討対象は、資本主義世界の構造的危機と経済学の危機という1970年代の文脈において、マルクスの現代的加工をも企図しつつ危機解剖の経済学として生誕したフランスのレギュラシオン理論である。本書は、この新しい経済学の全体像を丹念に紹介するというかたちをとりながらも、その筆勢に、日本社会の経験の批判的解読にこのアプローチをいかに生かすべきかという問題的関心を せている。

本書は六つの章からなる。従来の経済学との対比で、またフランスに固有な思想的文脈のなかで、レギュラシオン学派の知的負債と方法的独自性を約述する第1章。ついで、日本のマルクス学派の現代資本主義論、とくに国家独占資本主義論と宇野理論が批判的検討に付される第2章。この二つの章を本書の導入部だとすれば、つづく第3~5章がその本論をなし、レギュラシオン・アプローチによる資本主義認識の勘所が簡潔に提示されている。第3章では基礎的な諸概念および19世紀以来の多る資本主義像、第4章では第二次世界大戦後における成長から危機への転換の論理、そして第5章では今日の危機のもとでの新たな国民的軌道の模案の諸相が、それぞれの考察対象をなす。レギュラシオン学派が、①長期資本主義史における現代社会の特有性の確定、②現代における持続的成長から構造的危機への転化の解明、③現在の危機からの脱出の展望とシナリオことにその国際比較を、基本主題として取り扱っている(力点は①→③へと移動)からには、こうした編別の組み方と展開法をは、基準を表して取り扱っている(力点は①→③へと移動)からには、こうした編別の組み方と展開法は、本土登して取り扱っている(力点は①→③へと移動)からには、こうした編別の組み方と展開法は、基準とに要をえていよう。最終の第6章は、レギュラシオン・アプローチからの日本資本とに要をえていよう。最終の第6章は、レギュラシオン・アプローチがらの日本資本がにまるとに要をえていよう。最終の第6章は、レギュラシオン・アプローチがらの由土産の分析が大きく欠落している以上、この問題提起は日本社会の自己認識を呼びかける本書の結びによるりが大きく欠落している以上、この問題とは日本社会の自己認識を呼びかける本書の結びによって、本書はこの新しい経済学への適切ないざないの書となっている。

本書の核心部は、補論「フォード主義のマクロモデル」の解析に裏打ちされた第4章にあるといってよい。レギュラシオン学派の資本主義認識の要諦は、資本主義のダイナミクスを捉えるさいの基礎視軸を、資本間の競争形態の変化にではなく「賃労働関係」(労働力の利用と再生産を規定する諸条件の総体)の変容に求める点、したがってまた、第二次大戦後の成長から危機への転化を「国家独占資本主義」の危機としてではなく「フォード主義」の危機として捉える点に存する。第4章ではその理由が、フォード主義の好循環のマクロ経済的回路と制度的調整形態およびその瓦解に即して、明快に説明されている。たとえばボワイエ・モデルは、生産性上昇益の形成と分配との構造的斉合性とその破綻という問題として成長から危機への転換を捉えているが、「賃労働関係」のありようこそ、生



産過程の編成様式(→生産性上昇のいかん)と所得分配・需要形成(→実質賃金・消費需要さらには 総需要のいかん)とを同時に規定するという意味で、蓄積体制の動向の軸心をなすのである。レギュ ラシオン学派が、現代資本主義の各国比較の準拠枠を「ポスト・フォード主義」の存否またはその類 型化に求め、また、社会形成の将来像をいわゆる"産業民主主義のジレンマ"の超克としての「勤労 者民主制」に求めるのも、この点にかかわる。

経済の国際化とサービス化というレギュラシオン学派にとって今日焦眉の急をなす二大テーマはいま別にしても、本書になお残された問題として二点のみ指摘しておきたい。

- (1) レギュラシオン・アプローチは、(構造主義をもふくめ)伝統的マルクス経済学への批判という相をもちつつも、同時に、新古典派経済学の圧倒的影響への対 という面をも色濃くもつ。そこには、新古典派のインフレ論あるいは成長理論との対抗という課題意識が強くみられ、それへの理論的対案の提示のためにこそ、ポスト・ケインジアンのマクロ経済学さらにはネオ・シュンペーター学派のイノベーション論の批判的摂取が試みられている。たとえばレギュラシオン学派の一大功績は、生産ノルムと消費ノルムが同時に波及するための条件として、「連結交渉 connective bargaining 」の波及効果の重要性を検出したことにある。だが同様の意味で、生産性の形成メカニズムの背後には《Innovation Diffusion》という問題が伏在するのであり、彼らはこうしたシュンペーター学派的問題設定を、「脱工業化」における生産編成と産業組織の変容問題として検討の 上にのせつつある。日本のマルクス経済学の自己再生という本書に内蔵された課題意識は、いささかも損なわれてはなるまい。が、レギュラシオン学派の試みる新古典派経済学への批判および "異端"経済学との一定の協同という面があわせて浮き彫りにされたときにこそ、「21世紀の経済学」という本書に付された副題がより異彩を放つはずである。
- (2) 日本はフォード主義を超えたかをめぐって、今日「ポスト・フォード主義論争」が激しく交わされている。だが、それと同時に、日本の高度成長期をそもそもフォード主義と規定しうるか、という基本争点は欠かせない。著者はボワイエにならい、高率の生産性上昇や大量生産一大量消費の構図が妥当するという点で、日本を「混成的フォード主義」と規定している。が、非テーラー原理の労働編成、最気感応的な賃金形成、設備投資主導型の成長パターンなどの"様式化された事実"を構造斉合的に説明する概念として、「テーラー原理受容 対 生産性インデックス賃金」という調整原理を中核とするフォード主義なる規定を —— 「混成的」ではあれ —— 日本把握に維持する必要があるのか、という基本論点はなお残るであろう。さらには、著者の提示する「企業主義的調整」と「デュアリズム」という日本型調整様式にかんしても、団体交渉に対する労使協議制の優位という論点にくわえて、「情報構造の分権性とインセンティブ装置の集中性との双対原理」論(青木)への理論態度とか、デュアリズム論とかつての「二重構造」論あるいは労働市場の segmentation 論との関連といった問題が、問われもするだろう。いずれにせよ、「新しい市民的連帯」の提起のうちに"企業内市民権"をも射程に収めているはずの本書は、まさしく「新しい日本資本主義論争」への時を得た挑発の書でもある。

藤本 光夫 (愛知大学)

日本では、フランスの経済・経営をを取り上げる研究者の数が増加し、その研究テーマも理論的・実証的、一般的・個別的と多岐にわたっている。しかし、これらの研究が一冊の書物にまとめられ、公刊されるとなると、なおさみしい限りというほかはない。これらのうち、現状を分析している比較的新しい文献を挙げるならば、①長部重康編『現代フランス経済論 - 歴史・現状・改革』有斐閣選書、1983年、②清水俊貞編『フランス経済をみる眼』有斐閣選書、1984年、③吉森賢『フランス企業の発想と行動』ダイヤモンド社、1984年、④藤本光夫『ミッテラン政権と公企業改革』同文館、1988年などがある。しかし、こうした著作に、最近、築山滉氏の『現代フランス経済論』日本評論社が加わることとなった。

これまでの"フランス経済論"の多くは、①フランス資本主義の特殊性を意識した"フランス資本主義論"、② "経済論"とはいえ内容的には、産業セクターを中心とする"産業構造論的フランス経済論"、③さらに対象を絞った個別的"産業論"、分野別"経済分析"などに区別することが出来る。今回の葉山氏の著作は、政策論からの分析であり、特定期間における政府の経済・社会政策を総合的に、それらを平面的にではなく、いくつかの連続する政策とその結果を正確にフォローし、書物全体をきわめて宝に、有機的に編み上げている点で、複数研究者の共著では容易に真似ることのできない特徴をもち、またその点で成功しているといえる。

氏は、同書の取り上げる時期と内容について次のように限定している。「本書で扱われる主な領域は、主として第一次石油危機直後の74年の春から、ミッテラン左翼政権がいったん終わった86年春までの、フランス経済と経済・社会政策のかかわりである(「まえがき」)。」この時期には、いうまでもなく、二度のオイルショックにより、フランス経済がいちじるしい影響を受け、経済的困難・危機の深まりのなかで、社共を軸とするフランス左翼の政治的台頭が、遂には「共同政府綱領」を支えとした左翼連合政権を誕生させるに至るのである。したがって、この政権の採った経済・社会政策が、たのか、多くの人々の注目するところであったし、またそうした時期の経済政策をトータルに分析した研究成果の公刊が待望されていたということもできる。葉山氏の著作は、そうした期待に十分応え

葉山氏は、本書執筆にあたって、「内在的な分析」を強調され、さらに4つの観点を分析の枠組みとして据えられる。①過去との継続性、②国際環境とのかかわり、③各国特有の"構造"(人口構成とか賃金の物価スライド制など)、④政治の視点、である。

こうした観点のもとに、本書の構成は、第 I 部「石油危機後の物価・賃金・雇用」、第 II 部「ミッテラン政権下の物価・賃金・雇用」と 2 部に分けられ、おのおの次のような章立てとなっている。第 I 部は、「序にかえて:石油危機までのフランス経済」、「2:緊縮政策への執着-バール内閣-」、

「1: 高度成長への幻想-シラク内閣-」、「3: ジスカール政権下の経済パーフォーマンス」、「4: インフレと失業の構造」、「第 I 部の終わりに: 政策・構造・パーフォーマンス」である。第 Ⅱ部は、「序」があって、「1: 初期ミッテラン政権」、「2: 第二段階のミッテラン政権」、「3: 政策転換後の物価と所得」、「4: 雇用政策の効果と限界」、「第 Ⅱ 部の終わりに: ミッテラン政権の意味と評価」である。なお、本書は、ほぼ 300ページに達する。

評者にとって、貴重であったのは、①81年を境にした保守政権と左翼政権の経済・社会政策を対比する形で分析が行なわれていること、②「シラク・プラン」、「バール・プラン」、また「ドロール・プラン」、「モーロワ・プラン」の特徴が詳細に分析され、物価・賃金・雇用などへの効果が明示されていること、③ミッテラン政権の"大きな政府"の1年とそれ以降の「経済思想の転換」による所得政策導入、企業の重視、これが西ドイツのシュミットの思想と重なり合い、EC統合への思想的呼応を創り出してきたなどの点である。

ところで、本書を読んで次のような印象ももった。①政策が分析対象となり、帰納的に分析されていることが原因かもしれないが、フランス資本主義の一般的・普遍的特質の定式化が弱いように思われた。②この点は、工業・商業・金融などハード面の分析が抜けていることと関連すると思われるが、葉山氏の分析とこうした分析は相互に補完させる必要があろう(「産業ショック」の内容分析の必要)。③ミッテラン政権の「政策思想の転換」は、"勤労者と産業の和解、合意形成"によって可能となった、その背景、内容をもう少し説明して欲しかった。④最後に、フランスでの経済成長、物価・賃金・雇用等政策の保・革両者の対応がディスポジティフの点で接近・縮小・消滅へ向かっているかにみえるが、それは不可逆的・必然的傾向なのかどうか、またこの傾向は世界(EC)資本主義の展開のなかでどのように位置づけられるのか、今後の経済分析は、こうした疑問へのアプローチを避けられないように思われる。

いずれにしても、葉山氏のこの著書は、久し振りに、大きな転換期を経過するフランス経済を政策 論の側から詳細に分析し、複雑に絡み合う経済・社会政策の因果関係を解きほぐされたものとして、 高く評価することができる。

P. Jacquemot, La Firme Multinationale: Une Introduction Economique,
Economica, 1990

J-L. Mucchielli, Les Firmes Multinationales:

mutations et nouvelles perspectives,

Paris: Economica, 1985

長谷川 信次 (早稲田大学)

フランスにおける多国籍企業研究といえばこれまでわが国では、いくつかの邦訳を通じて、ミシャレ (Ch-A. Michalet) やドラピエール (M. Delapierre) に代表されるいわゆる「ナンテール (Nante rre)」学派や、ベルタン (G-Y. Bertin) が知られている。ここでは、日本ではまだ馴染みの薄い二人

の研究者による、多国籍企業に関する最近の著作を紹介しよう。

ジャックモ (P. Jacquemot, La Firme Multinationale: Une Introduction Economique, Economica, 1990) は、パリ第9大学 (Dauphine) の Maître de Conférences として、多国籍企業論および開発経済学を担当する新進気鋭の若手研究者である。

本書の構成は大きく3部から成る。それぞれのバートでは、多国籍企業に関わる3つの基本的問題を既存モデルがどのように解明しようとしているかが論じられる。第1部では、企業が多国籍化するのはなぜか、にテーマを集中する。そして、このテーマを対象とする理論モデルとして、国際貿易論、資本移動論、市場の不完全性理論、折衷理論をとりあげ、それぞれについて丁寧な解釈と評価を行っている。第2部では、多国籍企業の内部へと分析を移し、垂直統合、水平統合、多角化などの企業の成長戦略の一貫として多国籍化のプロセスを論じている。それと同時に、多国籍企業の組織構造や意思決定システム、さらには企業内部の資源管理についてのさまざまな分析を展開している。そして第三部では、多国籍企業が国民経済や世界経済に占める比重や与えるインバクトを、資源配分や所得、雇用、国際収支、技術移転といった項目だけでなく、経済政策の独立性、工業発展や地域開発などダイナミックな効果まで含めて、幅広く論じている。

こうした3つの視点からの検討を通じてジャックモは、多国籍企業を包括的に把握しようとする。 さまざまな要素がバランスよく取り上げられ、本書は、フランスでは数少ない多国籍企業論の格好の入門書となっている。

ムキェリ(J-L. Mucchielli, Les Firmes Multinationales: mutations et nouvelles perspectives, Paris: Economica, 1985)は、現在、バリ第1大学(Panthéon-Sorbonne)で多国籍企業論と国際経済論を担当する Professeur agrégé である。ナンテール学派とは一線を画し、よりアングロサクソン的なアプローチを取り入れながら、企業多国籍化のロジックに関する独自の理論構築を試みている。本書は大きく2つのバートに分かれている。まず、第1部では、多国籍企業と直接投資の既存理論をマクロ(国際分業論)、ミクロ(企業理論)、メゾ(産業組織論)の3つに分類し、包括的なサーベイを行う。そうしたサーベイを通じて、いずれか一つのアプローチのみに依拠する一元的(Moniste)アプローチでは、多国籍企業という複合的な現象の全体像をとらえることはできない点を強調する。第2部では、第1部で展開した批判を受け継いで、それぞれが単独では不十分ではあるが相互補完的な関係にある3つのアプローチを統合することで、独自の総合アプローチ(Approche Synthétique)を提唱する。すなわち企業は、国家、市場、企業という3つのレベルの要素が絶えず相互作用を繰り返す中で、これら要素の最適な組み合わせを見つけようとしている。こうしたダイナミズムの中にムキエリは、多国籍企業のレゾン・デートルを位置づけようとするのである。

ここで、ムキェリの総合モデルと、英国レディング大学のダニング(J. H. Dunning)による折衷アプローチ(Eclectic Approach)との類似性がすぐさま想起されるであろう。ダニングは、所有優位、立地優位、内部化インセンティブの3つの変数を同時並列的に考慮することで、企業の外国市場への参入形態を整理した。しかしながらそこでは、それら3つのエレメントが単に併置されているにとどまり、多国籍企業という現象がもつ本来の多次元的な側面を包摂することができないと、ムキェリは批判する。そして、ダニングのそうした分類学を超えることで、企業、産業(市場)、国家(投資国、受入国)という3つのエレメント間でのダイナミックな相互関係をより有機的に把握し、新の意味での総合的なアプローチを試みようというわけである。

ムキェリにおける、英米の研究とは差別化されたニニークさは、このように多国籍企業現象をシステムとしてとらえ分析しようとする点に見い出すことができるであろう。そして自らのシステミック・アプローチに操作性をもたせるため、ムキェリは、ミクロ(企業)の競争優位とマクロ(国家)の比較優位との間でのマッチングとミスマッチングという概念を導入する。ミクロ・マクロのミスマッチングが、マッチングの再構築を求めたミクロの歩み寄りを生み出し、多国籍企業が出現する。そしてさらには、こうしたミクロ・マクロのリンケージの中で、国家間での「相対的なヒエラルキー化(Hiérarchisation Relative)」が生み出されるロジックにまで、ムキェリは発展させていく。ヒエラルキーが絶対的なものでないということは、それが、製品や企業、国家の経済・技術的特性に応じて異なったスピードで絶えず変化していくことを意味している。

最後にムキェリは、日仏に関して実証分析を試み、自身の総合アプローチを検証している。この比較分析から、国内生産と国外生産の合理的配分を通じて比較優位の「梯子 (Echelle)」における自国のポジションを最適化できる国(日本)は、一般的な経済発展論を超えて、こうしたヒェラルキーをダイナミックに変容させることができると結論づけるのである。

J. de Roux etal. (dir.), François Perroux, Les dossiers H.
Fondation Credit Lyonnais, 1990.

清水 和巳 (早稲田大学)

本書は、経済と権力の問題を追求し続けたフランス経済学の巨人、フランソワ・ベルーに対する真摯なオマージュに満ちている。本書を構成する11の章の中には、ベルーの経済・政治・社会・哲学的側面について書かれた論文はいうに及ばず、師としての、友人としての、研究仲間としてのベルーに対する証言、果ては彼に捧げられたシャンソンまで含まれている。それらは全て、フランソワ・ベルーという特定の人物について語られたものでありながら、決して抽象化された固定的なベルー像を結ばない。それだけにいっそう具体的に、フランソワ・ベルーという「人間」を読み手に感じさせてくれる仕掛になっている。つまり、読み手が自分の読みに応じてベルー像を獲得していくことができるのである。だから、この本に限っては、こういう読み方が正しいということはできない。読者は自分の関心に応じて頁を繰ってみれば、自分の欲求を満足させてくれる部分にどこかで突き当たるだろう。簡単に本書の章立てをあげておくと次のようになる。 I. 論考(哲学・社会・政治・宗教)、II. 科学的意図に基づいた経済学、II. 研究と教育、IV. ユマニスム、V. ヨーロッパ、VI. 精神、W. エクリチュール、II. 雑録 2、X. ビブリオグラフィ、XI. フランソワ・ベルーに関する研究、略年譜。これら11章は概ね二つに分けることができる。一つは個人としてのベルーについて書かれた部分であり、もう一つはベルーの思想・経済学等について書かれた部分である。前者としては、II. 研究と教育、IV. ユマニスム、VI. 精神、VI. 末神、VI. 精神、VI. エクリチュール、II. 雑録 2 がそれにあたる。そこでは、フラ

ッソワ・ペルーと様々な形で親交を結んだ人々が随想風に語っており、彼の人となりを偲ばせるに充 分である。中でも、VII.エクリチュールに含まれているG.ロジェの「山上の声」は、文章家としてのフ ランソワ・ペルーを対象に論じており印象深かった。後者について少し詳しくみていくと、 I. 論考 ( 哲学・社会・政治・宗教)では、ペルー理論の哲学的、社会学的側面及び、彼の政治的、宗教的立場 について論じられている。特に、J. ラクロワの「証言」及びF. ミロ・ケサダ「経済学における認識論 とイデオロギー」、M. リュベルの「マルクスとの対話」等は、ペルーの経済学的著作を読む前に念頭 においておくべき基礎知識のように思われる。 Ⅱ.科学的意図に基づいた経済学は、G.D.ドゥ・ベルニ スによるペルー経済学の体系的説明(「フランソワ・ペルーの経済動学:人間、集団的創造、人間的 投企」)から始まって、経済学者ペルーの足跡についての論文や彼の著作の紹介などで終わっている。 この章には、新古典派の定義で有名な1.ロビンズがペルーの貢献について寄せた一文も含まれている が、やはりベルニス論文が必読だろう。本書の中でもっとも長い論文となっているこの論文は、ベル - の著作を解説するだけではなく、自らの問題関心(諸構造の接合様式としての資本主義)に沿った 形でペルー経済学をまとめ直している。 V. ヨーロッパに収められている三つの論文は、ペルーの『境 界なしのヨーロッパ』(1954年)で描かれているヨーロッパ観を中心に論じている。これらの論文は 『境界なしのヨーロッパ』に対するコメントとしても重要だが、 R. パール「境界なしのヨーロッパか ら人間中心経済へ」(1954年)とD. デュバール「フランソワ・ペルーと境界なしのヨーロッパ」(19 74年)を支配する論調一前者は「境界なしのヨーロッパ」について楽観的、後者は悲観的一の違いは そのままョーロッパがその時代の直面していた状況を反映しているようで興味深い。 IX. 雑録 2 では、 B. クルース「経済学と未来学:未来を予見するという行為の特殊性について」が一風変わった論文に なっている。クルースはM.フーコーの『言語表現の秩序』や『知の考古学』を援用しながら、経済学 において「未来を予見すること la prospective 」がどうして支配的になっているのか、つまり「未 来を予見すること la prospective 」の歴史性を問うている。経済学のディスクール論ともいえるこ の論文は短いこともあってか、ペルー経済学に直接言及していない点が惜しまれるが、「経済学」を 歴史的に読む一つの方法を不完全ながらも提示しているといえるだろう。 X. ピブリオグラフィに収め られている文献は彼の主要著作・論文に限られているので、より詳細に文献を検索する場合には、『 ビュルタン』(日仏経済学会)第11号の巻末に含まれている文献目録を参照されたい。

以上簡単に、本書の構成について述べてきたが、先にも書いた通り読者は、自分の興味に応じて本書に収められている論文・随想を読み、自らのベルー像を獲得する権利がある。私がそれらを読んで作り上げたベルー像は、フランス・ユマニスムの伝統を忠実に踏襲し、主体ぬきの機械論的な経済モデルを批判し続けた、20世紀「知識人」としてのフランソワ・ベルーである。現在使われている「経済学者」という言葉のイメージにはおさまりきらないほどの広範な教養を自分のものにし、啓蒙を旨とした経済学者である。では、『フランソワ・ベルー』はベルーを読むための二次文献に過ぎないのだろうか。いやそうではあるまい。ここに編まれている論文の多くは、ベルーの特定の側面について論じることにより、著者自身の思考の軌跡も示している。つまり、現代フランスの知が「権力論」や「ユマニスム」等についてどういうスタンスをとっているのかを教えてくれる一つの手がかりにもなっているのである。『フランソワ・ベルー』からフランソワ・ベルーを読み、ベルーの概念を自分で咀嚼してから『フランソワ・ベルー』に立ち戻ってみる。この読み方が、ある意味では本書の正しい読み方かも知れない。

# 学会活動

活動報告

日仏会館図書室情報サービス

会計報告

会則

会員名簿

役員名簿

投稿規定

#### 1990/91年度活動報告

本年度に、日仏経済学会は次のような活動を行った。

- (1)研究会及び講演会の開催
- 1990年6月19日(火)午後6時30分(於日仏会館会議室) ジャン・マリー・デイナン(フランス銀行) 「ヨーロッパ通貨連合の焦点」
- 1990年6月28日(木)午後6時30分(於日仏会館会議室) ジャック・マゴー(リヨン第二大学教授) 「日常生活と人間関係:日仏の企業を比較して」
- 1990年7月9日(月)午後6時30分(於日仏会館会議室) ジャック・A・プニクール(第三世界環境開発民間研究組織事務局長) 「アフリカでの開発と環境問題」
- 1990年10月6日(土)午後2-5時 (於早稲田大学3号館第一会議室)日仏経済学会秋季大会(内容は本号収録)

平野泰朗(福岡県立社会保育短期大学) 「戦後日本における賃労働関係の変容」 アラン・リビエッツ(CEPREMAP) 「21世紀初頭の資本一賃労働関係」

- 1990年10月18日(木)午後6時30分(於日仏会館会議室) ジェラール・カレ(カレ・ノワール社長) 「シンボル、情報化社会のベース」
- 1990年11月2日(金)午後6時30分(於日仏会館会議室) フランソワ・アンロ(コンパニー・バンケール) 「明日のヨーロッパにおける金融-EC金融統合をひかえて」
- 1991年2月13日(水)午後6時30分(於日仏会館会議室) ジャン・エスマン(国立政治学院) 「日本企業にとっての国内競合と国際競争力との関係」
- 1991年9月25日(水)-27日(金)(於マルセーユ市社会科学高等研究院マルセーユ分院)
- 日仏会館主催第6回日仏学術シンポジウム参加、日仏会館主催 「Temps Libre、Loisir、Tourisme」 本学会より、西川潤(早稲田大学)、勝俣誠(明治学院大学)、筆法康之 (立正大学)、廣田功(東京大学)が参加、報告。
- 1991年10月10日(木) 12日(土) (於ローヌ・エ・アルブ地方のラフレイ、Grand Hotel du Lac Laffrey) 日仏会館主催第6回日仏学術シンポジウム参加、日仏経済学会・数理経済計画予測研究センター(CEPREMAP、パリ)・グルノーブル第一大学共催の第4回日仏経済学会議「Accumulation du capital et modes de régulation」

本学会より、平田清明(神奈川大学)、井上泰夫(名古屋市立大学)、 植村博恭(茨坡大学)、清水耕一(岡山大学)、都留康(一橋大学)、西川潤 (早稲田大学)、花田昌宣(パリ東洋語学院)、筆法康之(立正大学)、 平野泰朗(福岡県立社会保育短期大学)、宮川中民(竜谷大学)、 山田鋭夫(名古屋大学)の11名が参加、報告。

1991年10月14日(月)午前9時30分-12時30分(於リヨン市ローヌ・エ・アルプ地方庁講堂)ローヌ・エ・アルプ地方庁主催「日本経済をどう見るか」で、平田清明、井上秦夫、清水耕一、西川潤、花田昌宣の5名がレイモン・バール元首相の司会により講演。聴衆は約350名の経済・金融界の人々。

1991年10月15-17日(於CEPREMAP、パリ) CEPREMAP主催「日本経済に関するレギュラシオン理論」 本学会よりラフレイ会議出席者中10名(西川を除く)が参加。、報告。

1991年10月24日(木)午後6時30分-8時(於日仏会館会議室) クリスチャン・シュミット(パリ第9大学教授) 「戦争と経済一軍備と軍縮」

#### (2)総会の開催

1990年10月6日(土)午後1-2時(於早稲田大学3号館第一会議室) この総会で1989/90年ど活動報告、会計報告を承認した。新入会員を 加えた会員リストは本号に付せられている。

#### (3)出版

『BULLETIN』第13号「フランス大革命200周年記念大会報告」「1989年日仏経済学会パリ・セミナー報告」を1990年11月に発行した。現在、上記第6回日仏学術シンポジウム参加のマルセーユ及びラフレイ会議の 議事録を編纂中である。

#### (4) フランス側の動き

1991年10月15日(火)午前10-12時にパリの応用経済数理研究所にフランスの日本経済研究者約30名が集まり、第4回日仏経済学会議に参加した日仏経済学会代表団(団長は平田清明教授)と懇談会をもった。その席上で、フランスでの仏日経済学会設立の必要性が強調され、次の人々を世話人として 準備会が発足することになった。

- Dr. Pierre Grou (Université de Paris X Nanterre)
- Dr. Evelyne Leclerc(Ecole du Commerce de Lyon)
- Dr. Jacques Jaussaud (Japon in extenso, Poitiers)
- Dr. Philippe Saucier(Université d'Orléans)

事務局は Dr. Gérard de Bernis, Directeur, ISMEA, 11, rue Pierre et Marie Curie, Paris 75005.

準備会では設立準備作業としてフランスの日本経済研究者のリストアップと 業績、専門等のカード作りを始めており、日本側でも同様のデータバンク作成 要請している。日仏経済学会でもこれに協力して会員の方々に対してアンケー トを行い、データを整備することを考えている。

(文責 西川 潤)

#### 日仏会館図書室:ニューメディアによる情報サービス

#### 1. オンライン情報検索サービス

フランスの書誌データ・ペースに電話回線でアクセスするものです。 1970年代以降の雑誌記事や会議報告等の書誌 情報その他を検索できます。図書室では次のデータ・ベースを中心にサービスを行っています。

データ・ペース名

検索できる書誌情報の分野

作成機関

QUESTEL

AGRA, AECO

AFP通信のニュース全文

AFP通信社

FRANCIS

人文科学、社会科学

CNRS/INIST

LOGOS

政治・社会関係目録:政府刊行物、雑誌、新聞記事、大統領演説の

テキスト、閣議、大統領府、首相、外務省のコミュニケほか

Documentation Française

1991.10.

MEETING

会議、セミナー、展覧会など

サクレ原子力研究所

PASCAL

科学技術全般、情報科学

CNRS/INIST

URBAMET

都市計画

IAURIFほか

基本料金 1,000円 (表示3件を含む), 4件目からの表示料金は1件につき300円

#### EUROPEENNE DE DONNEES

**DELPHES** 

経済, 商業

CCIP. APCCI

MONDE

ル・モンド紙 (日刊, 1987年以降) の記事全文と索引

ル・モンド社

SPHINX

経済. 社会

INSEE

基本料金 1,000円 (表示2件を含む), 3件目からの表示料金は1件につき500円

MINITEL: MINITELNET. MINITEL は端末機の名称。下記はサ-ビスの一例です。

料金 1分200円

ADMITEL 行政機関便覧

AE 電子電話帳

ALIR 出版情報と書籍の注文

ARTS 演劇、展覧等の案内

CCN 雑誌の総合目録

ELECTRE 書籍総目録

ELIDIALE 会社要暨

JITEL 日本国内のフランス関係機関情報/無料

SCRIP Telex, Fax 番号

なお、オンライン検索以外にもフランスのデータ・ベースを利用する方法がありますので、詳しいことは図書室まで お問い合わせください。

#### 2. JAPONEX:日本関係雑誌記事索引

図書室に1987年以降受け入れた欧文の定期刊行物のなかから日本に関する記事だけを集めた書誌データ・ペースです。 バソコンで検索する方法と分類別リスト(季刊)でしらべる方法があります。

#### 3. CD-ROM

料金 コピー(A4) 1 枚 4 0 円

Bibliographie nationale française depuis 1975 sur CD-ROM

Lise: catalogue de la BPI du Centre Georges Pompidou

Politique et société: la France des années 80

ポンピドー・センター公共情報図書館所蔵目録

# パリ国立図書館編纂の全国書誌 (更新年4回) LOGOS (Questel) の1988年までのデータ

#### 1990年度 日仏経済学会会計報告 (1990年4月1日-1991年3月31日)

#### 《一般会計》

収入 前期繰越 会費(郵便振替分) 会費(大会当日納入分) 懇親会費(会員支払分) 早大総会・懇親会補助費 日仏会館寄付 会員寄付 普通預金利子収入	252, 977 412, 000 28, 000 20, 000 60, 000 39, 340 20, 000 4, 387	支出 会合・懇親会費 交通・通信費 事務費 事業会計への繰入れ	112, 102 67, 475 22, 123 250, 000
ā†	836, 704	次期線 手元現金 普通預金 郵便振替口座預金 	53,726 34,158 297,120
《事業会計》		計	836, 704
収入 前期繰越 一般会計より繰込み 利子収入	564, 549 250, 000 6, 885	支出 Bulletin 13号 通訳·翻訳料等	276,000 100,000
ā†	821, 434	小計 次期繰 手元現金	_
		普通預金 定期預金 小計	833 66, 911 377, 690
《預貯金資産》		3月	821, 434

一般会計	
<b>乎元現金</b>	53,726
普通預金	34, 158
郵便振替口座預金	297, 120
小計	385,004
事業会計	
手元現金	833
普通預金	66,911
定期預金	377,690
小計	445, 434
34	830, 438

会計學要類も照合シリ真重を置直しまた結果、正確で、同連っているを確認はいる。



#### 日仏経済学会会則

- 第1条 本会は、日仏経済学会( la Société franco-japonaise des Sciences Economiques )と你 し、これを日仏会館に設ける。
- 第2条 本会は、同一の目的を有するフランスの諸機関との協力のもとに、日仏間の経済学の交流を 促進することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。
  - イ) フランスの経済学者を日本に受け入れ、また、日本の経済学者をフランスに派遣することにつき斡旋・協力し、並びに両国間における経済学研究者の交換を助成すること。
  - ロ) フランスの重要な経済学文献の日本訳を促進し、必要に応じてこれを援助すること。
  - ハ)日本の重要な文献のフランス訳を促進し、必要に応じてこれを援助すること。
  - ニ)刊行物、特に主要な経済学または経済学誌を通じて、日仏両国における経済学説派びに 経済の動向に関する相互の理解を深めること。
  - ホ)両国相互の経済並びに経済学文献の整備、特に両国のピプリオテクの整備に関し、 適切な措置を講ずることにつとめ、かつ、これを促進すること。
  - へ) その他本会の目的に適する事業。
- 第4条 本会の事務所に、東京都千代田区神田駿河台2丁目3番地日仏会館内に置く。
- 第5条 本会は次に定める会員をもってこれを構成する。
  - イ) 正会員: 本会の事業に実際に参加協力するもの。
  - ロ) 賛助会員:本会に対し精神的または物質的な支持を与える者のうちから選ばれた者。
  - ハ)名誉会員:日仏両国間の経済学の交流にとくに寄与した者のうちから選ばれた治。
- 第6条 本会の目的に特同するものは、正会員となることを求めることができる。
  - この請求は正会員1名の推薦により、理事会の承認を経なければならない。

名誉会員または賛助会員の資格は、理事会がこれを与える。但し、この資格は本人の同意が なければ確定しない。 第7条 会費は次のように定める。

正会员

替助会員 自然人の場合 年額 5,000円

法人の場合 年額 5,000円以上

名誉会員は会費を納めることを要しない。

第8条 会員に近大な義務進反がある場合には、理事会の決定によって、この者を本会から除名する ことができる。この者の意義があるときは、この決定は総会の承認を得なければならない。

年額 4,000円

- 第9条 会長は、理事会において理事の中から互選され、本会の事業を統率し、本会を代表する。
- 第10条a.理事会は、若干の理事をもって構成され、総会により選挙される。理事会は本会の業務を執行する。

理事の任期は2年とする。

- 第10条b.会計監査のために、監査役を設けることができる。監査役は総会によって選任される。
- 第11条 会長は、名誉会員のうちから顧問を委嘱することができる。

顧問は、会長の請求により、理事会に対して意見を述べることを職務とする。

- 第12条 会長は、本会の発展のために特に功労のあった者に、総会の議を経て、名誉会長の称りを おくることができる。
- 第13条 総会は、正会員の全員をもって構成する。正式に召集された会員の3分の1が出席し、または、代型されているときは、総会は有効に決議することができる。

総会は少なくとも年1回召集され、理事会の報告を聞き、必要な場合には理事を選挙し、 本会の事業について決議する。

第14条 この会則は、出席者および代理されている会員の3分の2の多数で、総会がこれを変更することができる。

# 日 仏 経 済 学 会 役 員 (1990年10月-1992年9月)

会 長 河野健二

理事

A. アンドルエ

岡 山 隆 長 部 重 康

小金芳

坂 本 慶 -

島津亮

清 水 貞 俊

諏 訪 貞 夫

高 橋 章

津 田 内 匠

西川潤

新 田 俊 三 林 雄二郎

菱 山 泉

平 田 清 明

堀 川 士 良山 岡 春 夫

監査

溝 川 喜 一

事務局

西 川 潤鈴 木 宏 昌

八木尚

#### 投稿規定

- 1. 本BULLETINへの投稿は、原則として会員によるものとする。
- 2. 論文の投稿分量は、原則として横書き200字詰め原稿用紙80枚以内とする(図表を含む)
- 3. 使用言語は日・仏語いずれでもよい。
- 4. タイプまたはワード・プロセッサーによる完成原稿で投稿されたい。

BULLE(Nは原則としてこれをそのまま印刷する。したがって、以下の点に留意されたい。

- 1) B4版の用紙に印字すること (BULLETIN印刷時にはこれを81%縮小コピーして用いる)。
- 2) 上下左右に30ミリ程度の余白を設けること (既発行のBULLETINを参考にしてください)。
- 3) 1行文字数 45字、1頁行数 40行を目安とする。
- 4) 印字した原稿と同時に、作成文書のフロッピーで入稿されることが望ましい。 その場合、入稿可能なフロッピーは、NEC文豪ミニ 7, 5 シリーズ、及びパソコンMS・ DOSで文書に限る(パソコンの場合ワープロー太郎で読み出すので拡張子に「.jxw」 をつけること)。
- 5. 別紙に仏文の表題を書き添えること。
- 6. 投稿論文の掲載可否は、編集委員会にて決定する。

### 日仏経済学会·BULLETIN·第14号

1991年12月20日

発行

日仏経済学会

代表者

河野 健二

編集責任者 西川 潤

連絡先:

〒169-50 東京都新宿区西早稲田1-6-1

早稲田大学経済学研究科 西川研究室気付

日仏経済学会事務局

TEL 03-3203-4141 内線: 3450 (研究室)

3301 (受付)

郵便振替口座番号:

東京 1-42423

印刷所

株式会社 サナエ (早稲田大学西門前) TEL03-3203-1119

# BULLETIN DE LA SOCIETE FRANCO-JAPONAISE DES SCIENCES ECONONIQUES décembre 1991 NO.14

#### SOMMAIRE

Introduction	. 1
ESSAIS	
KAWANO Kenji: Le monde au 21° siecle - sur le dernier livre de Fossaert	
OSABE Shigeyasu: Une été à Moscou·····	
KOGANE Yoshihiro: L'identité française et celle du Japon	
SAKAMOTO Kei'ichi: La signification d'étude sur "le premier socialisme français"	. 8
SUWA Sadao: La Société Franco-Japonaise des Sciences Economiques et l'échange culturel entre le Japon et la France	10
HAYASHI Yujiro: Le retard, c'est une culture	
HIRATA Kiyoaki: Le mode de régulation dans une formation sociale	. 12
L'INIFICATION DU MARCHE EUROPEEN EN 1992 ET LES RELATIONS ECONOMIQUES FRANCO-JAPONAISES	
SHIMIZU Sadatoshi: La division internationale du travail dans la Communauté Européenne	10
OKUMURA Kazuhisa: La nouvelle division regionale du travail entre le Japon et l'Asie du Sud-Est	
CALIN Pascal: Quelles monnaies pour le Marche unique europeen?	
PRICH Charles: Qu'est-ce quele deficit democratique	
MAILLET Pierre: A nouvelles ambitions, nouvelles priorités, nouvelles répartitions des compétences	47
PROPERTY DU COLLOQUE DE LA SOCIETE FRANCO-JAPONATSE DES SOCIETES ESCHONTAGES, OCTUBRE 1990	
Vagure, Rapport salarial d'après-guerre au Japon - sous l'aspect de la croissance "tirée par profit	
LIPETZ Alain: Les rapports capital-travail à l'aube du XXI° siecle······	-70
A PORT OF THE STATE OF THE STAT	
ANDROUAIS Anne: Interprétation Française de la recherche publique et de la coopération scientifique au Japon	
LES CRITIQUES DES LIVRES	82
T VAMADA L'approche de la Régulation, Fujiwarashoten, 1991	
HASEGAWA Shinji: P.Jacquemot, La Firme Multinationale: Une Introduction Economique, Economica, 1990  J-L.MUCCHIELLI, Les Firmes Multinationales: mutation et nouvelles perspectives, Economica, 1985	89
J-L.MUCCHIELLI, Les Firmes Multinationales: mutation et nouvelles perspectives, Economica, 1985	90
SIMIZU Kazumi: J.de Roux et al.(dir.), François Perroux, Les dossier H, Fondation Credit Lyonnais, 1990	
ACTIVITES DE LA SOCIETE	92
Le rapport des activité de la Société Franco-Japonaise des Sciences Economiques en 1990-1991	
Le rapport des activité de la Societé l'Ambient de la Maison Franco-Japonaise	96
L'information sur la Bibliothèque de la Maison Flance Superiore le rapport sur les comptes de l'année fiscal 1990-1991	98
Le règlement de la Société Franco-Japonaise des Sciences Economies des Sciences Economies Residentes Proposition (1990)	99.
10 Material Section 10 december 1001)	1 730
La liste des membres du Conseil d'administration de la Société Franco-Japonaise des Sciences Economiques	102
Le réglement sur l'acceptation des manye. Le réglement sur l'acceptation des manye. 1991)	106
Le règlement sur l'acceptation des Manuscrits au (Bulletin>,	. 107